



MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

この冊子の前半部分は投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は投資信託説明書（請求目論見書）です。



MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 17 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 18 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により平成 18 年 8 月 18 日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の募集にあたり、委託会社は証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定による投資信託説明書(請求目論見書)を作成しており、投資家からのご請求によりお渡しいたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、請求されたことをご自身で記録しておいてください。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンドの基本情報」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとなります。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「管理および運営(概要)」中の《資産管理等の概要》の「投資信託約款の変更」に記載の手續きにより、投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替口座簿に記載または記録を申請することができるものとなります。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替口座簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとなります。

受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替口座簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手續きを委任することができます。

詳しくは後述の「投資信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

交付目論見書の目次

| | |
|----------------|---|
| ファンドの概要 | ファンドの基本情報 1 ファンドの仕組み 3 その他のファンド情報 4 |
| 運用の内容 | ファンドの性格および特色 6 ファンドの目的および基本的性格 6 ファンドの投資対象 7 投資態度 8 運用体制 11 投資制限 12 分配方針 13 投資リスク 14 ファンドのリスク 14 投資リスクに関する管理体制 15 |
| ご投資の手引き | お申込(ご購入・ご換金)手続き(概要) 17 手数料等および税金 21 その他の費用 23 課税上のお取扱い 23 管理および運営(概要) 26 |
| 運用の状況 | ファンドの運用状況等 31 運用状況(概要) 31 運用状況等 33 (1)投資状況 33 (2)投資資産 33 (3)運用実績 34 財務情報(ハイライト) 41 |
| その他 | その他の情報 47 委託会社等の概況 47 内国投資信託受益証券事務の概要 47 ファンドの詳細情報について 48 |

<添付>
 【約款】
 【用語解説】

ファンドの基本情報

| | |
|-------------------------|---|
| ファンドの名称 | MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。） |
| 商品分類 | 追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型） |
| 主な投資対象および ファンドの目的 | 主として世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザー ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて投資を行 い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用 を行います。 *詳細については、後述の「ファンドの性格および特色」をご参照ください。 |
| ベンチマーク | モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指 数（MSCIコクサイ・インデックス） |
| 運用方針 | 後述の「ファンドの性格および特色」、「投資態度」、「約款」をご参 照ください。 |
| 運用実績 | 後述の「ファンドの運用状況等」をご参照ください。 |
| 主な投資制限 | ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 *詳細については、後述の「投資制限」、「約款」をご参照ください。 |
| ファンドの リスク | ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動もあり ます。）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元本が 保証されているものではありません。 *詳細については、後述の「投資リスク」をご参照ください。 |
| 信託設定日 | 平成9年11月20日 |
| 信託期間 | 原則として無期限 |
| 決算日 | 原則として毎年11月19日の年1回決算（ただし休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 原則として毎決算時に分配を行います。 ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 *詳細については、後述の「分配方針」をご参照ください。 |
| 収益分配金のお 支払い / 再投資 | ）分配金支払いコース：原則として決算日から起算して5営業日目か らお支払いします。 ）分配金再投資コース：課税後に決算日の基準価額で無手数料で再投 資されます。 |
| お申込取扱場所 | 販売会社の本・支店、営業所等 |
| お申込期間 | 平成18年2月18日から平成19年2月19日まで *お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されま す。 |

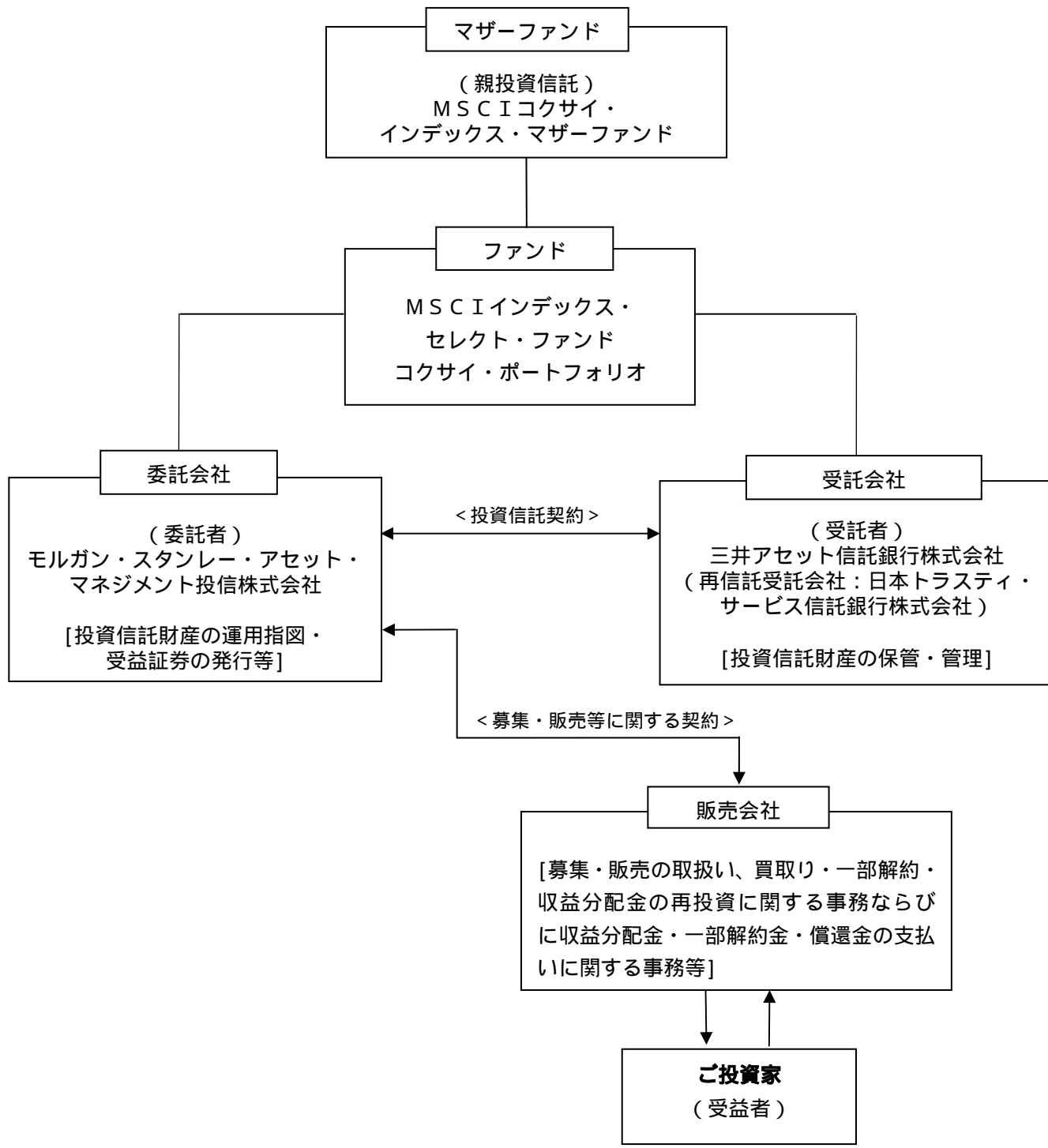
| | |
|------------------------|---|
| お 申 込 時 間 | ご購入／ご換金共通：原則として午後3時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。（販売会社により異なりますのでご注意ください。） ただし、ファンドが定める休業日を除きます。 |
| ご 購 入 単 位 | 最低申込単位を) 分配金支払いコース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位) 分配金再投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 として、各販売会社が個別に定める単位とします。 販売会社によっては) または) どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 す。詳細については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 |
| ご 購 入 価 額 | ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| ご 購 入 手 数 料 | ご購入金額または代金に応じ、販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率をご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 詳細については、後述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。 償還乗換え等によりお申込みの場合は、無手数料等となります。詳しくは後述の「手数料等および税金」をご参照ください。 M S C I インデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからのお申込みの場合は無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれます。） |
| ご 購 入 代 金 の ご 入 金 日 | ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。（なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。） |
| ご 換 金 単 位 | 各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 |
| ご 換 金 価 額 | ご換金には「解約請求」または「買取請求」があります。解約（買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 |
| ご 換 金 代 金 の お 支 払 日 | 原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対して年率0.945%（税抜0.90%） |
| 課 税 上 の お 取 扱 い | 後述の「手数料等および税金」をご参照ください。 |

ご投資家のみなさまにおかれましては、投資信託説明書（目論見書）をよくお読みいただき、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

当投資信託説明書（交付目論見書）で使用されております専門的な用語につきましては、巻末に「用語解説」を添付しておりますので併せてご参照ください。

ファンドの仕組み

1 ファンドの仕組みの概要



2 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社および販売会社をいいます。）の名称および運営上の役割ならびに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要は次のとおりです。

委託会社：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

- ・ 受益証券の発行
- ・ 投資信託財産の運用指図
- ・ 投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成 等

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

受託会社：三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、委託会社との間の投資信託契約に基づき、以下の業務を行います。

- ・ 投資信託財産の保管・管理
（信託事務の一部を再信託する場合があります。）

なお、受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

販売会社：販売会社については、後記「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」「お申込取扱場所と時間」をご参照ください。

販売会社は、委託会社との間の証券投資信託受益証券の募集もしくは販売の取扱いに関する契約ならびに証券投資信託受益証券の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約に基づき、以下の業務を行います。

- ・ 募集・販売の取扱い
- ・ 買取り・一部解約・収益分配金の再投資*に関する事務
- ・ 収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務 等

*「分配金支払いコース」のみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

その他のファンド情報

(1) 内国投資信託 受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）原則として無記名式ですが、記名式への変更も可能です。格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より社振法の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

| | |
|--------------------------|---|
| (2) 発行価額の総額 | 5,000億円を上限とします。信託金の限度額については約款第3条をご参照ください。 |
| (3) 日本以外の地域における発行 | ありません。 |
| (4) 有価証券届出書の写しの縦覧 | 委託者が有価証券届出書（有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所はありません。 |
| (5) 届出書提出日 （訂正届出書提出日） | 平成18年2月17日 （平成18年8月18日） |
| (6) 振替機関に関する事項 | 該当ありません。 ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。 株式会社 証券保管振替機構 |

ファンドの性格および特色

ファンドの目的および基本的性格

1 主として世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を通じて投資を行い*、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

2 グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（MSCIコクサイ・インデックス）に連動する投資成果を目指します。

*ただし、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ファンドおよびインデックスは円ベースです。

4 ファンドは、追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）*です。

*「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

【MSCIインデックス（指数）について】

MSCI（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）が算出する、世界的な株価指数の名称です。

MSCIインデックスには、先進国やエマージング国、各地域、各国別、産業別、業種別など、様々な指数があります。

MSCIインデックスは、パフォーマンス評価のベンチマークとして、世界の機関投資家に広く利用されています。

MSCIは、1969年から30年以上にわたり豊富なりサーチ・データベースをもとに各種データを提供しており、その対象は現在約50カ国に達しています。（平成18年6月末現在、出所：MSCI）

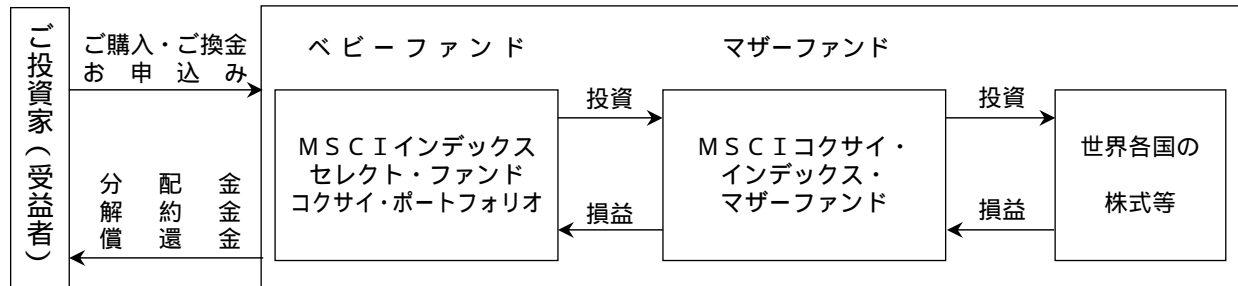
MSCIインデックスは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社の知的財産であり、MSCIはモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルのサービスマークです。

MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。また、これらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。

MSCIインデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は変更されることがあります。

【ファミリーファンド方式について】

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ）とし、その資金をマザーファンド（MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針については、約款をご参照ください。

*平成18年8月18日現在、「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」以外で「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資するファンドとして、「モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド」および「モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド（適格機関投資家専用）」があります。今後も「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

ファンドの投資対象

主として世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要な投資対象とします。

マザーファンドの主要投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を主要投資対象とします。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

1

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

2

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

実質外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

3

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数*（MSCIコクサイ・インデックス）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

* MSCIコクサイ・インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国（平成18年6月末現在）を構成国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）が開発した株価指数です。

MSCIコクサイ・インデックスの構成国（平成18年6月末現在）は、以下の22カ国です。

「アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港」

ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変更されることがあります。

4

運用プロセスは、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階で行います。

【運用プロセス】**第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程**

国、銘柄毎のインデックス組入比率等を分析し、その後各国インデックス構成銘柄の平均売買高、売買スプレッド等の流動性を分析します。次に、ファンドの運用金額および流動性分析結果を勘案し、自社グループ開発リスク管理およびポートフォリオ構築システムにより、トラッキング・エラー（ベンチマークと収益率との乖離）の最小化を図りつつ各国インデックスに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。地域、国別および業種別配分は、インデックスの地域別 / 国別構成比率および業種別構成比率に基づきます。

第2段階 (a) 構築したポートフォリオを管理する過程

MSCIよりインデックス構成銘柄変更に関するデータを電子メールで、さらに当社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーの監視を行います。また、個別銘柄分析リサーチ・データベース（RAPPA）等を活用し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。

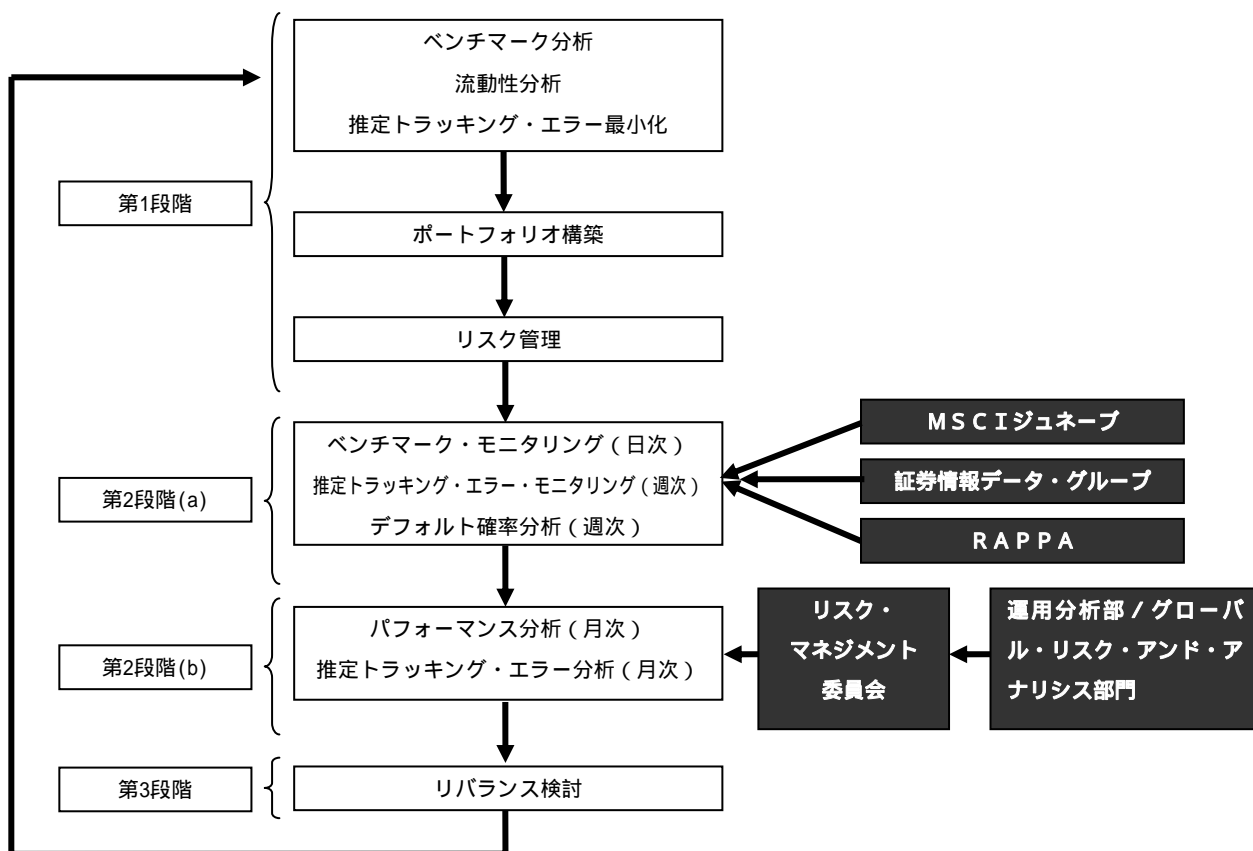
第2段階 (b) 構築したポートフォリオを管理する過程

運用分析部が、毎月パフォーマンスの計測および要因分析を行います。これらの分析データを、当社グループ全体のポートフォリオ・リスク・モニタリング組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門に報告します。同部門は、これを基に運用状況を確認し、運用状況に懸念があると判断した場合には、社内のリスク・マネジメント委員会に詳細な調査を要請します。リスク・マネジメント委員会は、必要に応じて運用部に対応策を要請します。

第3段階 リバランスを実施する過程

原則として、MSCIが行う定期的な指数構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。

- 週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合
- コーポレート・アクション、浮動株式調整等によりインデックス構成銘柄等が変更となった場合



有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(参考) マザーファンドのベンチマーク はMSCIコクサイ・インデックスとします。

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、ベンチマークに連動した投資成果を目指しますが、それを保証するものではありません。また、世界の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用体制

ファンドの運用にあたっては、パッシブ運用を担当する第三運用部が担当します。
MSCI構成銘柄に関するリサーチは、当社のグローバルな拠点網を活用して行います。

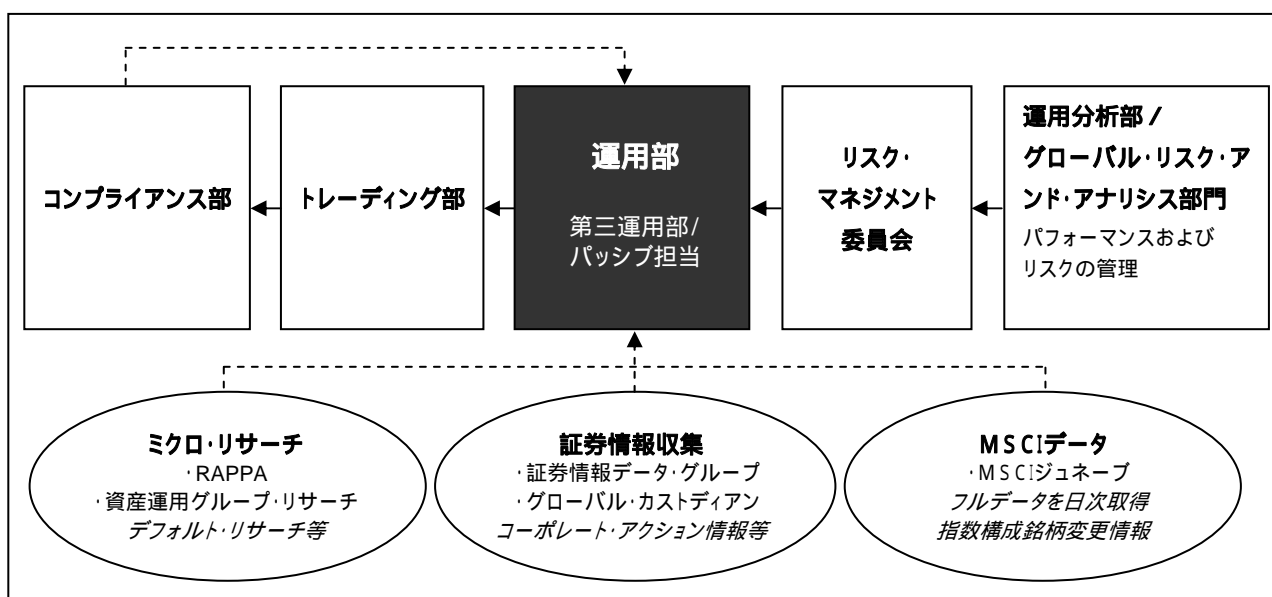
マイクロ・リサーチ

調査に当たっては独自開発のRAPPA (Research and Portfolio Performance Analysis) を活用します。RAPPAは、世界の各拠点に在籍するリサーチ担当者が作成したレポートや社外のリサーチ・レポートを当社グループの運用プロフェッショナルで共有することを目的に開発された社内情報共有システムです。

証券情報収集

- ・日次でMSCIから構成銘柄変更に関するデータを取得します。
- ・日次で当社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクション情報を取得します
- ・各証券保管銀行から保有銘柄に関するコーポレート・アクション情報を収集します。

上記体制で入手した情報を基に、当社グループ独自開発の最適化モデルおよび外部リスク管理モデルを利用し、ポートフォリオを構築管理します。



トレーディング

実際の売買発注業務は、運用部門から独立した組織体であるトレーディング部が担当します。同部では、ファンドの投資基準を忠実に遵守し、最良執行を徹底します。

コンプライアンス

委託会社ではファンドの運用に関する社内規程を設け、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程や、コンプライアンス・マニュアルによる有価証券等の売買執行に係る基準、その遵守手続き等に関しての取扱い基準等を定めています。こうした基準等を遵守して、利益相反となる取引やインサイダー・トレーディング等の発生と可能性を回避し、最良条件による取引が執行されるようにしています。

ファンドの運用体制等は、平成18年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資制限

株式への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)

*実質投資割合とは、ファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額(ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額がファンドの投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

委託会社は、上記の約款による投資制限の他、投資信託法等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図等の業務を遂行します。

詳しくは約款をご覧ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本の国際収支上の理由等により、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等の運用指図は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

有価証券の貸付の指図および範囲は、約款第23条の範囲で行います。

外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

マザーファンドは、ファンド同様の投信法による投資制限に従います。

詳しくはマザーファンド約款をご覧ください。

分配方針

年1回の決算時(原則11月19日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等*の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、約款「運用の基本方針」に基づいて運用を行います。

* 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金のお受取り等に関しては、後述の「管理および運営(概要)」「受益者の権利等」
① 収益分配金受領権」をご参照ください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは「投資信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

投資リスク

ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産に投資する場合は、為替変動の影響を受けます。したがって、基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。よって、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。また、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の純資産総額を計算日*における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。

価格変動リスク

ファンドが保有する有価証券等の価格の変動により、基準価額は変動します。

解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするため保有有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。その場合、市場動向や流動性等の状況により、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他ファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

信用リスク

組入れ株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額に大きく影響を与えることがあります。

為替変動リスク

ファンドは、マザーファンドを通じて主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けません。円安局面では基準価額の上昇要因の一つとなりますが、円高局面ではその資産価値を減少させる可能性があります。

対象とする株価指数との乖離

ファンドは、MSCIコクサイ・インデックスと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とMSCIコクサイ・インデックスは乖離する場合があります。乖離を引き起こす主な要因は、ファンドへの資金の流出と実際にマザーファンドで株式を売買する時間のずれ、株式を売買する際の売買コスト、信託報酬等の費用の負担等があります。（これらの場合以外にも乖離する場合があります。）

流動性リスク

ファンドが保有する有価証券等が期待される価格で売却できない場合、ファンドの基準価額は影響を受ける場合があります。

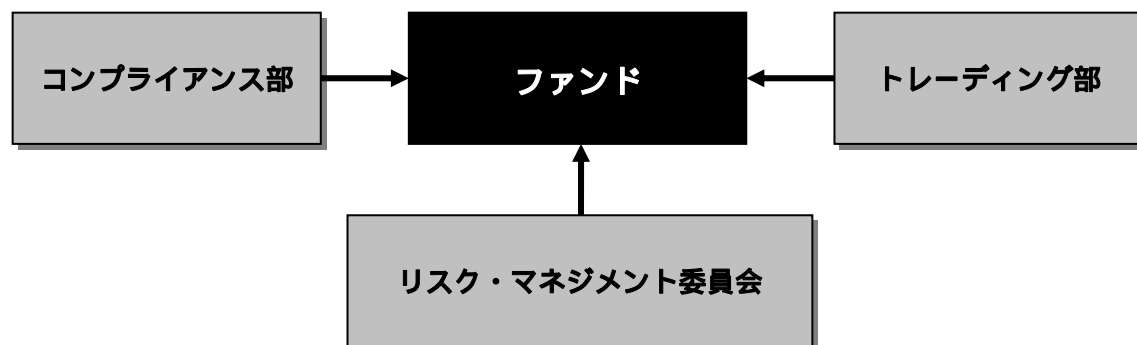
その他

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合、投資信託約款の規定に従い、受益証券のご購入のお申込み、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けたお申込み・請求の各受付を取消す場合があります。

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

投資リスクに関する管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクを、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。

**売買執行体制**

売買執行は、運用部門から組織的に独立したトレーディング部が行い、利益相反等の未然防止を徹底します。また、売買発注者は、最良執行遂行の観点から、発注先の情報処理能力、売買執行能力、事務処理能力、システム対応能力、信用力等を考慮し、総合的に判断して注文発注先を選別します。

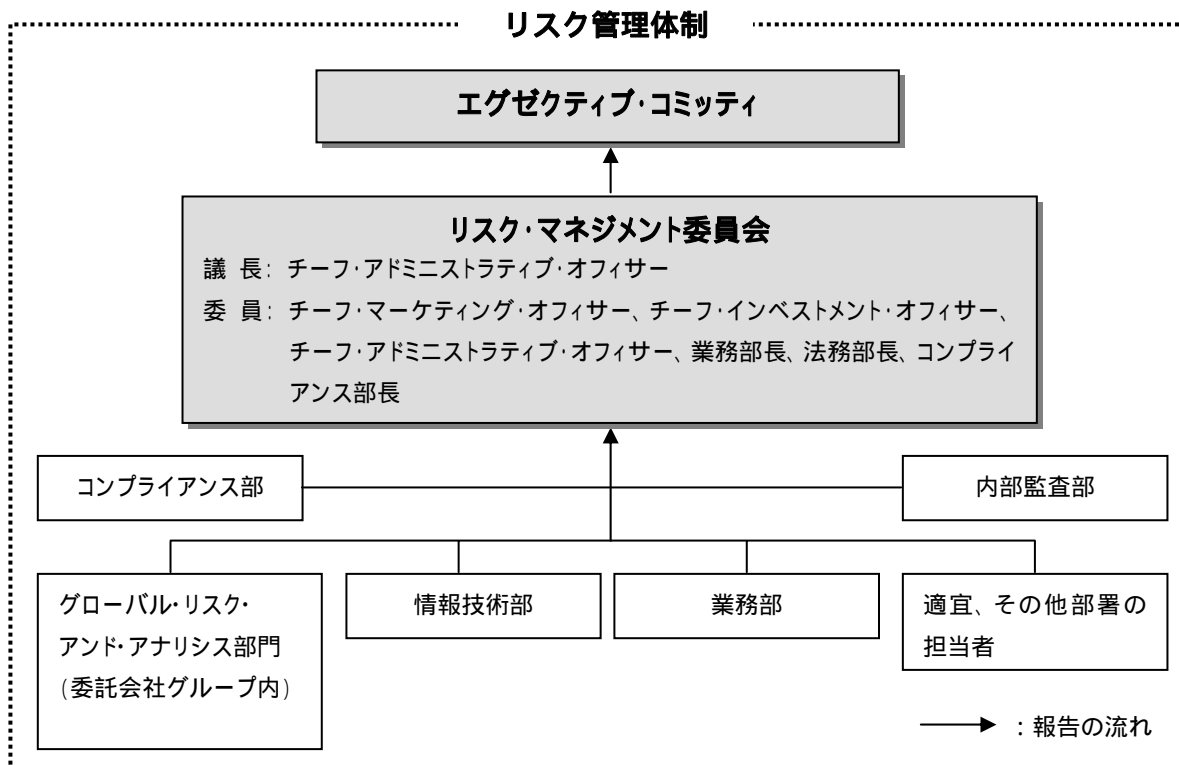
コンプライアンス体制

コンプライアンス部が、ファンドの投資ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では報告内容を審議し、

関係組織に対して全社的な方針を指図します。
 なお同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



リスク・マネジメント委員会は、平成18年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）**お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
 [電話番号] 03-5424-5130 (受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)
 [ホームページ] <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>
 [i-modeホームページ] <http://www.morganstanley.co.jp/im/i/>

販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該証券会社または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

2 お申込時間

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受け付けは、原則として午後3時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

なお、ニューヨークの証券取引日の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みの受け付けはできません。

ご購入のお取扱い**1 ご購入単位**

最低申込単位を

| | |
|-----------|-----------------------|
| 分配金支払いコース | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |
| 分配金再投資コース | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口の整数倍をもってご購入のお申込みに応じることができ、その販売価額はファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

2 ご購入価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。

3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、ご購入金額または代金に応じて販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれますのでご注意ください。）

4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

<ご購入に際しての留意点>

「分配金支払いコース」を選択した場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。「分配金再投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、投資信託約款の規定に従い追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する証券会社および登録金融機関は、ファンドのご購入のお申込みの受付の中止、既に受付けたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。

詳しくは「投資信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。ご換金をお申込みの際は、販売会社に対しましては販売会社を通じ委託会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

2 ご換金価額**【解約請求の場合】**

ご換金価額は、ご換金申込受付日（一部解約の実行の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を解約価額とします。

受益者のお手取り額は以下のとおりとなります。

個人の受益者の場合

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた額。

平成16年1月1日より総合課税と申告不要制度の選択制となりました。従って、原則として確定申告は不要です。なお、解約差損については、確定申告により株式等の売買益と損益通算することができます。

法人の受益者の場合

解約価額から所得税（解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。）を差し引いた額。

解約価額は、毎営業日計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへの問い合わせが可能です。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

【買取請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（買取りの請求の受付日）の翌営業日の基準価額を買取価額とし、受益者のお手取り額となります。ただし、受益証券の保管方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用されない場合があります。

買取価額がご購入代金（ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額）を上回った場合の買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。

買取価額は、ご照会および買取りのお申込みに応じ随時計算されますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する額は含まれません。）をいいます。詳しくは、後述の「手数料および税金」「課税上のお取扱い」をご参照ください。

ご換金に伴うお手数料は不要です。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

3

ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

<ご換金に際しての留意点>

委託会社(一部解約の場合)および販売会社(買取りの場合は委託会社との協議に基づいて)は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

大口解約の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。詳しくは「投資信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

手数料等および税金

ご購入時にご負担いただく費用および税金

| 項目 | 費用・税金 |
|--------|---|
| ご購入手数料 | ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15% (税抜3.00%) 以内の 手数料率を乗じて得た額 ^{*1} |

保有期間中にご負担いただく費用および税金

| 項目 | 費用・税金 | | | | | | | | | |
|--------------------|--|------------------|--|--|------|------|------|-----------------|-----------------|------------------|
| 信託報酬 ^{*2} | <p>ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産 年率 総額に右記の料率を乗じて得た額 0.945% (税抜0.90%)</p> <p>その配分については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">配分比率 (年率)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.42% (税抜0.40%)</td> <td>0.42% (税抜0.40%)</td> <td>0.105% (税抜0.10%)</td> </tr> </tbody> </table> | 配分比率 (年率) | | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 0.42% (税抜0.40%) | 0.42% (税抜0.40%) | 0.105% (税抜0.10%) |
| 配分比率 (年率) | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | |
| 0.42% (税抜0.40%) | 0.42% (税抜0.40%) | 0.105% (税抜0.10%) | | | | | | | | |
| 所得税および地方税 | <p>個人の受益者の場合 普通分配金^{*3}額に対し (所得税および地方税) 10% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が20%となります。)</p> <p>法人の受益者の場合 普通分配金^{*3}額に対し (所得税) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p> | | | | | | | | | |
| その他費用 | 後述の「その他の費用」をご参照 | | | | | | | | | |

ご換金時にご負担いただく税金

| 項目 | 費用・税金 |
|--------------------------|--|
| < 解約請求の場合 > 所得税および地方税 | <p>個人の受益者の場合 解約価額の個別元本^{*4}超過額に対し (所得税および地方税) 10% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が20%となります。)</p> <p>法人の受益者の場合 解約価額の個別元本^{*4}超過額に対し (所得税) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p> |
| < 買取請求の場合 > | 買取差益は譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行う ことが必要です。 |

償還時にご負担いただく税金

| 項目 | 費用・税金 |
|-----------|---|
| 所得税および地方税 | 個人の受益者の場合 償還時の個別元本 ^{*4} 超過額に対し (所得税および地方税) 10% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が20%となります。) 法人の受益者の場合 償還時の個別元本 ^{*4} 超過額に対し (所得税) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。) |

- * 1 各販売会社により異なります。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。(詳しくは、前述の「お申込(ご購入・ご換金)手続き(概要)」をご参照ください。)償還乗換え等によりお申込みの場合には、無手数料等となります。詳しくは後述の「償還乗換え等について」をご参照ください。
- * 2 信託報酬については、後述の「信託報酬について」をご参照ください。
- * 3 普通分配金については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。
- * 4 個別元本については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

< 償還乗換え等について >

償還乗換え^{*1}によりファンドの受益証券をご購入する場合には、販売会社によってはご購入申込口数のうち当該償還金額(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額)の範囲内でご購入する口数については無手数料とし、当該ご購入申込口数のうち、当該償還金額を超える金額に対応する口数については、当該ご購入申込口数に対する手数料率を適用します。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

換金乗換え^{*2}によりファンドのご購入のお申込みをされる場合には、販売会社が別途定める手数料率を適用する場合があります。

- * 1 「償還乗換え」とは、ご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドのご購入のお申込みを行う場合をいいます。
- * 2 「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドのご購入のお申込みを行っていただく場合をいいます。

お取扱いについては各販売会社にお問い合わせください。

< 信託報酬について >

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

上記の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は信託報酬支払いのときに投資信託財産中から支払われます。

その他の費用

1 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

2 諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産に係る監査報酬
法律顧問に対する報酬
投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
受益証券の作成および管理事務に係る費用（受益証券の印刷に係る費用を含みません。）

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

3 委託会社は上記 2 に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、委託会社に支払われます。

課税上のお取扱い

1 日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のようなお取扱いとなります。

A 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（ご購入手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回ご購入された場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社でご購入された場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一フ

ファンドをご購入された場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースでご購入された場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の[C]「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

- [B] 一部解約時および償還時の課税について
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

- [C] 収益分配金の課税について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- [D] 個人、法人別の課税のお取扱いについて
< 個人の受益者に対する課税 >

| | 課税対象額 | | 税率等 |
|-------|-----------------------------|------|---|
| 収益分配金 | 普通分配金 ^{*1} | 配当所得 | 源泉課税 10%（所得税7% 地方税3%） ^{*3} （平成16年1月1日～平成20年3月31日） |
| 一部解約金 | 解約価額 ^{*2} の個別元本超過額 | | |
| 償還金 | 償還価額の個別元本超過額 | | |
| 買取代金 | 買取差益 | 譲渡所得 | 申告分離課税 10%（所得税7% 地方税3%） ^{*4} （平成16年1月1日～平成19年12月31日） |

*1 普通分配金については、上記の[C]「収益分配金の課税について」をご参照ください。

*2 解約価額は、一部解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額です。

*3 配当所得は、平成20年4月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。

*4 譲渡所得は、平成20年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。

配当所得は、上場株式等の配当金と同様に、総合課税と申告不要制度の選択制となります。従って、原則として確定申告は不要ですが、確定申告をすることにより配当控除の適用を受けることができます。（ただし、当ファンドには適用されません。）

一部解約時または償還時に差損が発生した場合は、みなし譲渡損として確定申告により株式等の譲渡益と損益通算することができます。また、買取請求により発生した譲渡益は、株式等の譲渡益と同様に申告分離課税が適用され、その譲渡損益は株式等の譲渡損益と損益通算することができます。

なお、損益通算の結果、その年に控除し切れなかった損失は、解約・償還損および買取差損とも翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

< 法人の受益者に対する課税 >

| | 課税対象額 | | 税率等 |
|-------|--------------|------------------|--|
| 収益分配金 | 普通分配金 | 配 当 所 得 | 源泉課税 7% (所得税) * 1 (平成16年1月1日～平成20年3月31日) |
| 一部解約金 | 解約価額の個別元本超過額 | | |
| 償還金 | 償還価額の個別元本超過額 | | |
| 買取代金 | 買取差益 | 譲 渡 所 得 | 法人課税 |

* 1 配当所得は、平成20年4月1日以降15% (所得税) の源泉税率となります。

法人の益金不算入制度は当ファンドに適用されません。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

2

収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

なお、平成12年3月30日以前のご購入お申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託会社が計算する平成12年3月31日の平均信託金 (信託金総額を総口数で除して得た額) とみなすものとします。

3

投資信託財産が支払う税金

投資信託財産の取引により外国で発生する税金は、ファンドが負担します。

税法が変更された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

管理および運営（概要）

資産管理等の概要

1 資産の評価

投資有価証券等の評価は、海外の資産については原則として計算日の前日の時価で評価し、国内の資産については原則として計算日の時価で評価します。

投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

〔i-modeホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/im/i/>

2 保管

受益者は販売会社との間で保護預り契約を締結することができ、かかる契約を締結した場合、受益証券の券面は販売会社が保管します。保護預り契約を締結しない場合、受益証券の券面は受益者が自らの責任において保管することとなります。盗難や紛失等の事故を防ぐため、「保護預り」のご利用をおすすめします。

ただし、積立投資契約を結ばれた場合にはすべて保護預りとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

3 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記 **5** 「その他」 **C** 「償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

詳しくは約款をご覧ください。

5 その他

A 運用報告書

委託会社は、各計算期間の末日毎および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

B 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の証券投資信託受益証券の募集もしくは販売の取扱いに関する契約書および証券投資信託受益証券の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。

C 償還条件（信託の終了）

委託会社は次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合

ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託会社はあらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

この投資信託契約の解約に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べるすることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託契約の解約を行いません。委託会社は、投資信託契約の解約を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、次のいずれかの場合には、上記の異議の申立ての規定を適用せず、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合
監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申し立ての結果、投資信託約款の変更が成立した場合を除きます。）

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

詳しくは約款をご覧ください。

D 投資信託約款の変更

委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意の上、ファンドの投資信託約款を変更することができ、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告は行いません。

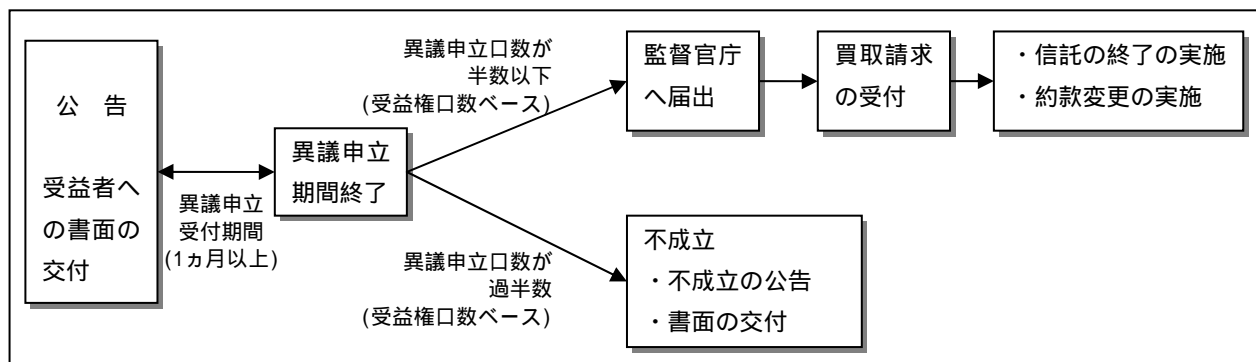
この投資信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託約款の変更を行いません。委託会社は、投資信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の規定に従います。

委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替口座簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替口座簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

【信託の終了、投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ】



E 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

1 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を保有口数に応じて受領する権利を有します。

【分配金支払いコースをお持ちの場合】

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（決算日から起算して、原則として5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに販売会社にてお受取りいただけます。

詳しくは約款をご覧ください。

【分配金再投資コースをお持ちの場合】

収益分配金は、課税後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2**償還金受領権**

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに販売会社にてお受取りいただけます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

3**買戻し請求権（受益証券の買取りまたは一部解約の実行の請求権）**

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社（または販売会社を通じて委託会社）に各販売会社が定める単位をもって受益証券の買取りまたは一部解約の実行を請求する権利を有します。

お支払代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

詳しくは約款をご覧ください。

4 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要」**5**「その他」**C**「償還条件（信託の終了）」に記載する投資信託契約の解約または前記「資産管理等の概要」**5**「その他」**D**「投資信託約款の変更」に記載する投資信託約款の変更を行う場合において、前記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続きにより行うものとします。

5 帳簿閲覧請求権

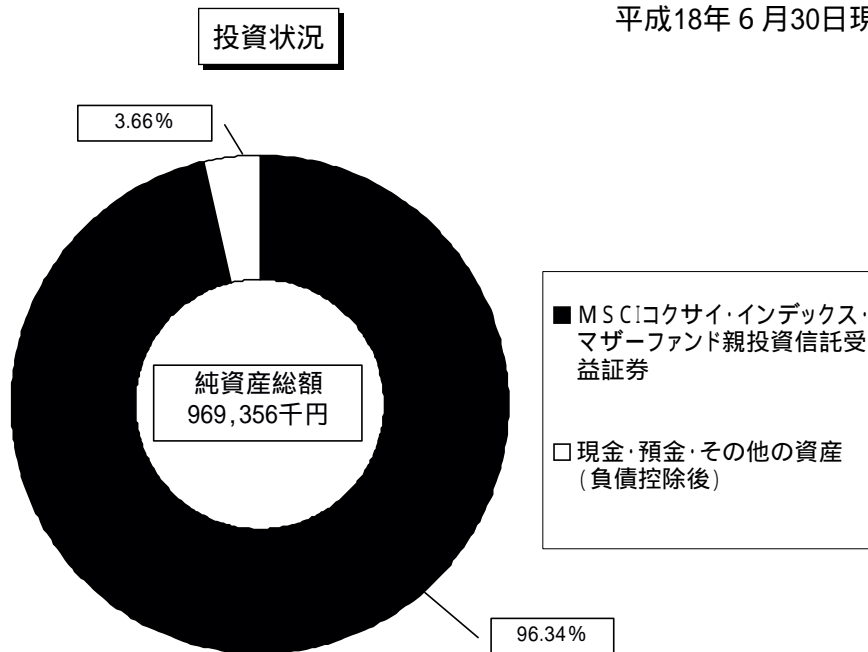
受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

詳しくは約款をご覧ください。

ファンドの運用状況等

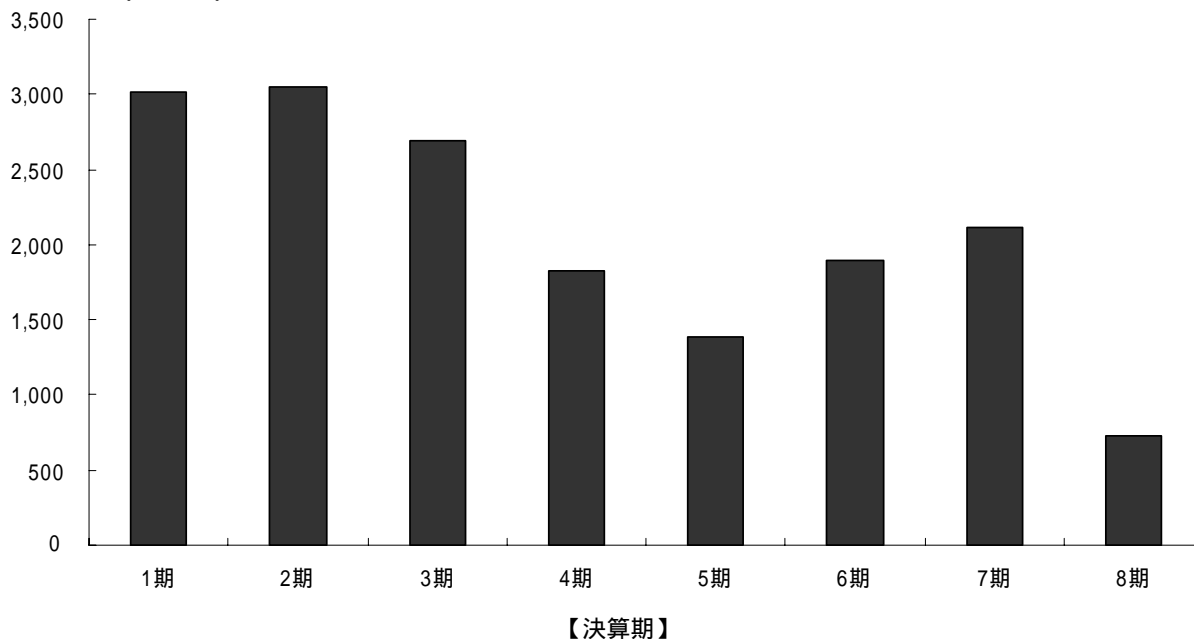
運用状況（概要）

平成18年6月30日現在



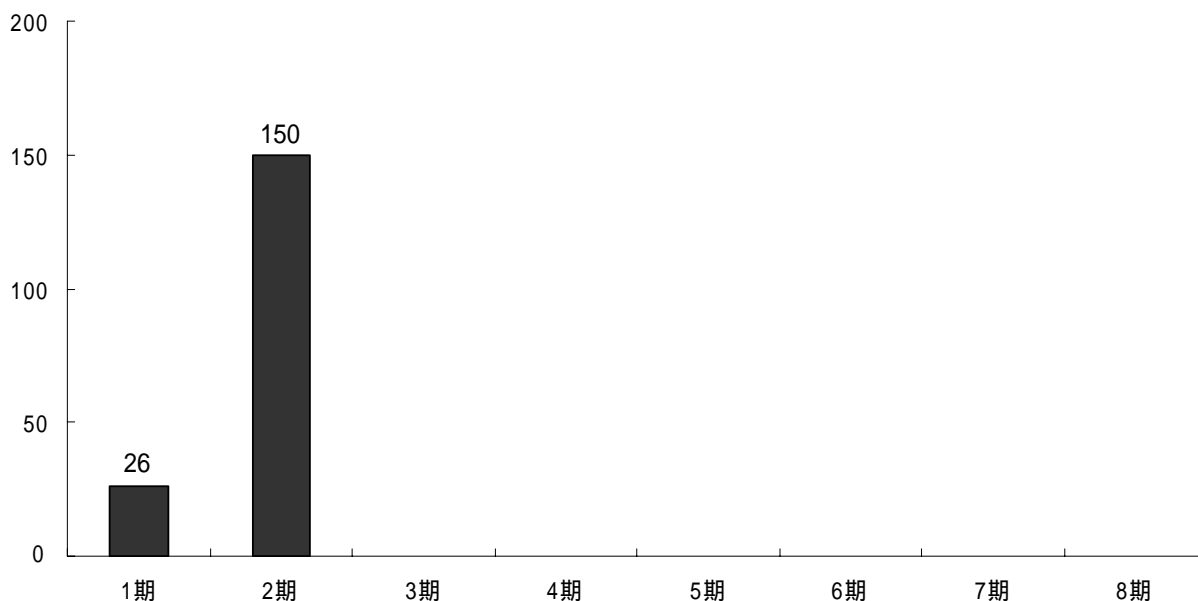
純資産の推移

【純資産総額（百万円）】



分配の推移

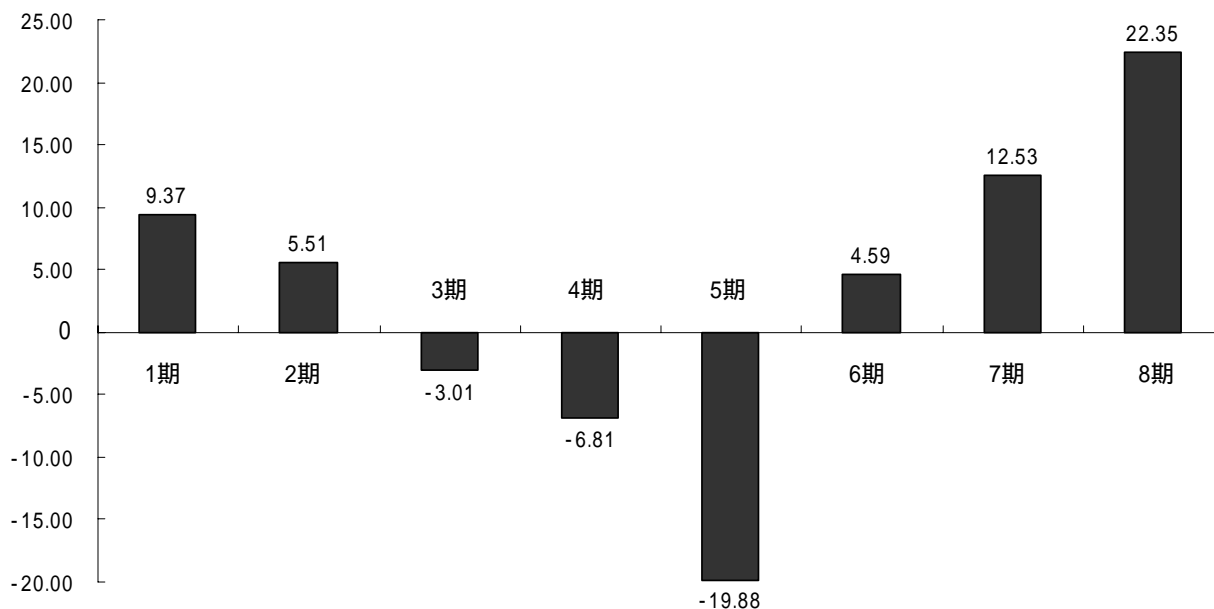
【1万口当たりの分配金（円）】



【決算期】

収益率の推移

【収益率（%）】



【決算期】

上記は、有価証券届出書記載の運用状況を分かり易くするためにグラフ化したものです。そのため、データの一部を省略または簡易化している場合があります。詳細な情報については「運用状況等」(1)「投資状況」または(3)「運用実績」をご参照ください。

運用状況等

(1)投資状況

(平成18年6月30日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(千円) | 投資比率(%) |
|----------------------------------|------|----------|---------|
| MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド親投資信託受益証券 | 日本 | 933,907 | 96.34 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 35,449 | 3.66 |
| 合計(純資産総額) | | 969,356 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 親投資信託受益証券の評価方法は、請求目論見書「ファンドの経理状況等」「経理状況」1 財務諸表
中間財務諸表 (3)中間注記表 (中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記) 1. 有価証券
の評価基準および評価方法」に記載されております。(注4) 外貨建資産は、平成18年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。
なお、平成18年6月30日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=115.24円、1スイスフラン=93.19円、
1デンマーククローネ=19.58円、1ユーロ=146.00円です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄(全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 業種 | 額面総額 または口数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------|------|---------------|----|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| | | | | | | 単価 (円) | 金額(円) | 単価 (円) | 金額(円) | |
| 1 | MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託 受益証券 | | 786,050,923 | 1.1560 | 908,704,860 | 1.1881 | 933,907,101 | 96.34 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

| 投資有価証券の種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 96.34 |
| 合計 | 96.34 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成18年6月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

(平成18年6月30日現在)

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|------------------|---------------|---------------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期(平成10年11月19日) | 3,020,105,083 | 3,027,302,015 | 1.0911 | 1.0937 |
| 第2期(平成11年11月19日) | 3,044,921,536 | 3,081,062,330 | 1.1377 | 1.1512 |
| 第3期(平成12年11月20日) | 2,692,977,865 | 2,692,977,865 | 1.1035 | 1.1035 |
| 第4期(平成13年11月19日) | 1,822,601,392 | 1,822,601,392 | 1.0283 | 1.0283 |
| 第5期(平成14年11月19日) | 1,389,504,810 | 1,389,504,810 | 0.8239 | 0.8239 |
| 第6期(平成15年11月19日) | 1,899,711,768 | 1,899,711,768 | 0.8617 | 0.8617 |
| 第7期(平成16年11月19日) | 2,119,459,099 | 2,119,459,099 | 0.9697 | 0.9697 |
| 第8期(平成17年11月21日) | 726,778,395 | 726,778,395 | 1.1864 | 1.1864 |
| 平成17年6月末日 | 526,762,536 | - | 1.0530 | - |
| 7月末日 | 568,764,078 | - | 1.1060 | - |
| 8月末日 | 569,213,559 | - | 1.0802 | - |
| 9月末日 | 642,565,171 | - | 1.1223 | - |
| 10月末日 | 675,305,850 | - | 1.1108 | - |
| 11月末日 | 736,286,188 | - | 1.1983 | - |
| 12月末日 | 762,010,655 | - | 1.1997 | - |
| 平成18年1月末日 | 840,069,266 | - | 1.2380 | - |
| 2月末日 | 868,639,401 | - | 1.2317 | - |
| 3月末日 | 911,973,001 | - | 1.2661 | - |
| 4月末日 | 942,732,225 | - | 1.2611 | - |
| 5月末日 | 922,202,149 | - | 1.1942 | - |
| 6月30日 | 969,356,591 | - | 1.2229 | - |

(注) 分配落後純資産総額および分配落1口当たり純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

分配の推移

下記決算期中の分配は次のとおりです。

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|----|--------------|
| 1期 | 0.0026 |
| 2期 | 0.0150 |
| 3期 | 0 |
| 4期 | 0 |
| 5期 | 0 |
| 6期 | 0 |
| 7期 | 0 |
| 8期 | 0 |

収益率の推移

下記決算期中(9期については平成17年11月22日から平成18年6月30日までの期間)の収益率は次のとおりです。

| 期 | 期間収益率(%) |
|---------|----------|
| 1期 | 9.37 |
| 2期 | 5.51 |
| 3期 | 3.01 |
| 4期 | 6.81 |
| 5期 | 19.88 |
| 6期 | 4.59 |
| 7期 | 12.53 |
| 8期 | 22.35 |
| 9期(中間期) | 3.08 |

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

(参考情報)

(1) 「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の運用状況

「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」は「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成18年6月30日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(千円) | 投資比率(%) |
|----------|---------------------|-------------|---------|
| 株式 | アメリカ | 65,812,631 | 56.23 |
| | イギリス | 14,733,649 | 12.59 |
| | フランス | 5,932,555 | 5.07 |
| | カナダ | 4,979,421 | 4.25 |
| | ドイツ | 4,150,651 | 3.55 |
| | スイス | 4,136,120 | 3.53 |
| | オーストラリア | 3,216,130 | 2.75 |
| | スペイン | 2,315,284 | 1.98 |
| | イタリア | 2,314,466 | 1.98 |
| | オランダ | 2,041,831 | 1.74 |
| | スウェーデン | 1,416,875 | 1.21 |
| | 香港 | 994,886 | 0.85 |
| | フィンランド | 887,778 | 0.76 |
| | ベルギー | 695,411 | 0.59 |
| | ノルウェー | 538,528 | 0.46 |
| | シンガポール | 523,628 | 0.45 |
| | アイルランド | 514,367 | 0.44 |
| | デンマーク | 427,587 | 0.37 |
| | ギリシャ | 390,939 | 0.33 |
| | オーストリア | 328,395 | 0.28 |
| ポルトガル | 191,984 | 0.16 | |
| ニュージーランド | 81,361 | 0.07 | |
| | 小計 | 116,624,540 | 99.64 |
| | 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | 417,638 | 0.36 |
| | 合計(純資産総額) | 117,042,178 | 100.00 |

- (注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- (注2) 時価合計の単位未満は切捨て。
- (注3) 株式の評価方法は請求目論見書「ファンドの経理状況等」「経理状況 1 財務諸表 中間財務諸表 (参考情報) (2) 注記表 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。
- (注4) 外貨建資産は、平成18年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。
なお、平成18年6月30日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=115.24円、1カナダドル=103.75円、1豪ドル=85.25円、1英ポンド=210.70円、1スイスフラン=93.19円、1香港ドル=14.83円、1シンガポールドル=72.45円、1ニュージーランドドル=69.90円、1スウェーデンクローナ=15.81円、1ノルウェークローネ=18.42円、1デンマーククローネ=19.58円、1ユーロ=146.00円です。
- (注5) 投資信託財産について、外国為替予約を行いました。
なお、平成18年6月30日現在における外国為替の予約にかかる未決済残高は、4,963千米ドル、420千カナダドル、328千豪ドル、1,080千英ポンド、377千スイスフラン、1,529千スウェーデンクローナ、571千ノルウェークローネ、1,474千ユーロです。
- (注6) 株式の「国・地域」の分類については、当該株式の発行企業の法人化された国および当該株式の主要取引市場を参考に分類しております。

(2)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の投資資産
投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成18年6月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 業種 | 株数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------------|------|----|------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|-------------|
| | | | | | | 単価(円) | 金額(円) | 単価(円) | 金額(円) | |
| 1 | EXXON MOBIL CORPORATION | アメリカ | 株式 | エネルギー | 292,299 | 6,769.65 | 1,978,764,192 | 7,187.51 | 2,100,904,557 | 1.80 |
| 2 | GENERAL ELECTRIC CO | アメリカ | 株式 | 資本財 | 498,806 | 4,074.62 | 2,032,444,946 | 3,834.03 | 1,912,439,562 | 1.63 |
| 3 | CITIGROUP INC | アメリカ | 株式 | 各種金融 | 238,899 | 5,567.12 | 1,329,980,835 | 5,630.62 | 1,345,151,016 | 1.15 |
| 4 | BP PLC | イギリス | 株式 | エネルギー | 988,740 | 1,358.54 | 1,343,246,384 | 1,321.08 | 1,306,213,537 | 1.12 |
| 5 | BANK OF AMERICA CORP | アメリカ | 株式 | 銀行 | 222,473 | 5,266.13 | 1,171,571,752 | 5,600.66 | 1,245,996,522 | 1.06 |
| 6 | MICROSOFT CORP | アメリカ | 株式 | ソフトウェア・サ ービス | 445,099 | 3,174.71 | 1,413,060,976 | 2,712.74 | 1,207,442,134 | 1.03 |
| 7 | HSBC HOLDINGS | イギリス | 株式 | 銀行 | 542,359 | 1,998.30 | 1,083,798,065 | 2,013.23 | 1,091,898,018 | 0.93 |
| 8 | PROCTER & GAMBLE CO | アメリカ | 株式 | 家庭用品・ パーソナル用品 | 157,387 | 6,628.45 | 1,043,232,652 | 6,567.52 | 1,033,643,466 | 0.88 |
| 9 | JOHNSON & JOHNSON | アメリカ | 株式 | 医薬品・ バイオテクノ・ライフ | 142,400 | 7,128.93 | 1,015,160,870 | 6,901.72 | 982,805,440 | 0.84 |
| 10 | PFIZER | アメリカ | 株式 | 医薬品・ バイオテクノ・ライフ | 352,180 | 2,572.91 | 906,129,079 | 2,678.17 | 943,200,587 | 0.81 |
| 11 | GLAXOSMITHKLINE PLC | イギリス | 株式 | 医薬品・ バイオテクノ・ライフ | 278,531 | 3,147.44 | 876,660,052 | 3,160.49 | 880,297,225 | 0.75 |
| 12 | ALTRIA GROUP INC | アメリカ | 株式 | 食品・飲料・タバコ | 99,700 | 8,263.04 | 823,826,020 | 8,515.08 | 848,953,834 | 0.73 |
| 13 | JPMORGAN CHASE & CO | アメリカ | 株式 | 各種金融 | 166,767 | 4,464.42 | 744,518,241 | 4,918.44 | 820,234,017 | 0.70 |
| 14 | TOTAL SA | フランス | 株式 | エネルギー | 105,802 | 7,758.46 | 820,861,604 | 7,321.89 | 774,671,663 | 0.66 |
| 15 | CHEVRON CORPORATION | アメリカ | 株式 | エネルギー | 106,600 | 6,719.06 | 716,252,181 | 7,196.73 | 767,172,270 | 0.66 |
| 16 | AMERICAN INT'L GROUP | アメリカ | 株式 | 保険 | 105,599 | 7,689.46 | 811,999,574 | 6,830.27 | 721,270,188 | 0.62 |
| 17 | ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | イギリス | 株式 | エネルギー | 188,417 | 3,819.77 | 719,709,622 | 3,815.77 | 718,957,255 | 0.61 |
| 18 | VODAFONE GROUP PLC | イギリス | 株式 | 電気通信サービス | 2,888,844 | 264.49 | 764,088,118 | 242.30 | 699,981,345 | 0.60 |
| 19 | NOVARTIS NAMEN | スイス | 株式 | 医薬品・ バイオテクノ・ライフ | 111,416 | 6,610.42 | 736,506,854 | 6,127.24 | 682,672,850 | 0.58 |
| 20 | NESTLE SA-REGISTERED | スイス | 株式 | 食品・飲料・タバコ | 19,309 | 36,850.87 | 711,553,555 | 35,272.41 | 681,075,061 | 0.58 |
| 21 | CISCO SYSTEMS | アメリカ | 株式 | テクノロジー・ハードウ ェアおよび機器 | 294,299 | 2,028.67 | 597,036,976 | 2,299.03 | 676,604,584 | 0.58 |
| 22 | WAL-MART STORES | アメリカ | 株式 | 食品・ 生活必需品小売り | 119,700 | 5,623.96 | 673,188,450 | 5,613.34 | 671,916,845 | 0.57 |
| 23 | IBM CORP | アメリカ | 株式 | テクノロジー・ハードウ ェアおよび機器 | 75,000 | 9,945.46 | 745,909,510 | 8,941.47 | 670,610,370 | 0.57 |
| 24 | INTEL CORP | アメリカ | 株式 | 半導体・ 半導体製造装置 | 281,600 | 2,808.36 | 790,835,351 | 2,228.74 | 627,613,634 | 0.54 |
| 25 | ROCHE HOLDING GENUSS | スイス | 株式 | 医薬品・ バイオテクノ・ライフ | 33,620 | 17,997.05 | 605,060,936 | 18,600.72 | 625,356,340 | 0.53 |
| 26 | UBS AG-REG | スイス | 株式 | 各種金融 | 49,480 | 11,675.10 | 577,684,077 | 12,291.76 | 608,196,334 | 0.52 |
| 27 | WELLS FARGO COMPANY | アメリカ | 株式 | 銀行 | 76,900 | 7,257.82 | 558,126,373 | 7,767.17 | 597,295,834 | 0.51 |
| 28 | AT & T INC | アメリカ | 株式 | 電気通信サービス | 185,629 | 2,881.96 | 534,975,569 | 3,192.14 | 592,555,241 | 0.51 |
| 29 | ROYAL BANK OF SCOTLAND | イギリス | 株式 | 銀行 | 152,318 | 3,601.94 | 548,641,159 | 3,689.35 | 561,955,479 | 0.48 |
| 30 | PEPSICO INC USD COM | アメリカ | 株式 | 食品・飲料・タバコ | 79,299 | 6,756.20 | 535,760,082 | 6,856.77 | 543,735,797 | 0.46 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

| 投資有価証券の種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 株式 | 99.64 |
| 合計 | 99.64 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(平成18年6月30日現在)

| 投資株式の種類 | 投資株式の業種 | 投資比率(%) | |
|-----------|---------|--------------------|-------|
| 株式 | 外国 | 銀行 | 11.97 |
| | | エネルギー | 10.73 |
| | | 資本財 | 7.33 |
| | | 医薬品・バイオテクノ・ライフ | 7.32 |
| | | 各種金融 | 6.79 |
| | | 素材 | 5.60 |
| | | 保険 | 5.00 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 4.79 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 4.64 |
| | | 電気通信サービス | 4.35 |
| | | 公益事業 | 4.26 |
| | | ソフトウェア・サービス | 3.61 |
| | | メディア | 3.32 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 2.85 |
| | | 小売 | 2.82 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 2.18 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 1.84 |
| | | 運輸 | 1.72 |
| | | 消費者サービス | 1.56 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 1.51 |
| | | 家庭用品・パーソナル用品 | 1.46 |
| 不動産投信 | 1.18 | | |
| 商業サービス・用品 | 0.95 | | |
| 自動車・自動車部品 | 0.94 | | |
| 不動産 | 0.92 | | |
| 合計 | | 99.64 | |

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

(注2) インデックスの構成銘柄であり、マザーファンドにおいて組入れ実績がある上場不動産投資信託(会社形態含む)につきましては、投資株式中の業種「不動産投信」として集計しております。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成18年6月30日現在)

| 資産の種類 | 買建 / 売建 | 通貨 | 数量 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|---------|------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 為替予約取引 | 買建 | 米ドル | 4,963,876.84 | 570,399,087 | 571,590,418 | 0.49 |
| 為替予約取引 | 買建 | カナダドル | 420,886.24 | 43,612,232 | 43,637,485 | 0.04 |
| 為替予約取引 | 買建 | 豪ドル | 328,931.85 | 28,021,046 | 28,024,993 | 0.02 |
| 為替予約取引 | 買建 | 英ポンド | 602,380.44 | 126,941,437 | 126,873,368 | 0.11 |
| 為替予約取引 | 買建 | スイスフラン | 377,680.41 | 35,225,118 | 35,188,483 | 0.03 |
| 為替予約取引 | 買建 | スウェーデンクローナ | 1,529,958.87 | 24,245,258 | 24,173,350 | 0.02 |
| 為替予約取引 | 買建 | ノルウェークローネ | 571,433.91 | 10,547,527 | 10,520,098 | 0.01 |
| 為替予約取引 | 買建 | ユーロ | 1,474,763.35 | 215,541,087 | 215,256,458 | 0.18 |
| 為替予約取引 | 売建 | 英ポンド | 477,937.45 | 101,188,916 | 100,663,185 | 0.09 |

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。

財務情報（ハイライト）

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。ファンドの「財務諸表」および「中間財務諸表」は、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当有価証券届出書に添付されております。

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1)貸借対照表

| 区分 | 第7期 (平成16年11月19日現在) | 第8期 (平成17年11月21日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 842,711 | 1,147,137 |
| 金銭信託 | 1,084,215 | 599,720 |
| コール・ローン | 96,573,019 | 27,946,708 |
| 親投資信託受益証券 | 2,021,185,987 | 697,581,348 |
| 未収入金 | 11,013,496 | 3,134,051 |
| 未収利息 | 2 | - |
| 流動資産合計 | 2,130,699,430 | 730,408,964 |
| 資産合計 | 2,130,699,430 | 730,408,964 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 401,158 | 519,353 |
| 未払受託者報酬 | 1,089,115 | 312,619 |
| 未払委託者報酬 | 8,712,871 | 2,500,925 |
| その他未払費用 | 1,037,187 | 297,672 |
| 流動負債合計 | 11,240,331 | 3,630,569 |
| 負債合計 | 11,240,331 | 3,630,569 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | | |
| 元本 | 2,185,572,784 | 612,608,599 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は欠損金() | 66,113,685 | 114,169,796 |
| (うち分配準備積立金) | (3,473,607) | (101,957,746) |
| 純資産合計 | 2,119,459,099 | 726,778,395 |
| 負債・純資産合計 | 2,130,699,430 | 730,408,964 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| 区分 | 第7期 | 第8期 |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成15年11月20日 至 平成16年11月19日 | 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 経常損益の部 | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 935,489 | 273,174 |
| 受取利息 | 774 | 371 |
| 有価証券売買等損益 | 257,796,109 | 212,358,649 |
| 為替差損益 | 50,838 | 27,517 |
| その他収益 | - | 4,290 |
| 営業収益合計 | 258,783,210 | 212,664,001 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,147,167 | 1,230,415 |
| 委託者報酬 | 17,177,231 | 9,843,240 |
| その他費用 | 1,783,135 | 1,171,707 |
| 営業費用合計 | 21,107,533 | 12,245,362 |
| 営業利益または損失() | 237,675,677 | 200,418,639 |
| 経常利益または損失() | 237,675,677 | 200,418,639 |
| 当期純利益または損失() | 237,675,677 | 200,418,639 |
| 一部解約に伴う当期純利益または 損失()分配額 | 8,263,940 | 91,434,039 |
| 期首剰余金または欠損金() | 304,933,120 | 66,113,685 |
| 欠損金減少額 | 14,926,574 | 71,298,881 |
| (当期一部解約に伴う欠損金減少額) | (14,926,574) | (53,425,579) |
| (当期追加信託に伴う欠損金減少額) | - | (17,873,302) |
| 欠損金増加額 | 5,518,876 | - |
| (当期追加信託に伴う欠損金増加額) | (5,518,876) | (-) |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金または欠損金() | 66,113,685 | 114,169,796 |

重要な会計方針

| 項目 | 第7期 自 平成15年11月20日 至 平成16年11月19日 | 第8期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
|----------------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。 | 為替予約取引 同左 |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 | 同左 |
| 4. 収益および費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には入金時に計上しております。 | 受取配当金 同左 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 | (1) 外貨建資産等の会計処理 同左 (2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日が休日のため、平成16年11月20日から平成17年11月21日までとなっております。 |

【中間財務諸表】

(1)中間貸借対照表

| 項目 | 前中間計算期間末 (平成17年5月19日現在) | 当中間計算期間末 (平成18年5月21日現在) |
|-------------|----------------------------|----------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 982,636 | 1,181,943 |
| 金銭信託 | 83,773 | 981,203 |
| コール・ローン | 20,343,717 | 28,455,566 |
| 親投資信託受益証券 | 482,299,385 | 877,449,347 |
| 未収入金 | 13,589 | 4,414,235 |
| 未収利息 | - | 1 |
| 流動資産合計 | 503,723,100 | 912,482,295 |
| 資産合計 | 503,723,100 | 912,482,295 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 83,727 | 589,374 |
| 未払受託者報酬 | 917,796 | 435,647 |
| 未払委託者報酬 | 7,342,315 | 3,485,120 |
| その他未払費用 | 874,035 | 414,841 |
| 流動負債合計 | 9,217,873 | 4,924,982 |
| 負債合計 | 9,217,873 | 4,924,982 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | | |
| 元本 | 490,954,141 | |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金 | 3,551,086 | |
| (うち分配準備積立金) | (731,019) | |
| 純資産合計 | 494,505,227 | |
| 負債・純資産合計 | 503,723,100 | |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 767,112,582 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金 | | 140,444,731 |
| (うち分配準備積立金) | | (89,357,607) |
| 純資産合計 | | 907,557,313 |
| 負債・純資産合計 | | 912,482,295 |

(2)中間損益及び剰余金計算書

| 項目 | 前中間計算期間 | 当中間計算期間 |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 経常損益の部 | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 140,159 | 20,204 |
| 受取利息 | 343 | 35 |
| 有価証券売買等損益 | 111,002,493 | 4,722,750 |
| 為替差損益 | 141 | 14,786 |
| 営業収益合計 | 111,142,854 | 4,687,725 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 917,796 | 435,647 |
| 委託者報酬 | 7,342,315 | 3,485,120 |
| その他費用 | 874,035 | 414,841 |
| 営業費用合計 | 9,134,146 | 4,335,608 |
| 営業利益または損失() | 102,008,708 | |
| 営業利益金額または損失金額() | | 9,023,333 |
| 経常利益または損失() | 102,008,708 | |
| 経常利益金額または損失金額() | | 9,023,333 |
| 中間純利益または損失() | 102,008,708 | |
| 中間純利益金額または純損失金額() | | 9,023,333 |
| 一部解約に伴う中間純利益または損失()分配額 | 84,304,136 | |
| 一部解約に伴う中間純利益金額または純損失金額()分配額 | | 4,099,869 |
| 期首剰余金または欠損金() | 66,113,685 | 114,169,796 |
| 剰余金増加額 | - | 56,893,653 |
| (中間追加信託に伴う剰余金増加額) | (-) | (56,893,653) |
| 剰余金減少額 | - | 17,495,516 |
| (中間一部解約に伴う剰余金減少額) | (-) | (17,495,516) |
| 欠損金減少額 | 52,539,634 | - |
| (中間一部解約に伴う欠損金減少額) | (52,539,634) | (-) |
| 欠損金増加額 | 579,435 | - |
| (中間追加信託に伴う欠損金増加額) | (579,435) | (-) |
| 中間剰余金または欠損金() | 3,551,086 | 140,444,731 |

(3)中間注記表

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

| 項目 | 前中間計算期間 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 当中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
|------------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 | 同左 |
| 3. 収益および費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には、入金時に計上しております。 | 受取配当金 同左 |
| 4. その他 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |

その他の情報

委託会社等の概況

1 委託会社の概況

名称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
本店所在の場所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
代表者の役職氏名：代表取締役社長 ビクター・チャング
資本の額：9億9,000万円（平成18年6月末現在）
会社の沿革
昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社として設立
投資顧問業務を開始
平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式
社に商号を変更
日本における証券投資信託委託業務を開始

2 大株主の状況

名称：モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・
インク
(Morgan Stanley International Holdings, Inc.)
住所：19085 アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン
センターロード1013番地
ユーエス・コーポレーション・カンパニー気付
保有株数：4,502株
比率：100%

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換手続き等

「分配金支払いコース」を選択した場合、委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって受益証券を取得した販売会社に申出ることにより請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。手数料は徴収しません。

「分配金再投資コース」を選択した場合、「積立投資契約」に基づいて受益者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、当該受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更は行いません。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって受益証券を取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を委託会社に請求することができます。手数料は徴収しません。名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

- (2) 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
受益者に対する特典はありません。
- (4) 受益証券の譲渡制限の内容
受益証券の譲渡に制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。
- (5) その他（受益証券の再発行）
委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
委託会社は、受益証券を毀損または汚濁した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記、の規定を準用するものとします。
委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

なお、受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件、受益権の再分割および償還金に係るファンドの受益権については、「投資信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。また、質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは「投資信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

ファンドの詳細情報について

下記の詳細情報については投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。なお、投資信託説明書（請求目論見書）については、ご投資家からのご請求によりお渡ししております。

- お申込（ご購入・ご換金）手続き
- お申込取扱場所と時間
- ご購入のお取扱い
- ご換金のお取扱い

- 管理および運営
 - 資産管理等の概要
 - 受益者の権利等
- ファンドの経理状況等
 - 経理状況（財務諸表、ファンドの現況）
 - 設定および解約の実績
- その他の情報
 - ファンドの沿革

追加型証券投資信託
MSCI インデックス・セレクト・ファンド
コクサイ・ポートフォリオ
約 款

(2006.8)

MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

運用の基本方針

約款の第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式(当該株式の預託により発行されるDRおよびカンツリーファンドを含みます。)に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下、「MSCIコクサイ指数」といいます。)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

MSCIコクサイ指数とは、世界各国の日本を除く22カ国(2001年12月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。)および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプショ

ン取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年1回決算を行い、毎決算毎に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等の全額とします。

追加型証券投資信託 MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 4,210,110,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、4,210,110,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の

分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受付けないものとします。

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の売却単位および売却価額)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって売却することができるものとします。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込み

の請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

受益証券の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の売却価額は、1万口につき1万円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める3%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の受益証券の売却価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った委託者の指定する証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

第4項、第6項および第7項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款(以下「積立投資約款」といいます。)に従って結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。こ

の場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第4項、第6項、第7項および第8項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該各信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込みの受付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

第2項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買取請求および一部解約の実行の請求の受付けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

(受益証券の種類)

第12条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の15種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚濁した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハに掲げるもの)に限ります。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該

新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支

払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額

とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(資金の借入れ)

第 29 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% 以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 32 条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 34 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、投資信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律、関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書

またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 36 条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 37 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 38 条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 41 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 44 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信

託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 受益証券の作成および管理事務に係る費用(受益証券の印刷に係る費用を含みます。)

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第47条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日の前日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益証券の買取り)

第51条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、

受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益証券を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受付けないものとします。

第1項の場合、受益証券の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づき、この信託の受益証券の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の取得申込みに係る買取請求の受け付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとします。

(信託の一部解約)

第52条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危

機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)および委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消しまたはその両方を行うものとします。

(投資信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 58 条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 55 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 56 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 57 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 58 条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものと、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 58 条の2 第 53 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定められた手続きにより行うものとします。

(公 告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 第 48 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第 2 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この投資信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請

の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この投資信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の投資信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の投資信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

委託者が第5項の投資信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第5項の投資信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年11月20日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
モルガン・スタンレー・アセット・
マネジメント投信株式会社
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ

受託者 東京都中央区京橋一丁目7番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

親投資信託

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

約 款

(2 0 0 6 . 5)

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式 (D R (預託証券) およびカントリーファンドを含みます。) を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の株式 (当該株式の預託により発行される D R およびカントリーファンドを含みます。) に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数 (以下「 M S C I コクサイ指数」といいます。) に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国 (2001 年 12 月末現在) を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (M S C I) が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク (連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。) および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション

取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引 (以下「有価証券先物取引等」といいます。) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 1,868,790,171 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5000 億円を限度として信託金(第4条に規定する信託適格有価証券を含みます。)を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券による追加信託)

第4条 委託者は、この信託の受益権を、他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限るものとし、この投資信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。以下「信託適格有価証券」といいます。)をもって取得させることができます。

前項において、他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券をもって取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを充たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、

投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の追加型証券投資信託の受託者である三井アセット信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,868,790,171 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。
前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受付けないものとします。

追加信託金または追加信託に係る有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の追加信託または投資信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 2. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 金銭債権
 - ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - ト. 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利
 - チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号および第6号でそれぞれ定める「金利先渡取引」、「為替先渡取引」および「スワップ取引」に限ります。)に係る権利
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書

- の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売出しにより取得する株券
- 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 19 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信

託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 27 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、投資信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律、関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 29 条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 34 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 35 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。なお、第 1 期の計算期間は、平成 14 年 3 月 11 日から平成 14 年 11 月 19 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 38 条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 39 条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 40 条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。以下、本条において同じ。)または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了した時は、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第 42 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 43 条 委託者は、受益者の請求があつた場合は、信託の一部を解約します。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の投資信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

受託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 か月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 47 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものと し、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 50 条 第 44 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 44 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 28 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 33 条に定める運用報告書を交付しません。

(公 告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成 14 年 3 月 11 日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
モルガン・スタンレー・アセット・
マネジメント投信株式会社
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ

受託者 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部は変更部分を示します。

| (重大な約款変更後の約款の内容) | (平成 18 年 8 月 18 日現在の約款の内容) |
|--|--|
| <p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者) 第 5 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 4,210,110,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 3 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。） <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受</u></p> | <p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条の 2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者) 第 5 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 4,210,110,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 3 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行) 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。</p> <p>< 新設 ></p> |

益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により

< 新設 >

< 新設 >

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の売却単位および売却価額）

第11条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって売却することができるものとします。

< 新設 >

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行され

分割される受益権を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条の規定により分割された受益権を、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に並び、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める3%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の受益権の売却価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）を保有する受益者が、当該受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）の申込みを行った委託者の指定する証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に当該証券会社および登録金融機関でこの信託に

た受益証券を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

受益証券の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の売却価額は、1万口につき1万円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に並び、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める3%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の受益証券の売却価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った委託者の指定する証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

係る受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

第5項、第7項および第8項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款（以下「積立投資約款」といいます。）に従って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第5項、第7項、第8項および第9項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該各信託の受益権（または社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

第3項および第4項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買取請求および一部解約の実行の請求の受けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

< 削除 >

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場

第4項、第6項および第7項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款（以下「積立投資約款」といいます。）に従って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第4項、第6項、第7項および第8項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該各信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

第2項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買取請求および一部解約の実行の請求の受けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

（受益証券の種類）

第12条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の15種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によ

合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

（信託事務の諸費用）

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1～6 （略）

7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日におい

て請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚濁した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第18条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

（一括登録）

第36条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託事務の諸費用）

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1～6 （略）

7. 受益証券の作成および管理事務に係る費用（受益証券の印刷に係る費用を含みます。）

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第48条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引

て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金(第52条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

< 削除 >

< 削除 >

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求し

換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとしします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとしします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求

| | |
|---|--|
| <p>ないとき、ならびに、信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日の前日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(受益証券の買取り)</p> <p>第51条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益権を買取ります。</p> <p>前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受付けないものとします。</p> <p>第1項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する額を控除した額とします。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取請求を取消することができます。</p> <p>前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づき、この信託の受益権の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> | <p>しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日の前日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(受益証券の買取り)</p> <p>第51条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益証券を買取ります。</p> <p>前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受付けないものとします。</p> <p>第1項の場合、受益証券の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する額を控除した額とします。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消することができます。</p> <p>前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づき、この信託の受益証券の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> |
|---|--|

第 52 条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受けないものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となること**が**確実な受益証券をもって行なうものとします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、MSCI インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）および委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 52 条 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（反対者の買取請求権）

第 58 条の 2 第 53 条に規定する信託契約の解約または

第 52 条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の**有する受益証券**につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受けないものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、MSCI インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）および委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとします。

< 新設 >

（反対者の買取請求権）

第 58 条の 2 第 53 条に規定する投資信託契約の解約ま

前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定められた手続きにより行うものとします。

(付 則)

第 1 条 第 48 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(添付信託約款付則第 2 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条(受益証券の種類)から第 18 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

たは前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定められた手続きにより行うものとします。

(附 則)

第 1 条 第 48 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成 9 年 11 月 20 日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
モルガン・スタンレー・アセット・
マネジメント投信株式会社
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ

受託者 東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

用語解説（50音順）

**委託会社**

投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。運用会社ともいいます。

**運用報告書**

ファンドの運用状況を、受益者に説明するための資料です。ある一定の期間毎やファンド償還時に委託会社が作成し、販売会社経由で受益者に届けられます。

**MSCI**

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社。同社が算出するMSCIコクサイ・インデックスを含む一連の指数は、運用担当者が世界各国市場のパフォーマンスを相互比較する際のベンチマークの一つとなっています。

**解約価額**

ファンド換金時の価額のことをいいます。

**為替ヘッジ**

為替変動リスクを回避するために行われます。外貨建資産を買うのと同時に、通貨の先渡取引やオプション取引を利用して一定の為替レートで外貨と円貨を交換する契約を結びます。

**為替変動リスク**

為替相場の変動が、基準価額に影響を与えることをいいます。具体的には、円高は基準価額にはマイナス要因に、円安はプラス要因となります。

**基準価額**

ファンドの1口（1単位）当たりの評価額のことです。純資産総額を受益権総口数で割った金額です。便宜上、1万口当たりで表示されることがあります。

**国際株式型（一般型）**

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

**収益分配金**

ファンドの決算時に受益者に支払われる分配金のことです。実際の分配金額は、決算日における運用益から経費等を控除した後、分配方針に基づき委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

**純資産総額**

ファンドの保有する投資信託財産の合計のことです。投資信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものです。

**信託期間**

ファンドの設定日から、ファンドの償還日までの期間のことをいいます。

**信託報酬**

ファンド運営上の役割に応じて、委託会社・販売会社・受託会社に支払われる報酬です。投資信託約款に規定された料率に基づき日々計算され、投資信託財産の中から控除されます。

**トラッキング・エラー**

トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンがベンチマークに対して超過したリターンのばらつきを示します。ファンドのリターンがベンチマークのリターンと乖離するほど数値が大きくなります。

**ファミリーファンド方式**

ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を親投資信託(=マザーファンド)に投資して実質的な運用を行う仕組みです。この仕組みにより、運用の共通化・効率化が可能になります。

**分配金再投資コース**

ファンドの収益分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースのことです。

**分配金支払いコース**

ファンドの収益分配時に、収益分配金を受取るコースのことです。

**ベンチマーク**

ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。

**ポートフォリオ**

資産運用のために、リスクの分散を考慮して複数の有価証券を組み合わせたものをいいます。

**目論見書**

お申込みの際に必要な申込要領、運用方針、費用等の情報をご投資家に提供するための説明書です。お申込みの際は販売会社より必ずお受け取りになり、内容をご覧のうえ、商品内容、リスク等をご理解いただき、ご自身のご判断でお申込みください。目論見書には、投資家に必ず交付する交付目論見書と投資家の請求により交付する請求目論見書があります。

**約款(投資信託約款)**

ファンド毎の基本方針、運用方法、運用制限、収益分配方針、運営、管理などを規定したものです。

**リスク**

ファンドの基準価額を変動させる要因となるものをいいます。ファンドの主要なリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなどで、この他にも解約による資金流出に伴うリスクなどがあります。

なお、投資信託は値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産へ投資する場合は為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。



MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 2 月 17 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 18 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により平成 18 年 8 月 18 日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

請求目論見書の目次

| | | |
|----------------|------------------------------|----|
| ご投資の手引き | お申込（ご購入・ご換金）手続き | 1 |
| | お申込取扱場所と時間 | 1 |
| | ご購入のお取扱い | 1 |
| | ご換金のお取扱い | 3 |
| 管理および運営 | 管理および運営 | 6 |
| | 資産管理等の概要 | 6 |
| | 受益者の権利等 | 9 |
| 運用の状況 | ファンドの経理状況等 | 12 |
| | 経理状況 | 12 |
| | 財務諸表 | 15 |
| | ファンドの現況 | 68 |
| | 設定および解約の実績 | 69 |
| その他 | その他の情報 | 70 |
| | ファンドの沿革 | 70 |

お申込（ご購入・ご換金）手続き**お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

〔i-modeホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/im/i/>

販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該証券会社または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

2 お申込時間

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受付けは、原則として午後3時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

なお、ニューヨークの証券取引日の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みの受付けはできません。

ご購入のお取扱い**1 ご購入単位**

最低申込単位を

| | |
|-----------|-----------------------|
| 分配金支払いコース | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |
| 分配金再投資コース | 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 |

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「分配金支払いコース」と収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、お申込取扱場所によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

ご購入に際しては「分配金支払いコース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをご指定ください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口の整数倍をもってご購入のお申込みに応じることができ、その販売価額はファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

2 ご購入価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。
基準価額の算出方法、算出頻度および照会方法については「管理および運営 資産管理等の概要」[1](#)「資産の評価」をご参照ください。

3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、ご購入金額または代金に応じて販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
償還乗換え等によりお申込みの場合は、無手数料等でお取扱いいたします。詳しくは交付目論見書の「手数料等および税金」をご参照ください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれますのでご注意ください。）

4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

【分配金支払いコースの場合】

ご購入金額（ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込みの口数）に、ご購入手数料ならびに当該ご購入手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算したものをご購入代金としてお申込みの販売会社にお支払いください。

【分配金再投資コースの場合】

ご購入代金をお申込みの販売会社にお支払いください。（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する金額はご購入代金から差し引かれます。）

ご投資家の皆様のご購入にかかわる資金の総額は、販売会社により、委託会社の口座を経由して、追加信託を行う日に、受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各種申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

<ご購入に際しての留意点>

「分配金支払いコース」を選択した場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。「分配金再投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、投資信託約款の規定に従い追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する証券会社および登録金融機関は、ファンドのご購入のお申込みの受付の中止、既に受付けたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。ご換金をお申込みの際は、販売会社に対しましては販売会社を通じ委託会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

2 ご換金価額

【解約請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日（一部解約の実行の請求の受付日）の翌営業日の基準価額を解約価額とします。

受益者のお手取り額は以下のとおりとなります。

個人の受益者の場合

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額

の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。)を差し引いた額。

*平成16年1月1日より総合課税と申告不要制度の選択制となりました。従って、原則として確定申告は不要です。なお、解約差損については、確定申告により株式等の売買益と損益通算することができます。

法人の受益者の場合

解約価額から所得税(解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。)を差し引いた額。

解約価額は、毎営業日計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへの問い合わせが可能です。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

〔ホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

【買取請求の場合】

ご換金価額は、ご換金申込受付日(買取の請求の受付日)の翌営業日の基準価額を買取価額とし、受益者のお手取り額となります。ただし、受益証券の保管方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用されない場合があります。

買取価額をご購入代金(ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額)を上回った場合の買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。

買取価額は、ご照会および買取りのお申込みに応じ随時計算されますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する額は含まれません。)をいいます。詳しくは、交付目論見書の「手数料および税金」「課税上のお取扱い」をご参照ください。

ご換金に伴うお手数料は不要です。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

3

ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

<ご換金に際しての留意点>

委託会社(一部解約の場合)および販売会社(買取りの場合は委託会社との協議に基づいて)は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

大口解約の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日により振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金のご請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

管理および運営

資産管理等の概要

1 資産の評価

【基準価額の計算方法】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額である純資産総額を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

投資有価証券等の評価は、海外の資産については原則として計算日の前日の時価で評価し、国内の資産については原則として計算日の時価で評価します。

投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

〔i-modeホームページ〕 <http://www.morganstanley.co.jp/im/i/>

2 保管

受益者は販売会社との間で保護預り契約を締結することができ、かかる契約を締結した場合、受益証券の券面は販売会社が保管します。保護預り契約を締結しない場合、受益証券の券面は受益者が自らの責任において保管することとなります。盗難や紛失等の事故を防ぐため、「保護預り」のご利用をおすすめします。ただし、積立投資契約を結ばれた場合にはすべて保護預りとなります。

委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができ、記名式の受益証券の譲渡は、かかる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。名義書換の手続きは、ファンドの計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。また記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。委託会社は、受益証

券を毀損または汚濁した受益者が、委託会社の定める手続きにより受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券の喪失の場合に準じます。委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

3 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記 **5** その他」 **C** 「償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

5 その他

A 運用報告書

委託会社は、各計算期間の末日毎および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

B 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の証券投資信託受益証券の募集もしくは販売の取扱いに関する契約書および証券投資信託受益証券の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。

C 償還条件（信託の終了）

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

詳しくは約款をご覧ください。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記の投資信託契約の解約をしません。委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前段落の規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記 **D** 「投資信託約款の変更」

に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

D 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記の投資信託約款の変更をしません。委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 および の規定に従います。

委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替口座簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替口座簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

詳しくは約款をご覧ください。

- E 投資信託約款に関する疑義の取扱い
ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。
- F 公 告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

1 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を保有口数に応じて受領する権利を有します。

【分配金支払いコースをお持ちの場合】

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（決算日から起算して、原則として5営業日目）から収益分配金交付票と引換えにお受取りいただけます。
- ・収益分配金は、販売会社においてお受取りいただけます。
- ・収益分配金をお受け取りになるときは、受益証券をお持ちの方は受益証券と印鑑を、保護預りをご利用の方で預り証をお持ちの方は預り証と届出印鑑をお持ちください。

【分配金再投資コースをお持ちの場合】

- ・収益分配金は、課税後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受託会社は、支払開始日の前日までに、収益分配金の全額を委託会社に交付します。

受託会社は、かかる交付の後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

詳しくは約款をご覧ください。

2 償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えにお受取りいただけます。償還金をお受け取りになるときは、受益証券をお持ちの方は受益証券と印鑑を、保護預りをご利用の方で預り証をお持ちの方は預り証と届出印鑑を販売会社にお持ちください。
- ・償還金は、販売会社の営業所においてお受取りいただけます。
- ・償還金額は、信託終了時におけるファンドの投資信託財産の総資産総額をその時の受益権口数で除した額となります。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受託会社は、支払開始日の前日までに、償還金の全額を委託会社に交付します。受託会社は、かかる交付の後には、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)にお支払いします。

3 買戻し請求権(受益証券の買取りまたは一部解約の実行の請求権)

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社(または販売会社を通じて委託会社)に各販売会社が定める単位をもって受益証券の買取りまたは一部解約の実行を請求する権利を有します。

お支払代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社にて受益者にお支払いします。

受益証券をお持ちの方は受益証券と印鑑を、保護預りをご利用の方で預り証をお持ちの方は預り証と届出印鑑を、お取引明細書をお持ちの方は販売会社が発行した「カード」または届出印鑑をお申込みの販売会社にお持ちください。

受託会社は、支払開始日の前日までに、一部解約金の全額を委託会社に交付します。受託会社は、かかる交付の後には、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

4 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要」[5](#)「その他」[C](#)「償還条件(信託の終了)」に記載する投資信託契約の解約または前記「資産管理等の概要」[5](#)「その他」[D](#)「投資信託約款の変更」およびに記載する投資信託約款の変更を行う場合において、前記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続きにより行うものとします。

詳しくは約款をご覧ください。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「資産管理等の概要」5「その他」C「償還条件（信託の終了）」 または前記「資産管理等の概要」5「その他」D「投資信託約款の変更」 および に規定する公告または書面に付記します。

5**帳簿閲覧請求権**

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

詳しくは約款をご覧ください。

ファンドの経理状況等**経 理 状 況**

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期計算期間（平成15年11月20日から平成16年11月19日まで）および第8期計算期間（平成16年11月20日から平成17年11月21日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (3) ファンドの中間財務諸表は、前中間計算期間（平成16年11月20日から平成17年5月19日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間計算期間（平成16年11月20日から平成17年5月19日まで）および当中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成16年12月27日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士

余 詔 豊 

代表社員
関与社員 公認会計士

村山 周平 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成15年11月20日から平成16年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成16年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年1月10日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士


業務執行社員

余 詔 星 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

村山 周平 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成16年11月20日から平成17年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成17年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1)貸借対照表

| 区分 | 第7期 (平成16年11月19日現在) | 第8期 (平成17年11月21日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 842,711 | 1,147,137 |
| 金銭信託 | 1,084,215 | 599,720 |
| コール・ローン | 96,573,019 | 27,946,708 |
| 親投資信託受益証券 | 2,021,185,987 | 697,581,348 |
| 未収入金 | 11,013,496 | 3,134,051 |
| 未収利息 | 2 | - |
| 流動資産合計 | 2,130,699,430 | 730,408,964 |
| 資産合計 | 2,130,699,430 | 730,408,964 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 401,158 | 519,353 |
| 未払受託者報酬 | 1,089,115 | 312,619 |
| 未払委託者報酬 | 8,712,871 | 2,500,925 |
| その他未払費用 | 1,037,187 | 297,672 |
| 流動負債合計 | 11,240,331 | 3,630,569 |
| 負債合計 | 11,240,331 | 3,630,569 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | | |
| 元本 | 2,185,572,784 | 612,608,599 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は欠損金() | 66,113,685 | 114,169,796 |
| (うち分配準備積立金) | (3,473,607) | (101,957,746) |
| 純資産合計 | 2,119,459,099 | 726,778,395 |
| 負債・純資産合計 | 2,130,699,430 | 730,408,964 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| 区分 | 第7期 自 平成15年11月20日 至 平成16年11月19日 | 第8期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
|-----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 経常損益の部 | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 935,489 | 273,174 |
| 受取利息 | 774 | 371 |
| 有価証券売買等損益 | 257,796,109 | 212,358,649 |
| 為替差損益 | 50,838 | 27,517 |
| その他収益 | - | 4,290 |
| 営業収益合計 | 258,783,210 | 212,664,001 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,147,167 | 1,230,415 |
| 委託者報酬 | 17,177,231 | 9,843,240 |
| その他費用 | 1,783,135 | 1,171,707 |
| 営業費用合計 | 21,107,533 | 12,245,362 |
| 営業利益または損失() | 237,675,677 | 200,418,639 |
| 経常利益または損失() | 237,675,677 | 200,418,639 |
| 当期純利益または損失() | 237,675,677 | 200,418,639 |
| 一部解約に伴う当期純利益または 損失()分配額 | 8,263,940 | 91,434,039 |
| 期首剰余金または欠損金() | 304,933,120 | 66,113,685 |
| 欠損金減少額 | 14,926,574 | 71,298,881 |
| (当期一部解約に伴う欠損金減少額) | (14,926,574) | (53,425,579) |
| (当期追加信託に伴う欠損金減少額) | - | (17,873,302) |
| 欠損金増加額 | 5,518,876 | - |
| (当期追加信託に伴う欠損金増加額) | (5,518,876) | (-) |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金または欠損金() | 66,113,685 | 114,169,796 |

重要な会計方針

| 項目 | 第7期 自 平成15年11月20日 至 平成16年11月19日 | 第8期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
|----------------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。 | 為替予約取引 同左 |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 | 同左 |
| 4. 収益および費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には入金時に計上しております。 | 受取配当金 同左 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 | (1) 外貨建資産等の会計処理 同左 (2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成17年11月19日および20日が休日のため、平成16年11月20日から平成17年11月21日までとなっております。 |

注記事項

(貸借対照表関係)

| | 第7期 (平成16年11月19日現在) | 第8期 (平成17年11月21日現在) |
|-----------|--|------------------------|
| 1. 期首元本額 | 2,204,644,888円 | 2,185,572,784円 |
| 期中追加設定元本額 | 89,720,388円 | 258,052,782円 |
| 期中一部解約元本額 | 108,792,492円 | 1,831,016,967円 |
| 2. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は66,113,685円であります。 | |

(損益及び剰余金計算書関係)

| 第7期 自 平成15年11月20日 至 平成16年11月19日 | | | 第8期 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 | | |
|--|------------|-----------|--|-------------|-----------|
| 1. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は14,231,971円であるため、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。 | | | 1. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は114,169,796円であるため、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。 | | |
| | 金額(円) | 1万口当たり(円) | | 金額(円) | 1万口当たり(円) |
| A. 配当等収益 | 895,981 | 4.09 | A. 配当等収益 | 12,279,139 | 200.44 |
| B. 有価証券 売買等損益 | 0 | 0.00 | B. 有価証券 売買等損益 | 89,033,248 | 1,453.34 |
| C. 収益調整金 | 10,758,364 | 49.22 | C. 収益調整金 | 12,212,050 | 199.34 |
| D. 分配準備 積立金 | 2,577,626 | 11.79 | D. 分配準備 積立金 | 645,359 | 10.53 |
| 分配可能額 | 14,231,971 | 65.10 | 分配可能額 | 114,169,796 | 1,863.65 |
| 2. その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。 | | | 2. その他費用 同左 | | |
| 3. 欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。 | | | 3. 欠損金減少額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金減少額は、それぞれ欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。 | | |

(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券関係)
売買目的有価証券

| 種類 | 第7期 (平成16年11月19日現在) | | 第8期 (平成17年11月21日現在) | |
|---------------|------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託 受益証券 | 2,021,185,987 | 254,192,822 | 697,581,348 | 113,860,428 |
| 合計 | 2,021,185,987 | 254,192,822 | 697,581,348 | 113,860,428 |

(デリバティブ取引等関係)
取引の状況に関する事項

| 第7期 自平成15年11月20日 至平成16年11月19日 | 第8期 自平成16年11月20日 至平成17年11月21日 |
|--|-------------------------------------|
| 1. 取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・為替予約取引 であります。 | 1. 取引の内容 同左 |
| 2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 為替予約取引は外貨建資金の受渡しを行う際 の円換算額を確定させるために、行っており ます。 | 2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 同左 |
| 3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリ スクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い 金融機関との取引、あるいは流動性の高い市 場での取引であるため、信用リスクはほとん どないと判断しております。 | 3. 取引に係るリスクの内容 同左 |
| 4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が、業務 部およびコンプライアンス部の承認を得て、 取引の範囲等を定めた投資信託約款および社 内規定に基づき実行しております。 | 4. 取引に係るリスク管理体制 同左 |
| 5. 取引の時価等に関する事項についての補足 説明 取引の時価等に関する事項についての契約 額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ る名目的な契約額または計算上の想定元本で あり、当該金額自体がデリバティブ取引のリ スクの大きさを示すものではありません。 | 5. 取引の時価等に関する事項についての補足 説明 同左 |

取引の時価等に関する事項

| | |
|------------------------|------------------------|
| 第7期 (平成16年11月19日現在) | 第8期 (平成17年11月21日現在) |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報)

| | | |
|-----------|------------------------|------------------------|
| | 第7期 (平成16年11月19日現在) | 第8期 (平成17年11月21日現在) |
| 1口当たり純資産額 | 0.9697円 | 1.1864円 |

(3) 附属明細表

1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|-----------------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | MSCIコクサイ・インデックス・ マザーファンド | 610,040,532 | 697,581,348 | |
| 合計 | | 610,040,532 | 697,581,348 | |

2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

3 不動産等明細表

該当事項はありません。

4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

5 借入金明細表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成17年11月21日現在(以下、「計算日」という)の状況は次のとおりです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1)貸借対照表

| 区分 | (平成17年11月21日現在) |
|----------|-----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 811,352,390 |
| コール・ローン | 658,245,862 |
| 株式 | 86,642,416,610 |
| 未収入金 | 131,796 |
| 未収配当金 | 132,961,072 |
| 未収利息 | 18 |
| 流動資産合計 | 88,245,107,748 |
| 資産合計 | 88,245,107,748 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 710,691,221 |
| 未払解約金 | 170,445,380 |
| 流動負債合計 | 881,136,601 |
| 負債合計 | 881,136,601 |
| 純資産の部 | |
| 元本 | |
| 元本 | 76,401,263,946 |
| 剰余金 | |
| 剰余金 | 10,962,707,201 |
| 純資産合計 | 87,363,971,147 |
| 負債・純資産合計 | 88,245,107,748 |

重要な会計方針

| 項目 | 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
|--------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | <p>組入有価証券(株式)については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該証券取引所の最終相場がない場合は、当該証券取引所における直近の最終相場もしくは当該証券取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法 | <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 4. 収益および費用の計上基準 | <p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p> |

| 項目 | 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
|----------------------------|---|
| 5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| (平成17年11月21日現在) | |
|--|-----------------|
| MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの第8期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 | |
| 期首元本額 | 19,584,905,227円 |
| 期中追加設定元本額 | 59,996,232,372円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,179,873,653円 |
| 期末における元本の内訳 | |
| MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ | 610,040,532円 |
| モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド | 1,962,544,909円 |
| モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド (適格機関投資家専用) | 73,828,678,505円 |
| 期末元本合計 | 76,401,263,946円 |

(有価証券関係)

売買目的有価証券

| (平成17年11月21日現在) | | |
|-----------------|----------------|----------------------|
| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 86,642,416,610 | 6,205,236,213 |
| 合計 | 86,642,416,610 | 6,205,236,213 |

(デリバティブ取引等関係)
取引の状況に関する事項

| |
|--|
| 自 平成16年11月20日 至 平成17年11月21日 |
| 1. 取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・為替予約取引 であります。 |
| 2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 為替予約取引は外貨建資金の受渡しを行う際の円換算額を確定させるために、行っております。 |
| 3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。 |
| 4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。 |
| 5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

取引の時価等に関する事項

| |
|-----------------|
| (平成17年11月21日現在) |
| 該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | |
|-----------|-----------------|
| | (平成17年11月21日現在) |
| 1口当たり純資産額 | 1.1435円 |

(2) 附属明細表

1 有価証券明細表

株式

次表のとおりです。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

3 不動産等明細表

該当事項はありません。

4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

5 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

(平成17年11月21日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|---------------------------------------|--------|-------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | 3M CO | 27,100 | 78.16 | 2,118,136.00 | |
| | | ABBOTT LABORATORIES | 57,400 | 40.90 | 2,347,660.00 | |
| | | ABERCROMBIE & FITCH CO | 3,200 | 61.01 | 195,232.00 | |
| | | ACCENTURE LTD-CL A | 18,100 | 27.92 | 505,352.00 | |
| | | ACE LTD | 11,600 | 55.74 | 646,584.00 | |
| | | ADC TELECOMMUNICATIONS INC | 4,185 | 19.18 | 80,268.30 | |
| | | ADOBE SYSTEMS | 18,100 | 33.50 | 606,350.00 | |
| | | ADVANCE AUTO PARTS | 3,999 | 41.02 | 164,038.98 | |
| | | ADVANCED MICRO DEVICES | 14,499 | 26.74 | 387,703.26 | |
| | | AES CORPORATION | 22,800 | 16.00 | 364,800.00 | |
| | | AETNA INC NEW | 10,800 | 94.79 | 1,023,732.00 | |
| | | AFFILIATED COMPUTER SVCS-A | 4,400 | 56.69 | 249,436.00 | |
| | | AFLAC | 18,599 | 48.64 | 904,655.36 | |
| | | AGILENT TECHNOLOGIES INC | 16,400 | 34.91 | 572,524.00 | |
| | | AIR PRODUCTS & CHEMICALS | 8,500 | 60.00 | 510,000.00 | |
| | | ALBERTSON'S | 11,615 | 24.88 | 288,981.20 | |
| | | ALCOA INC | 32,211 | 26.40 | 850,370.40 | |
| | | ALLIED CAPITAL CORP | 4,900 | 29.25 | 143,325.00 | |
| | | ALLSTATE CORP | 23,500 | 57.35 | 1,347,725.00 | |
| | | ALTERA CORPORATION | 13,500 | 18.38 | 248,130.00 | |
| | | ALTRIA GROUP INC | 76,700 | 71.25 | 5,464,875.00 | |
| | | AMAZON COM INC | 11,400 | 47.90 | 546,060.00 | |
| | | AMBAC FINANCIAL GROUP INC | 4,000 | 76.89 | 307,560.00 | |
| | | AMEREN CORPORATION | 7,300 | 51.65 | 377,045.00 | |
| | | AMERICAN ELECTRIC POWER | 14,200 | 36.51 | 518,442.00 | |
| | | AMERICAN EXPRESS | 41,500 | 49.91 | 2,071,265.00 | |
| | | AMERICAN INT'L GROUP | 81,699 | 67.17 | 5,487,721.83 | |
| | | AMERICAN PWR CONVERSION | 6,300 | 21.53 | 135,639.00 | |
| | | AMERICAN STANDARD COS INC | 6,500 | 39.44 | 256,360.00 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP-CL A | 14,700 | 25.84 | 379,848.00 | |
| | | AMERIPRISE FINANCIAL INC | 8,300 | 39.92 | 331,336.00 | |
| | | AMERISOURCEBERGEN CORP | 3,900 | 78.00 | 304,200.00 | |
| | | AMGEN INC | 45,832 | 83.22 | 3,814,139.04 | |
| | | AMPHENOL CORP-CL A | 3,300 | 40.07 | 132,231.00 | |
| | | AMSOUTH BANCORPORATION | 13,000 | 26.75 | 347,750.00 | |
| | | ANADARKO PETROLEUM CORP | 8,700 | 87.97 | 765,339.00 | |
| | | ANALOG DEVICES | 13,600 | 37.27 | 506,872.00 | |
| | | ANHEUSER-BUSCH | 28,700 | 43.17 | 1,238,979.00 | |
| | | AON CORP | 9,999 | 36.90 | 368,963.10 | |
| | | APACHE CORP | 12,130 | 66.04 | 801,065.20 | |
| | | APARTMENT INVT & MGMT CO | 3,500 | 39.00 | 136,500.00 | |
| | | APOLLO GROUP INC-CL A | 5,700 | 71.57 | 407,949.00 | |
| | | APPLE COMPUTER | 30,500 | 64.56 | 1,969,080.00 | |
| | | APPLERA CORP-APPLIED BIOSYSTEMS GROUP | 7,200 | 26.88 | 193,536.00 | |
| | | APPLIED MATERIALS | 60,800 | 17.24 | 1,048,192.00 | |
| | | ARCHER-DANIELS-MIDLAND | 21,916 | 24.51 | 537,161.16 | |
| | | ARCHSTONE-SMITH TRUST | 7,800 | 41.85 | 326,430.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|-------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | ASSOCIATED BANC-CORP | 4,499 | 32.36 | 145,587.64 | |
| | | AT & T CORP | 29,419 | 20.35 | 598,676.65 | |
| | | AUTODESK INC | 8,500 | 38.74 | 329,290.00 | |
| | | AUTOMATIC DATA PROCESS | 21,600 | 47.70 | 1,030,320.00 | |
| | | AUTONATION INC | 6,800 | 20.17 | 137,156.00 | |
| | | AUTOZONE INC | 2,200 | 88.10 | 193,820.00 | |
| | | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 2,700 | 90.84 | 245,268.00 | |
| | | AVAYA INC | 15,900 | 11.69 | 185,871.00 | |
| | | AVERY DENNISON CORP | 3,400 | 58.48 | 198,832.00 | |
| | | AVON PRODUCTS | 17,298 | 25.72 | 444,904.56 | |
| | | BAKER HUGHES | 12,600 | 55.67 | 701,442.00 | |
| | | BALL CORP | 3,800 | 39.36 | 149,568.00 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP | 148,856 | 45.56 | 6,781,879.36 | |
| | | BANK OF NEW YORK CO INC | 28,700 | 32.39 | 929,593.00 | |
| | | BARD (C.R.) INC | 3,900 | 64.34 | 250,926.00 | |
| | | BAUSCH & LOMB INC | 2,000 | 83.04 | 166,080.00 | |
| | | BAXTER INTERNATIONAL | 22,999 | 38.55 | 886,611.45 | |
| | | BB&T CORPORATION | 20,200 | 43.20 | 872,640.00 | |
| | | BEA SYSTEMS INC | 13,400 | 9.46 | 126,764.00 | |
| | | BECKMAN COULTER INC | 2,300 | 56.50 | 129,950.00 | |
| | | BECTON DICKINSON & CO | 9,300 | 59.29 | 551,397.00 | |
| | | BED BATH & BEYOND INC | 11,000 | 42.31 | 465,410.00 | |
| | | BELLSOUTH CORP | 67,800 | 27.36 | 1,855,008.00 | |
| | | BEST BUY COMPANY INC | 15,450 | 45.91 | 709,309.50 | |
| | | BIOGEN IDEC INC | 12,790 | 45.33 | 579,770.70 | |
| | | BIOMET INC | 8,700 | 37.25 | 324,075.00 | |
| | | BJ SERVICES CO | 12,000 | 34.52 | 414,240.00 | |
| | | BLACK & DECKER CORP | 3,000 | 86.49 | 259,470.00 | |
| | | BLOCK (H&R) | 11,500 | 25.45 | 292,675.00 | |
| | | BMC SOFTWARE | 8,200 | 20.52 | 168,264.00 | |
| | | BOEING CO | 27,800 | 66.95 | 1,861,210.00 | |
| | | BOSTON PROPERTIES INC | 4,100 | 73.95 | 303,195.00 | |
| | | BOSTON SCIENTIFIC CORP | 23,100 | 26.10 | 602,910.00 | |
| | | BRINKER INTERNATIONAL INC | 3,200 | 38.80 | 124,160.00 | |
| | | BRISTOL-MYERS SQUIBB CO | 72,400 | 22.30 | 1,614,520.00 | |
| | | BROADCOM CORP-CL A | 10,300 | 48.28 | 497,284.00 | |
| | | BRUNSWICK CORP | 3,400 | 39.35 | 133,790.00 | |
| | | BUNGE LIMITED | 4,100 | 49.48 | 202,868.00 | |
| | | BURLINGTON NTHN SANTA FE | 13,899 | 66.66 | 926,507.34 | |
| | | BURLINGTON RESOURCES INC | 14,300 | 69.22 | 989,846.00 | |
| | | CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A | 8,200 | 24.83 | 203,606.00 | |
| | | CADENCE DESIGN SYS INC | 10,200 | 16.80 | 171,360.00 | |
| | | CAMPBELL SOUP CO (US) | 8,300 | 29.70 | 246,510.00 | |
| | | CAPITAL ONE FINANCIAL CORP | 10,700 | 84.34 | 902,438.00 | |
| | | CARDINAL HEALTH INC | 15,900 | 61.14 | 972,126.00 | |
| | | CAREER EDUCATION CORP | 3,700 | 35.15 | 130,055.00 | |
| | | CAREMARK RX INC | 16,600 | 49.90 | 828,340.00 | |
| | | CARMAX INC | 3,862 | 28.71 | 110,878.02 | |
| | | CARNIVAL CORP | 16,500 | 53.28 | 879,120.00 | |
| | | CATERPILLAR | 25,300 | 57.28 | 1,449,184.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | CDW CORP | 2,400 | 59.46 | 142,704.00 | |
| | | CELGENE CORP | 6,200 | 61.75 | 382,850.00 | |
| | | CENDANT CORPORATION | 38,932 | 18.10 | 704,669.20 | |
| | | CENTERPOINT ENERGY INC | 10,000 | 13.19 | 131,900.00 | |
| | | CENTEX CORP | 4,700 | 73.78 | 346,766.00 | |
| | | CERIDIAN CORP-NEW | 5,500 | 22.69 | 124,795.00 | |
| | | CERTEGY INC | 2,250 | 41.29 | 92,902.50 | |
| | | CHESAPEAKE ENERGY CORP | 11,800 | 28.73 | 339,014.00 | |
| | | CHEVRON CORPORATION | 83,900 | 58.11 | 4,875,429.00 | |
| | | CHICAGO MERCANTILE EXCHANGE | 1,300 | 375.90 | 488,670.00 | |
| | | CHICO'S FAS INC | 6,700 | 45.02 | 301,634.00 | |
| | | CHIRON CORP | 4,200 | 44.35 | 186,270.00 | |
| | | CHOICEPOINT INC | 3,300 | 42.93 | 141,669.00 | |
| | | CHUBB CORP | 7,200 | 97.77 | 703,944.00 | |
| | | CIGNA CORP | 4,800 | 113.90 | 546,720.00 | |
| | | CINCINNATI FINANCIAL CORP | 5,782 | 44.47 | 257,125.54 | |
| | | CINERGY CORP | 7,100 | 41.01 | 291,171.00 | |
| | | CINTAS CORP | 5,400 | 44.04 | 237,816.00 | |
| | | CISCO SYSTEMS | 236,599 | 17.02 | 4,026,914.98 | |
| | | CIT GROUP INC | 7,800 | 50.25 | 391,950.00 | |
| | | CITIGROUP INC | 192,599 | 48.41 | 9,323,717.59 | |
| | | CITRIX SYSTEMS INC | 6,300 | 27.85 | 175,455.00 | |
| | | CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS | 17,288 | 32.50 | 561,860.00 | |
| | | CLOROX CO | 5,700 | 54.74 | 312,018.00 | |
| | | COACH INC | 13,900 | 34.43 | 478,577.00 | |
| | | COCA-COLA CO | 80,200 | 42.20 | 3,384,440.00 | |
| | | COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A | 5,000 | 48.36 | 241,800.00 | |
| | | COMCAST CORP CL-A SPECIAL | 30,900 | 26.48 | 818,232.00 | |
| | | COMCAST CORP-CL A | 47,847 | 26.92 | 1,288,041.24 | |
| | | COMERICA | 6,300 | 59.59 | 375,417.00 | |
| | | COMMERCE BANCORP INC/NJ | 5,600 | 33.09 | 185,304.00 | |
| | | COMPASS BANCSHARES INC | 4,300 | 48.63 | 209,109.00 | |
| | | COMPUTER ASSOC INT'L | 17,400 | 28.44 | 494,856.00 | |
| | | COMPUTER SCIENCES CORP | 7,100 | 54.85 | 389,435.00 | |
| | | COMPUWARE CORP | 13,995 | 8.30 | 116,158.50 | |
| | | COMVERSE TECHNOLOGY INC | 7,300 | 26.85 | 196,005.00 | |
| | | CONAGRA FOODS INC | 19,199 | 22.75 | 436,777.25 | |
| | | CONSOL ENERGY INC | 3,400 | 58.50 | 198,900.00 | |
| | | CONSOLIDATED EDISON INC | 9,100 | 45.53 | 414,323.00 | |
| | | CONSTELLATION BRANDS INC-A | 7,000 | 23.48 | 164,360.00 | |
| | | CONSTELLATION ENERGY GROUP | 6,600 | 52.60 | 347,160.00 | |
| | | CONVERGYS CORP | 5,100 | 16.25 | 82,875.00 | |
| | | COOPER CAMERON CORP | 2,000 | 78.39 | 156,780.00 | |
| | | COOPER INDUSTRIES INC-CL A | 3,400 | 73.61 | 250,274.00 | |
| | | CORNING | 53,400 | 20.95 | 1,118,730.00 | |
| | | COSTCO WHOLESALE CORP | 17,700 | 49.81 | 881,637.00 | |
| | | COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP | 21,800 | 34.65 | 755,370.00 | |
| | | COVENTRY HEALTH CARE INC | 6,000 | 57.02 | 342,120.00 | |
| | | CRESCENT REAL ESTATE | 3,300 | 20.36 | 67,188.00 | |
| | | CROWN CASTLE INTL CORP | 8,100 | 26.84 | 217,404.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|-----------------------------|--------|--------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | CSX CORP | 8,000 | 48.63 | 389,040.00 | |
| | | CVS CORP | 29,600 | 26.92 | 796,832.00 | |
| | | DANAHER CORP | 9,200 | 55.19 | 507,748.00 | |
| | | DARDEN RESTAURANTS | 5,499 | 35.35 | 194,389.65 | |
| | | DATA CRAFT ASIA LIMITED | 9,000 | 1.05 | 9,450.00 | |
| | | DAVITA INC | 3,700 | 52.20 | 193,140.00 | |
| | | DEAN FOODS CO | 5,500 | 37.91 | 208,505.00 | |
| | | DEERE & CO | 9,000 | 63.10 | 567,900.00 | |
| | | DELL INC | 85,200 | 29.85 | 2,543,220.00 | |
| | | DENTSPLY INTERNATIONAL INC | 2,800 | 56.88 | 159,264.00 | |
| | | DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY | 3,800 | 44.30 | 168,340.00 | |
| | | DEVON ENERGY CORPORATION | 16,600 | 58.61 | 972,926.00 | |
| | | DIRECTV GROUP INC/THE | 28,045 | 13.74 | 385,338.30 | |
| | | DISCOVERY HOLDING CO-A | 9,435 | 15.24 | 143,789.40 | |
| | | DISNEY (WALT) CO | 75,600 | 25.20 | 1,905,120.00 | |
| | | DOLLAR GENERAL | 10,300 | 19.00 | 195,700.00 | |
| | | DOMINION RESOURCES INC | 12,600 | 77.48 | 976,248.00 | |
| | | DONNELLEY (RR) & SONS | 7,500 | 33.43 | 250,725.00 | |
| | | DOVER CORP | 7,500 | 41.00 | 307,500.00 | |
| | | DOW CHEMICAL CO | 35,622 | 46.35 | 1,651,079.70 | |
| | | DOW JONES & CO | 1,900 | 34.44 | 65,436.00 | |
| | | DR HORTON INC | 10,433 | 34.81 | 363,172.73 | |
| | | DST SYSTEMS INC | 2,500 | 62.04 | 155,100.00 | |
| | | DTE ENERGY | 6,500 | 43.54 | 283,010.00 | |
| | | DU PONT (E.I) DE NEMOURS | 36,900 | 42.45 | 1,566,405.00 | |
| | | DUKE ENERGY CORP | 34,077 | 26.95 | 918,375.15 | |
| | | DUKE REALTY CORP | 5,200 | 34.13 | 177,476.00 | |
| | | DUN & BRADSTREET CORP | 2,500 | 65.60 | 164,000.00 | |
| | | EASTMAN KODAK CO | 10,600 | 21.85 | 231,610.00 | |
| | | EATON CORP | 5,300 | 63.44 | 336,232.00 | |
| | | EBAY INC | 37,500 | 44.67 | 1,675,125.00 | |
| | | ECHOSTAR COMMUNICATIONS - A | 8,000 | 26.08 | 208,640.00 | |
| | | ECOLAB INC | 7,100 | 33.36 | 236,856.00 | |
| | | EDISON INTERNATIONAL | 11,400 | 43.87 | 500,118.00 | |
| | | EL PASO CORPORATION | 24,246 | 11.17 | 270,827.82 | |
| | | ELECTRONIC ARTS | 11,400 | 58.38 | 665,532.00 | |
| | | ELECTRONIC DATA SYSTEMS | 19,100 | 24.20 | 462,220.00 | |
| | | EMC CORP | 89,000 | 13.98 | 1,244,220.00 | |
| | | EMERSON ELECTRIC CO | 15,400 | 72.51 | 1,116,654.00 | |
| | | ENERGIZER HOLDINGS INC | 2,400 | 47.17 | 113,208.00 | |
| | | ENERGY EAST CORPORATION | 5,500 | 23.54 | 129,470.00 | |
| | | ENSCO INTERNATIONAL INC | 5,600 | 47.21 | 264,376.00 | |
| | | ENTERGY CORP | 7,900 | 68.70 | 542,730.00 | |
| | | EOG RESOURCES INC | 8,900 | 68.87 | 612,943.00 | |
| | | EQUIFAX INC | 4,700 | 37.02 | 173,994.00 | |
| | | EQUITABLE RESOURCES INC | 4,400 | 37.23 | 163,812.00 | |
| | | EQUITY OFFICE PROPERTIES TR | 15,000 | 30.68 | 460,200.00 | |
| | | EQUITY RESIDENTIAL | 10,600 | 40.33 | 427,498.00 | |
| | | ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A | 4,600 | 33.32 | 153,272.00 | |
| | | EVEREST RE GROUP LTD | 2,300 | 105.85 | 243,455.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|-----------------------------------|---------|--------|---------------|----|
| 株式 | 米ドル | EXELON CORP | 24,700 | 51.43 | 1,270,321.00 | |
| | | EXPEDIA INC | 9,950 | 21.70 | 215,915.00 | |
| | | EXPEDITORS INTL WASH INC | 4,000 | 70.83 | 283,320.00 | |
| | | EXPRESS SCRIPTS INC | 4,700 | 79.45 | 373,415.00 | |
| | | EXXON MOBIL CORPOTATION | 235,599 | 58.25 | 13,723,641.75 | |
| | | FAMILY DOLLAR STORES | 5,500 | 23.24 | 127,820.00 | |
| | | FANNIE MAE(FEDERAL NATL MTG ASSN) | 35,800 | 47.74 | 1,709,092.00 | |
| | | FASTENAL CO | 4,800 | 41.19 | 197,712.00 | |
| | | FEDERATED DEPARTMENT STORES | 9,865 | 69.53 | 685,913.45 | |
| | | FEDEX CORP | 10,600 | 97.80 | 1,036,680.00 | |
| | | FIDELITY NATIONAL FINL INC | 5,960 | 38.01 | 226,539.60 | |
| | | FIFTH THIRD BANCORP | 17,500 | 40.46 | 708,050.00 | |
| | | FIRST DATA CORP | 29,076 | 42.28 | 1,229,333.28 | |
| | | FIRST HORIZON NATIONAL CORP | 4,300 | 39.57 | 170,151.00 | |
| | | FIRSTENERGY CORP | 12,166 | 46.84 | 569,855.44 | |
| | | FISERV INC | 7,100 | 46.00 | 326,600.00 | |
| | | FISHER SCIENTIFIC INTL | 4,400 | 64.49 | 283,756.00 | |
| | | FLEXTRONICS INTL LTD | 20,900 | 10.00 | 209,000.00 | |
| | | FLUOR CORP (NEW) | 3,200 | 72.85 | 233,120.00 | |
| | | FOOT LOCKER INC | 5,700 | 21.55 | 122,835.00 | |
| | | FORD MOTOR COMPANY | 65,597 | 8.41 | 551,670.77 | |
| | | FORTUNE BRANDS INC | 5,400 | 81.15 | 438,210.00 | |
| | | FPL GROUP | 13,800 | 43.17 | 595,746.00 | |
| | | FRANKLIN RESOURCES INC | 5,600 | 95.50 | 534,800.00 | |
| | | FREDDIE MAC | 25,500 | 62.12 | 1,584,060.00 | |
| | | FREEMONT MCMORAN COPPER B | 6,600 | 51.37 | 339,042.00 | |
| | | GANNETT CO | 9,200 | 62.79 | 577,668.00 | |
| | | GAP | 23,175 | 17.06 | 395,365.50 | |
| | | GENENTECH INC | 17,600 | 96.96 | 1,706,496.00 | |
| | | GENERAL DYNAMICS CORP | 6,300 | 117.21 | 738,423.00 | |
| | | GENERAL ELECTRIC CO | 392,606 | 35.75 | 14,035,664.50 | |
| | | GENERAL GROWTH PROPERTIES | 8,300 | 44.60 | 370,180.00 | |
| | | GENERAL MILLS | 12,300 | 47.74 | 587,202.00 | |
| | | GENERAL MOTORS CORP | 16,800 | 24.05 | 404,040.00 | |
| | | GENUINE PARTS CO | 6,500 | 44.71 | 290,615.00 | |
| | | GENWORTH FINANCIAL INC-CL A | 12,200 | 32.92 | 401,624.00 | |
| | | GENZYME CORP - GENL DIVISION | 9,300 | 77.12 | 717,216.00 | |
| | | GEORGIA-PACIFIC CORP | 8,700 | 47.20 | 410,640.00 | |
| | | GETTY IMAGES INC | 1,900 | 91.11 | 173,109.00 | |
| | | GILEAD SCIENCES INC | 16,700 | 54.36 | 907,812.00 | |
| | | GLOBAL SANTAFE CORP | 8,466 | 44.20 | 374,197.20 | |
| | | GOLDEN WEST FINANCIAL | 9,700 | 64.72 | 627,784.00 | |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 14,900 | 131.58 | 1,960,542.00 | |
| | | GOOGLE INC-CL A | 7,100 | 400.28 | 2,841,988.00 | |
| | | GRAINGER (WW) | 2,900 | 70.95 | 205,755.00 | |
| | | GTECH HOLDINGS CORP | 4,300 | 31.90 | 137,170.00 | |
| | | GUIDANT CORP | 12,000 | 62.15 | 745,800.00 | |
| | | HALLIBURTON CO | 18,700 | 61.37 | 1,147,619.00 | |
| | | HARLEY-DAVIDSON | 10,600 | 53.54 | 567,524.00 | |
| | | HARMAN INTERNATIONAL | 2,400 | 99.20 | 238,080.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|-----------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | HARRAH'S ENTERTAINMENT | 6,400 | 67.32 | 430,848.00 | |
| | | HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP | 11,000 | 88.00 | 968,000.00 | |
| | | HASBRO INC | 5,799 | 20.10 | 116,559.90 | |
| | | HCA INC | 14,700 | 51.68 | 759,696.00 | |
| | | HEALTH CARE PROPERTY INVESTORS | 4,800 | 26.34 | 126,432.00 | |
| | | HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A | 9,100 | 23.22 | 211,302.00 | |
| | | HEALTH NET INC | 4,200 | 49.80 | 209,160.00 | |
| | | HEINZ (H.J) CO | 12,900 | 35.08 | 452,532.00 | |
| | | HEWLETT-PACKARD CO | 107,200 | 29.40 | 3,151,680.00 | |
| | | HILLENBRAND INDUSTRIES | 2,000 | 47.47 | 94,940.00 | |
| | | HILTON HOTELS CORP | 13,400 | 20.87 | 279,658.00 | |
| | | HOME DEPOT | 79,500 | 42.44 | 3,373,980.00 | |
| | | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 30,000 | 36.38 | 1,091,400.00 | |
| | | HOSPIRA INC | 5,580 | 44.47 | 248,142.60 | |
| | | HOST MARRIOTT CORP | 12,400 | 17.46 | 216,504.00 | |
| | | HUDSON CITY BANCORP INC | 20,900 | 11.59 | 242,231.00 | |
| | | HUNTINGTON BANCSHARES INC | 8,000 | 24.08 | 192,640.00 | |
| | | IAC INTERACTIVECORP | 10,050 | 28.88 | 290,244.00 | |
| | | IBM CORP | 59,700 | 87.77 | 5,239,869.00 | |
| | | ILLINOIS TOOL WORKS | 9,100 | 87.13 | 792,883.00 | |
| | | IMS HEALTH INC | 8,300 | 24.42 | 202,686.00 | |
| | | INGERSOLL-RAND CO-CL A | 12,500 | 39.76 | 497,000.00 | |
| | | INTEL CORP | 228,500 | 25.30 | 5,781,050.00 | |
| | | INTERPUBLIC GROUP OF COS | 15,200 | 9.85 | 149,720.00 | |
| | | INT'L FLAVORS FRAGRANCES | 2,900 | 32.61 | 94,569.00 | |
| | | INT'L GAME TECHNOLOGY | 12,700 | 28.54 | 362,458.00 | |
| | | INT'L PAPER CO | 17,300 | 30.89 | 534,397.00 | |
| | | INTUIT INC | 6,500 | 53.42 | 347,230.00 | |
| | | INVESTORS FINANCIAL SVCS CP | 2,400 | 38.88 | 93,312.00 | |
| | | INVITROGEN CORP | 1,900 | 65.24 | 123,956.00 | |
| | | ISTAR FINANCIAL INC | 4,100 | 35.87 | 147,067.00 | |
| | | ITT INDUSTRIES | 3,200 | 106.31 | 340,192.00 | |
| | | J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO) | 9,800 | 54.37 | 532,826.00 | |
| | | JABIL CIRCUIT INC | 6,400 | 32.16 | 205,824.00 | |
| | | JANUS CAPITAL GROUP INC | 8,200 | 18.70 | 153,340.00 | |
| | | JDS UNIPHASE CORP | 54,100 | 2.28 | 123,348.00 | |
| | | JEFFERSON-PILOT CORP | 5,000 | 55.23 | 276,150.00 | |
| | | JOHNE APPAREL GROUP INC | 4,500 | 29.20 | 131,400.00 | |
| | | JOHNSON & JOHNSON | 110,100 | 62.55 | 6,886,755.00 | |
| | | JOHNSON CONTROLS | 7,100 | 69.74 | 495,154.00 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO | 130,267 | 38.03 | 4,954,054.01 | |
| | | JUNIPER NETWORKS INC | 17,200 | 23.36 | 401,792.00 | |
| | | KB HOME | 3,000 | 66.92 | 200,760.00 | |
| | | KELLOGG CO | 9,700 | 44.57 | 432,329.00 | |
| | | KERR-MCGEE CORP | 4,100 | 84.83 | 347,803.00 | |
| | | KEYCORP | 15,100 | 33.38 | 504,038.00 | |
| | | KEYSPAN CORPORATION | 6,500 | 34.03 | 221,195.00 | |
| | | KIMBERLY-CLARK CORP | 17,700 | 59.84 | 1,059,168.00 | |
| | | KIMCO REALTY CORP | 7,000 | 30.83 | 215,810.00 | |
| | | KINDER MORGAN INC | 3,600 | 89.15 | 320,940.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|---------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | KLA-TENCOR CORPORATION | 7,300 | 51.56 | 376,388.00 | |
| | | KNIGHT RIDDER INC | 2,700 | 62.33 | 168,291.00 | |
| | | KOHL'S CORP | 11,400 | 49.23 | 561,222.00 | |
| | | KRAFT FOODS INC-A | 9,700 | 29.28 | 284,016.00 | |
| | | KROGER CO | 25,400 | 19.44 | 493,776.00 | |
| | | L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS | 4,200 | 74.10 | 311,220.00 | |
| | | LABORATORY CRP OF AMER HLDGS | 5,000 | 50.69 | 253,450.00 | |
| | | LAM RESEARCH CORP | 5,000 | 37.49 | 187,450.00 | |
| | | LAMAR ADVERTISING CO | 3,100 | 46.22 | 143,282.00 | |
| | | LEAR CORP | 2,500 | 28.89 | 72,225.00 | |
| | | LEGG MASON INC | 3,750 | 120.43 | 451,612.50 | |
| | | LEGGETT & PLATT INC | 6,900 | 22.67 | 156,423.00 | |
| | | LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC | 8,700 | 127.00 | 1,104,900.00 | |
| | | LENNAR CORP-CL A | 4,500 | 56.90 | 256,050.00 | |
| | | LEXMARK INTERNATIONAL INC | 4,600 | 44.85 | 206,310.00 | |
| | | LIBERTY GLOBAL INC-A | 8,757 | 24.80 | 217,173.60 | |
| | | LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C | 8,557 | 23.53 | 201,346.21 | |
| | | LIBERTY MEDIA CORP-A | 94,256 | 7.73 | 728,598.88 | |
| | | LIBERTY PROPERTY TRUST | 3,199 | 42.30 | 135,317.70 | |
| | | LILLY (ELI) & CO | 37,699 | 50.34 | 1,897,767.66 | |
| | | LIMITED BRANDS INC | 12,700 | 21.65 | 274,955.00 | |
| | | LINCARE HOLDINGS INC | 3,700 | 43.99 | 162,763.00 | |
| | | LINCOLN NATIONAL CORP | 6,400 | 51.72 | 331,008.00 | |
| | | LINEAR TECHNOLOGY CORP | 11,300 | 35.06 | 396,178.00 | |
| | | LIZ CLAIBORNE | 4,000 | 36.10 | 144,400.00 | |
| | | LOCKHEEDMARTIN CORPORATION | 14,000 | 59.96 | 839,440.00 | |
| | | LOWE'S COMPANIES | 27,200 | 65.95 | 1,793,840.00 | |
| | | LSI LOGIC CORP | 14,000 | 7.97 | 111,580.00 | |
| | | LUCENT TECHNOLOGIES | 162,660 | 2.84 | 461,954.40 | |
| | | LYONDELL CHEMICAL COMPANY | 8,200 | 26.07 | 213,774.00 | |
| | | M & T BANK CORP | 2,500 | 109.83 | 274,575.00 | |
| | | MACERICH CO/THE | 2,200 | 66.76 | 146,872.00 | |
| | | MANPOWER | 3,300 | 46.84 | 154,572.00 | |
| | | MARATHON OIL CORP | 13,500 | 59.02 | 796,770.00 | |
| | | MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL-A | 7,000 | 63.64 | 445,480.00 | |
| | | MARSH & MCLENNAN COS | 18,599 | 29.68 | 552,018.32 | |
| | | MARSHALL & ILSLEY CORP | 7,200 | 42.89 | 308,808.00 | |
| | | MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD | 7,400 | 57.04 | 422,096.00 | |
| | | MASCO CORP | 15,900 | 29.82 | 474,138.00 | |
| | | MASSEY ENERGY COMPANY | 2,800 | 37.50 | 105,000.00 | |
| | | MATTEL | 15,300 | 15.17 | 232,101.00 | |
| | | MAXIM INTEGRATED PRODUCTS | 12,100 | 35.65 | 431,365.00 | |
| | | MBIA | 5,050 | 61.70 | 311,585.00 | |
| | | MBNA CORP | 44,550 | 26.47 | 1,179,238.50 | |
| | | MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS | 4,400 | 30.63 | 134,772.00 | |
| | | MCDONALD'S CORP | 46,900 | 33.09 | 1,551,921.00 | |
| | | MCGRAW-HILL COS | 14,100 | 52.76 | 743,916.00 | |
| | | MCKESSON CORP | 10,600 | 48.38 | 512,828.00 | |
| | | MEADWESTVACO CORP | 6,900 | 27.12 | 187,128.00 | |
| | | MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC | 11,313 | 52.95 | 599,023.35 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|-------------------------------|---------|--------|---------------|----|
| 株式 | 米ドル | MEDIMMUNE INC | 9,200 | 36.25 | 333,500.00 | |
| | | MEDTRONIC INC | 44,800 | 56.25 | 2,520,000.00 | |
| | | MELLON FINANCIAL CORP | 15,600 | 33.15 | 517,140.00 | |
| | | MERCANTILE BANKSHARES CORP | 3,000 | 57.90 | 173,700.00 | |
| | | MERCK & CO | 81,600 | 30.42 | 2,482,272.00 | |
| | | MERCURY INTERACTIVE CORP | 3,100 | 27.82 | 86,242.00 | |
| | | MERRILL LYNCH & CO | 33,100 | 67.26 | 2,226,306.00 | |
| | | METLIFE INC | 27,199 | 51.08 | 1,389,324.92 | |
| | | MGIC INVESTMENT CORP | 3,500 | 64.89 | 227,115.00 | |
| | | MGM MIRAGE | 4,600 | 38.55 | 177,330.00 | |
| | | MICHAELS STORES INC | 4,900 | 34.03 | 166,747.00 | |
| | | MICROCHIP TECHNOLOGY INC | 7,600 | 32.24 | 245,024.00 | |
| | | MICRON TECHNOLOGY | 22,600 | 14.18 | 320,468.00 | |
| | | MICROSOFT CORP | 359,899 | 28.07 | 10,102,364.93 | |
| | | MILLENNIUM PHARMACEUTICALS | 11,100 | 10.50 | 116,550.00 | |
| | | MOHAWK INDUSTRIES INC | 2,000 | 84.38 | 168,760.00 | |
| | | MONSANTO CO | 9,921 | 73.47 | 728,895.87 | |
| | | MOODY S CORPORATION | 9,300 | 58.15 | 540,795.00 | |
| | | MORGAN STANLEY | 36,499 | 55.50 | 2,025,694.50 | |
| | | MOTOROLA | 90,800 | 23.86 | 2,166,488.00 | |
| | | NABORS INDUSTRIES INC | 5,900 | 68.66 | 405,094.00 | |
| | | NATIONAL CITY CORP | 23,600 | 33.72 | 795,792.00 | |
| | | NATIONAL OILWELL VARCO INC | 6,400 | 59.04 | 377,856.00 | |
| | | NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP | 12,900 | 25.82 | 333,078.00 | |
| | | NETWORK APPLIANCE INC | 12,800 | 28.86 | 369,408.00 | |
| | | NEW YORK COMMUNITY BANCORP | 8,900 | 16.90 | 150,410.00 | |
| | | NEW YORK TIMES CO -CL A | 4,900 | 27.98 | 137,102.00 | |
| | | NEWELL RUBBERMAID | 10,178 | 23.04 | 234,501.12 | |
| | | NEWFIELD EXPLORATION CO | 4,400 | 42.86 | 188,584.00 | |
| | | NEWMONT MINING CORPHOLDING CO | 16,502 | 46.33 | 764,537.66 | |
| | | NEWS CORP CLASS B | 21,168 | 15.20 | 321,753.60 | |
| | | NEWS CORP INC CL A WHEN ISS | 70,839 | 14.51 | 1,027,873.89 | |
| | | NII HOLDINGS INC | 2,500 | 88.15 | 220,375.00 | |
| | | NIKE B | 7,100 | 87.70 | 622,670.00 | |
| | | NISOURCE INC | 10,100 | 21.56 | 217,756.00 | |
| | | NOBLE CORP | 5,000 | 70.15 | 350,750.00 | |
| | | NOBLE ENERGY INC | 6,300 | 37.63 | 237,069.00 | |
| | | NORFOLK SOUTHERN CORP | 15,000 | 43.87 | 658,050.00 | |
| | | NORTH FORK BANCORPORATION | 17,689 | 26.90 | 475,834.10 | |
| | | NORTHERN TRUST CORP | 6,400 | 51.97 | 332,608.00 | |
| | | NORTHROP GRUMMAN CORP | 12,000 | 56.10 | 673,200.00 | |
| | | NOVELLUS SYSTEMS INC | 5,100 | 23.93 | 122,043.00 | |
| | | NTL INC | 2,500 | 58.96 | 147,400.00 | |
| | | NUCOR CORP | 5,900 | 63.34 | 373,706.00 | |
| | | NVIDIA CORP | 6,000 | 36.19 | 217,140.00 | |
| | | NVR INC | 200 | 732.05 | 146,410.00 | |
| | | OCCIDENTAL PETROLEUM | 14,700 | 75.05 | 1,103,235.00 | |
| | | OFFICE DEPOT INC | 11,600 | 28.29 | 328,164.00 | |
| | | OLD REPUBLIC INTL CORP | 6,450 | 26.70 | 172,215.00 | |
| | | OMNICARE INC | 3,900 | 57.85 | 225,615.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | OMNICOM GROUP | 6,800 | 81.14 | 551,752.00 | |
| | | ORACLE CORP | 142,700 | 12.62 | 1,800,874.00 | |
| | | OWENS-ILLINOIS INC | 5,500 | 21.56 | 118,580.00 | |
| | | PACCAR INC | 6,150 | 72.36 | 445,014.00 | |
| | | PACTIV CORPORATION | 5,400 | 19.84 | 107,136.00 | |
| | | PALL CORP | 4,500 | 27.85 | 125,325.00 | |
| | | PARKER HANNIFIN CORP | 4,500 | 67.63 | 304,335.00 | |
| | | PARTNERRE LTD | 2,100 | 69.06 | 145,026.00 | |
| | | PATTERSON COS INC | 3,800 | 35.01 | 133,038.00 | |
| | | PATTERSON-UTI ENERGY INC | 6,000 | 31.03 | 186,180.00 | |
| | | PAYCHEX INC | 12,600 | 42.60 | 536,760.00 | |
| | | PEABODY ENERGY CORP | 4,800 | 73.94 | 354,912.00 | |
| | | PENTAIR INC | 3,500 | 37.40 | 130,900.00 | |
| | | PEPCO HOLDINGS INC | 7,100 | 21.51 | 152,721.00 | |
| | | PEPSICO INC USD COM | 61,999 | 58.52 | 3,628,181.48 | |
| | | PETSMART INC | 5,300 | 24.95 | 132,235.00 | |
| | | PFIZER | 275,180 | 21.60 | 5,943,888.00 | |
| | | PG&E CORP | 13,800 | 35.77 | 493,626.00 | |
| | | PHELPS DODGE CORP | 3,600 | 131.19 | 472,284.00 | |
| | | PINNACLE WEST CAPITAL | 3,600 | 41.85 | 150,660.00 | |
| | | PIONEER NATURAL RESOURCES CO | 5,300 | 50.25 | 266,325.00 | |
| | | PITNEY BOWES INC | 8,400 | 41.10 | 345,240.00 | |
| | | PLUM CREEK TIMBER CO-REIT | 6,700 | 38.45 | 257,615.00 | |
| | | PMI GROUP INC/THE | 3,500 | 40.64 | 142,240.00 | |
| | | PNC FINANCIAL SERVICES GROUP | 10,700 | 63.55 | 679,985.00 | |
| | | PPG INDUSTRIES | 6,400 | 60.91 | 389,824.00 | |
| | | PPL CORPORATION | 14,100 | 29.48 | 415,668.00 | |
| | | PRAXAIR | 12,000 | 51.59 | 619,080.00 | |
| | | PROCTER & GAMBLE CO | 125,387 | 57.45 | 7,203,483.15 | |
| | | PROGRESS ENERGY INC | 8,800 | 44.28 | 389,664.00 | |
| | | PROGRESSIVE CORP | 6,999 | 121.05 | 847,228.95 | |
| | | PROLOGIS | 9,000 | 44.04 | 396,360.00 | |
| | | PRUDENTIAL FINANCIAL INC | 19,300 | 75.96 | 1,466,028.00 | |
| | | PUBLIC STORAGE INC | 3,100 | 70.10 | 217,310.00 | |
| | | PUBLIC SV ENTERPRISE CO | 8,800 | 61.92 | 544,896.00 | |
| | | PULTE CORP | 8,000 | 40.75 | 326,000.00 | |
| | | QLOGIC CORP | 3,400 | 31.65 | 107,610.00 | |
| | | QUALCOMM | 60,500 | 45.93 | 2,778,765.00 | |
| | | QUEST DIAGNOSTICS INC | 6,400 | 49.16 | 314,624.00 | |
| | | QUESTAR CORP | 3,200 | 76.25 | 244,000.00 | |
| | | QWEST COMMUNICATIONS INTL | 56,800 | 4.97 | 282,296.00 | |
| | | RADIAN GROUP INC | 3,200 | 56.36 | 180,352.00 | |
| | | RADIOSHACK CORPORATION | 4,700 | 23.08 | 108,476.00 | |
| | | RAYTHEON COMPANY | 16,600 | 37.81 | 627,646.00 | |
| | | REGIONS FINANCIAL CORP | 16,328 | 33.96 | 554,498.88 | |
| | | RELIANT RESOURCES INC | 10,800 | 9.28 | 100,224.00 | |
| | | RENAISSANCERE HOLDING LTD | 2,500 | 46.25 | 115,625.00 | |
| | | REPUBLIC SERVICES INC | 5,000 | 36.12 | 180,600.00 | |
| | | ROBERT HALF INTL INC | 5,900 | 37.53 | 221,427.00 | |
| | | ROCKWELL AUTOMATION INC | 6,800 | 57.49 | 390,932.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|---|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | ROCKWELL COLLINS | 6,400 | 44.88 | 287,232.00 | |
| | | ROHM & HAAS CO | 5,400 | 44.77 | 241,758.00 | |
| | | ROSS STORES INC | 5,500 | 25.82 | 142,010.00 | |
| | | ROWAN COMPANIES INC | 3,900 | 35.05 | 136,695.00 | |
| | | ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD | 4,100 | 45.31 | 185,771.00 | |
| | | SABRE HOLDINGS CORP | 4,700 | 21.55 | 101,285.00 | |
| | | SAFECO CORP | 4,600 | 56.20 | 258,520.00 | |
| | | SAFEWAY INC | 16,600 | 23.37 | 387,942.00 | |
| | | SANDISK CORP | 6,700 | 56.20 | 376,540.00 | |
| | | SANMINA-SCI CORP | 18,900 | 4.21 | 79,569.00 | |
| | | SARA LEE CORP | 29,100 | 17.96 | 522,636.00 | |
| | | SBC COMMUNICATIONS | 122,700 | 24.38 | 2,991,426.00 | |
| | | SCANA CORP | 4,100 | 39.16 | 160,556.00 | |
| | | SCHLUMBERGER LTD | 21,800 | 95.05 | 2,072,090.00 | |
| | | SCHWAB (CHARLES) CORP | 41,200 | 14.96 | 616,352.00 | |
| | | SCIENTIFIC-ATLANTA INC | 5,500 | 42.15 | 231,825.00 | |
| | | SEAGATE TECHNOLOGY | 14,100 | 16.98 | 239,418.00 | |
| | | SEAGATE TECHNOLOGY ESCROW POSITION | 200 | 0.00 | 0.00 | |
| | | SEALED AIR CORP | 3,100 | 51.89 | 160,859.00 | |
| | | SEARS HOLDINGS CORP | 4,238 | 119.44 | 506,186.72 | |
| | | SEMPRA ENERGY | 7,999 | 42.34 | 338,677.66 | |
| | | SERVICEMASTER COMPANY | 10,400 | 12.00 | 124,800.00 | |
| | | SHERWIN-WILLIAMS CO | 4,400 | 43.72 | 192,368.00 | |
| | | SIEBEL SYSTEMS INC | 18,000 | 10.49 | 188,820.00 | |
| | | SIGMA-ALDRICH | 2,600 | 66.45 | 172,770.00 | |
| | | SIMON PROPERTY GROUP INC | 7,700 | 77.20 | 594,440.00 | |
| | | SIRIUS SATELLITE RADIO INC | 46,200 | 7.28 | 336,336.00 | |
| | | SLM CORP | 15,500 | 53.26 | 825,530.00 | |
| | | SMITH INTERNATIONAL INC | 7,900 | 35.72 | 282,188.00 | |
| | | SMURFIT-STONE CONTAINER CORP | 9,099 | 11.85 | 107,823.15 | |
| | | SOLETRON CORP | 35,000 | 3.53 | 123,550.00 | |
| | | SOUTHERN CO | 27,500 | 34.79 | 956,725.00 | |
| | | SOUTHWEST AIRLINES CO | 7,487 | 16.54 | 123,834.98 | |
| | | SOVEREIGN BANCORP INC | 13,500 | 23.00 | 310,500.00 | |
| | | SPRINT NEXTEL CORP | 104,013 | 24.94 | 2,594,084.22 | |
| | | SPX CORP | 2,800 | 46.82 | 131,096.00 | |
| | | ST JUDE MEDICAL INC | 13,400 | 50.91 | 682,194.00 | |
| | | STANLEY WORKS | 3,100 | 47.60 | 147,560.00 | |
| | | STAPLES | 27,300 | 23.27 | 635,271.00 | |
| | | STARBUCKS CORP | 28,900 | 30.98 | 895,322.00 | |
| | | STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC | 8,000 | 59.24 | 473,920.00 | |
| | | STATE STREET CORP | 12,200 | 58.27 | 710,894.00 | |
| | | STRYKER CORP | 9,700 | 44.26 | 429,322.00 | |
| | | SUN MICROSYSTEMS INC | 126,200 | 3.75 | 473,250.00 | |
| | | SUNOCO INC | 5,100 | 75.95 | 387,345.00 | |
| | | SUNTRUST BANKS | 12,748 | 74.08 | 944,371.84 | |
| | | SYMBOL TECHNOLOGIES INC | 8,700 | 10.78 | 93,786.00 | |
| | | SYNOPSYS INC | 5,200 | 19.80 | 102,960.00 | |
| | | SYNOVUS FINANCIAL CORP | 9,100 | 28.12 | 255,892.00 | |
| | | SYSCO CORP | 23,400 | 31.90 | 746,460.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|---------------------------------------|---------|-------|--------------|----|
| 株式 | 米ドル | T ROWE PRICE GROUP INC | 4,300 | 71.01 | 305,343.00 | |
| | | TARGET CORP | 31,100 | 55.22 | 1,717,342.00 | |
| | | TCF FINANCIAL CORP | 4,500 | 27.53 | 123,885.00 | |
| | | TD BANKNORTH INC | 2,821 | 29.62 | 83,558.02 | |
| | | TELEPHONE & DATA SPECIAL COMMON STOCK | 1,900 | 36.00 | 68,400.00 | |
| | | TELEPHONE AND DATA SYSTEMS | 1,800 | 37.48 | 67,464.00 | |
| | | TELLABS INC | 15,797 | 9.85 | 155,600.45 | |
| | | TEMPLE INLAND | 4,000 | 40.46 | 161,840.00 | |
| | | TENET HEALTHCARE CORPORATION | 17,350 | 7.61 | 132,033.50 | |
| | | TERADYNE INC | 7,099 | 14.05 | 99,740.95 | |
| | | TEXAS INSTRUMENTS | 61,500 | 31.88 | 1,960,620.00 | |
| | | TEXTRON | 4,500 | 77.01 | 346,545.00 | |
| | | THE COOPER COS INC | 1,500 | 72.60 | 108,900.00 | |
| | | THE HERSHEY COMPANY | 6,400 | 54.00 | 345,600.00 | |
| | | THE ST JOE COMPANY | 2,600 | 66.08 | 171,808.00 | |
| | | THE ST PAUL TRAVELERS COS INC | 24,946 | 46.45 | 1,158,741.70 | |
| | | THERMO ELECTRON CORP | 5,800 | 30.65 | 177,770.00 | |
| | | TIFFANY & CO | 5,300 | 42.87 | 227,211.00 | |
| | | TIME WARNER INC | 169,899 | 18.03 | 3,063,278.97 | |
| | | TJX COMPANIES INC | 17,400 | 22.47 | 390,978.00 | |
| | | TOLL BROTHERS INC | 4,200 | 34.09 | 143,178.00 | |
| | | TORCHMARK CORP | 3,800 | 54.01 | 205,238.00 | |
| | | TRAID HOSPITALS INC | 3,200 | 40.46 | 129,472.00 | |
| | | TRANSOCEAN INC | 12,096 | 59.72 | 722,373.12 | |
| | | TRIBUNE CO | 8,200 | 32.64 | 267,648.00 | |
| | | TXU CORPORATION | 8,400 | 98.40 | 826,560.00 | |
| | | TYCO INTERNATIONAL LTD | 74,800 | 28.85 | 2,157,980.00 | |
| | | TYSON FOODS INC-CL A | 8,200 | 16.74 | 137,268.00 | |
| | | ULTRA PETROLEUM CORP | 5,600 | 51.98 | 291,088.00 | |
| | | UNION PACIFIC CORP | 9,200 | 75.00 | 690,000.00 | |
| | | UNIONBANCAL CORPORATION | 2,100 | 66.77 | 140,217.00 | |
| | | UNISYS CORP | 12,200 | 5.47 | 66,734.00 | |
| | | UNITED PARCEL SERVICE -CL B | 23,000 | 78.15 | 1,797,450.00 | |
| | | UNITED STATES STEEL CORP | 4,100 | 38.62 | 158,342.00 | |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP | 37,900 | 53.54 | 2,029,166.00 | |
| | | UNITEDHEALTH GROUP INC | 48,362 | 60.96 | 2,948,147.52 | |
| | | UNIVISION COMMUNICATIONS-A | 8,500 | 28.72 | 244,120.00 | |
| | | UNUMPROVIDENT CORP | 10,900 | 22.30 | 243,070.00 | |
| | | US BANCORP COM | 67,832 | 30.00 | 2,034,960.00 | |
| | | VALERO ENERGY CORP | 10,800 | 98.17 | 1,060,236.00 | |
| | | VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC | 4,900 | 50.69 | 248,381.00 | |
| | | VERISIGN INC | 9,800 | 23.10 | 226,380.00 | |
| | | VERIZON COMMUNICATIONS | 102,399 | 31.70 | 3,246,048.30 | |
| | | VF CORP | 3,400 | 55.67 | 189,278.00 | |
| | | VIACOM B | 52,100 | 33.78 | 1,759,938.00 | |
| | | VORNADO REALTY TRUST | 4,600 | 84.82 | 390,172.00 | |
| | | VULCAN MATERIALS CO | 3,700 | 67.43 | 249,491.00 | |
| | | WACHOVIA CORP | 58,381 | 52.84 | 3,084,852.04 | |
| | | WALGREEN CO | 37,900 | 47.19 | 1,788,501.00 | |
| | | WAL-MART STORES | 93,800 | 49.50 | 4,643,100.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-------|------------------------------|--------|--------|------------------|----|
| 株式 | 米ドル | WANT WANT HOLDINGS LTD | 15,000 | 1.09 | 16,350.00 | |
| | | WASHINGTON MUTUAL | 36,915 | 42.46 | 1,567,410.90 | |
| | | WASHINGTON POST -CL B | 200 | 735.00 | 147,000.00 | |
| | | WASTE MANAGEMENT INC | 21,025 | 30.55 | 642,313.75 | |
| | | WATERS CORPORATION | 4,300 | 40.05 | 172,215.00 | |
| | | WEATHERFORD INTL LTD | 5,919 | 65.94 | 390,298.86 | |
| | | WELLPOINT INC | 22,200 | 77.10 | 1,711,620.00 | |
| | | WELLS FARGO COMPANY | 62,500 | 62.51 | 3,906,875.00 | |
| | | WENDY'S INTERNATIONAL INC | 4,200 | 48.90 | 205,380.00 | |
| | | WEYERHAEUSER CO | 9,000 | 64.61 | 581,490.00 | |
| | | WHIRLPOOL CORP | 2,500 | 80.03 | 200,075.00 | |
| | | WHOLE FOODS MARKET INC | 2,400 | 144.59 | 347,016.00 | |
| | | WILLIAMS COS | 21,000 | 21.75 | 456,750.00 | |
| | | WILLIAMS-SONOMA INC | 3,700 | 41.53 | 153,661.00 | |
| | | WISCONSIN ENERGY CORP | 4,500 | 38.31 | 172,395.00 | |
| | | WR BERKLEY CORP | 4,200 | 46.47 | 195,174.00 | |
| | | WRIGLEY (WM.) JR CO | 5,300 | 70.57 | 374,021.00 | |
| | | WYETH | 49,500 | 43.17 | 2,136,915.00 | |
| | | WYNN RESORTS LTD | 1,800 | 54.41 | 97,938.00 | |
| | | XCEL ENERGY INC | 14,600 | 18.56 | 270,976.00 | |
| | | XEROX CORP | 35,500 | 14.26 | 506,230.00 | |
| | | XILINX INC | 12,900 | 25.94 | 334,626.00 | |
| | | XL CAPITAL LTD - CLASS A | 5,200 | 73.10 | 380,120.00 | |
| | | XM SATELLITE RADIO HOLD-CL A | 8,200 | 30.75 | 252,150.00 | |
| | | XTO ENERGY INC | 12,633 | 40.37 | 509,994.21 | |
| | | YAHOO! INC | 46,500 | 41.54 | 1,931,610.00 | |
| | | YUM! BRANDS INC | 10,700 | 48.64 | 520,448.00 | |
| | | ZIMMER HOLDINGS INC | 9,140 | 63.77 | 582,857.80 | |
| | | ZIONS BANCORPORATION | 3,300 | 75.72 | 249,876.00 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 576 | | 427,343,760.43 | |
| | | | | | (51,016,298,120) | |
| | | 組入時価比率 : | 58.4% | | 58.9% | |
| | | | | | | |
| | カナダドル | ABER DIAMOND CORP | 1,800 | 38.75 | 69,750.00 | |
| | | ABITIBI-CONSOLIDATED | 14,700 | 3.99 | 58,653.00 | |
| | | AGNICO-EAGLE MINES | 3,500 | 18.00 | 63,000.00 | |
| | | AGRIUM | 5,000 | 24.30 | 121,500.00 | |
| | | ALCAN INC | 13,712 | 41.49 | 568,910.88 | |
| | | ALGOMA STEEL INC | 1,500 | 24.19 | 36,285.00 | |
| | | ALIAN T INC | 1,600 | 28.44 | 45,504.00 | |
| | | ANGIOTECH PHARMACEUTICALS IN | 3,100 | 17.54 | 54,374.00 | |
| | | ATI TECHNOLOGIES INC | 9,300 | 20.05 | 186,465.00 | |
| | | BANK MONTREAL | 18,400 | 58.84 | 1,082,656.00 | |
| | | BANK NOVA SCOTIA | 36,800 | 44.68 | 1,644,224.00 | |
| | | BARRICK GOLD CORP | 18,800 | 31.70 | 595,960.00 | |
| | | BCE INC | 11,300 | 27.00 | 305,100.00 | |
| | | BIOVAIL CORPORATION | 5,000 | 26.15 | 130,750.00 | |
| | | BOMBARDIER B | 53,100 | 2.52 | 133,812.00 | |
| | | BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A | 8,650 | 55.60 | 480,940.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-------|------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | カナダドル | BROOKFIELD PROPERTIES CORP | 4,900 | 35.15 | 172,235.00 | |
| | | CAE | 9,300 | 8.08 | 75,144.00 | |
| | | CAMECO CORP | 6,400 | 62.71 | 401,344.00 | |
| | | CANADIAN IMPERIAL BANK | 12,500 | 74.50 | 931,250.00 | |
| | | CANADIAN NAT RESOURCES | 19,900 | 53.80 | 1,070,620.00 | |
| | | CANADIAN NATL RAILWAY CO | 10,400 | 92.19 | 958,776.00 | |
| | | CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD | 5,850 | 49.22 | 287,937.00 | |
| | | CANADIAN TIRE CORP A | 2,900 | 67.25 | 195,025.00 | |
| | | CANFOR CORPORATION | 3,500 | 12.88 | 45,080.00 | |
| | | CELESTICA INC | 7,000 | 11.49 | 80,430.00 | |
| | | CGI GROUP INC | 10,500 | 8.68 | 91,140.00 | |
| | | CI FUND MANAGEMENT INC | 5,800 | 22.00 | 127,600.00 | |
| | | COGNOS INC | 3,400 | 40.65 | 138,210.00 | |
| | | COTT CORP | 2,200 | 16.50 | 36,300.00 | |
| | | DOFASCO | 2,900 | 43.25 | 125,425.00 | |
| | | DOMTAR | 7,300 | 6.60 | 48,180.00 | |
| | | ENBRIDGE INC | 12,200 | 35.95 | 438,590.00 | |
| | | ENCANA CORP | 32,604 | 51.61 | 1,682,692.44 | |
| | | FAIRFAX FINANCIAL HLDGS | 600 | 180.65 | 108,390.00 | |
| | | FAIRMONT HOTELS & RESORTS | 2,775 | 45.70 | 126,817.50 | |
| | | FALCONBRIDGE LTD | 10,763 | 35.34 | 380,364.42 | |
| | | FINNING INTERNATIONAL INC | 3,300 | 37.60 | 124,080.00 | |
| | | FOUR SEASONS HOTELS INC | 1,000 | 59.70 | 59,700.00 | |
| | | GILDAN ACTIVEWEAR INC | 2,200 | 43.70 | 96,140.00 | |
| | | GLAMIS GOLD LTD | 4,800 | 26.38 | 126,624.00 | |
| | | GOLDCORP INC | 12,300 | 24.03 | 295,569.00 | |
| | | GREAT-WEST LIFE CO INC | 9,800 | 29.03 | 284,494.00 | |
| | | HUDSON'S BAY CO | 2,200 | 15.43 | 33,946.00 | |
| | | HUSKY ENERGY INC | 4,700 | 56.05 | 263,435.00 | |
| | | IGM FINANCIAL INC | 4,300 | 42.26 | 181,718.00 | |
| | | IMPERIAL OIL | 4,500 | 107.45 | 483,525.00 | |
| | | INCO COMMON | 7,000 | 52.02 | 364,140.00 | |
| | | INTRAWEST CORP | 1,800 | 30.30 | 54,540.00 | |
| | | IPSCO INC | 1,800 | 83.38 | 150,084.00 | |
| | | IVANHOE MINES LTD | 8,100 | 8.77 | 71,037.00 | |
| | | JEAN COUTU GROUP INC A | 5,300 | 12.59 | 66,727.00 | |
| | | KINROSS GOLD CORP | 12,800 | 8.87 | 113,536.00 | |
| | | LOBLAW COMPANIES LTD | 4,000 | 65.05 | 260,200.00 | |
| | | MAGNA INTERNATIONAL A | 4,000 | 82.68 | 330,720.00 | |
| | | MANULIFE FINANCIAL CORP | 29,615 | 67.00 | 1,984,205.00 | |
| | | MDS INC | 5,200 | 19.45 | 101,140.00 | |
| | | MERIDIAN GOLD INC | 3,700 | 23.08 | 85,396.00 | |
| | | METHANEX CORP | 4,400 | 19.21 | 84,524.00 | |
| | | MI DEVELOPMENTS INC-W/I CL A | 1,700 | 39.91 | 67,847.00 | |
| | | NATIONAL BANK OF CANADA | 6,200 | 60.55 | 375,410.00 | |
| | | NEXEN INC | 9,600 | 51.96 | 498,816.00 | |
| | | NORTEL NETWORKS CORP | 158,100 | 3.63 | 573,903.00 | |
| | | NOVA CHEMICALS CORP | 3,000 | 44.65 | 133,950.00 | |
| | | NOVELIS INC W I | 2,742 | 21.00 | 57,582.00 | |
| | | ONEX CORPORATION | 4,300 | 19.29 | 82,947.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-------|------------------------------|--------|--------|-----------------|----|
| 株式 | カナダドル | OPEN TEXT CORP | 1,500 | 18.47 | 27,705.00 | |
| | | PETRO-CANADA | 19,200 | 41.35 | 793,920.00 | |
| | | PLACER DOME | 16,200 | 24.82 | 402,084.00 | |
| | | POTASH CORP SASKATCHEWAN | 4,100 | 92.30 | 378,430.00 | |
| | | POWER CORP OF CANADA | 11,700 | 30.30 | 354,510.00 | |
| | | POWER FINANCIAL CORP | 9,000 | 32.58 | 293,220.00 | |
| | | QLT INC | 3,500 | 8.15 | 28,525.00 | |
| | | QUEBECOR WORLD INC | 3,200 | 18.25 | 58,400.00 | |
| | | RESEARCH IN MOTION | 6,000 | 78.58 | 471,480.00 | |
| | | ROGERS COMMUNICATIONS B | 7,400 | 45.13 | 333,962.00 | |
| | | RONA INC | 4,200 | 22.10 | 92,820.00 | |
| | | ROYAL BANK OF CANADA | 23,900 | 85.69 | 2,047,991.00 | |
| | | SAPUTO INC | 1,700 | 35.09 | 59,653.00 | |
| | | SHAW COMMUNICATIONS INC-B | 7,300 | 23.85 | 174,105.00 | |
| | | SHELL CANADA LTD | 7,600 | 34.41 | 261,516.00 | |
| | | SHOPPERS DRUG MART CORP | 7,000 | 39.61 | 277,270.00 | |
| | | SNC-LAVALIN GROUP INC | 1,900 | 74.25 | 141,075.00 | |
| | | SUN LIFE FINANCIAL INC | 21,800 | 45.65 | 995,170.00 | |
| | | SUNCOR ENERGY | 16,900 | 64.60 | 1,091,740.00 | |
| | | TALISMAN ENERGY | 13,600 | 55.04 | 748,544.00 | |
| | | TECK COMINCO LIMITED-CL B | 7,380 | 51.40 | 379,332.00 | |
| | | TELUS CORPORATION | 2,300 | 45.85 | 105,455.00 | |
| | | TELUS CORPORATION NON VTG | 5,900 | 44.16 | 260,544.00 | |
| | | THOMSON CORP | 8,500 | 40.22 | 341,870.00 | |
| | | TRANSALTA CORP | 7,500 | 24.00 | 180,000.00 | |
| | | TRANSCANADA CORP | 17,920 | 35.65 | 638,848.00 | |
| | | TSX GROUP INC | 2,500 | 37.70 | 94,250.00 | |
| | | WESTON (GEORGE) | 1,900 | 95.82 | 182,058.00 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 94 | | 31,719,846.24 | |
| | | | | | (3,182,769,371) | |
| | | 組入時価比率 : | 3.6% | | 3.7% | |
| | | | | | | |
| | ユーロ | ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA | 8,138 | 22.89 | 186,278.82 | |
| | | ABN AMRO HOLDING | 64,615 | 21.07 | 1,361,438.05 | |
| | | ACCIONA S.A. | 1,066 | 96.85 | 103,242.10 | |
| | | ACCOR | 7,211 | 45.28 | 326,514.08 | |
| | | ACERINOX SA | 6,743 | 11.38 | 76,735.34 | |
| | | ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV | 9,159 | 24.40 | 223,479.60 | |
| | | ADIDAS-SALOMON AG | 1,863 | 146.20 | 272,370.60 | |
| | | AEGON NV | 51,781 | 13.19 | 682,991.39 | |
| | | AGFA GEVAERT NV | 3,648 | 17.02 | 62,088.96 | |
| | | AGUAS DE BARCELONA | 2,418 | 19.43 | 46,981.74 | |
| | | AGUAS DE BARCELONA RIGHTS | 2,099 | 0.18 | 377.82 | |
| | | AHOLD (KON.) | 57,452 | 6.08 | 349,308.16 | |
| | | AIR FRANCE-KLM | 4,552 | 14.59 | 66,413.68 | |
| | | AIR LIQUIDE | 4,014 | 153.20 | 614,944.80 | |
| | | AKZO NOBEL | 10,048 | 38.36 | 385,441.28 | |
| | | ALCATEL | 45,937 | 10.60 | 486,932.20 | |
| | | ALLEANZA ASSICURAZIONI | 15,506 | 10.09 | 156,455.54 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|---------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | ユーロ | ALLIANZ | 13,922 | 121.90 | 1,697,091.80 | |
| | | ALLIED IRISH BANKS | 31,881 | 17.36 | 553,454.16 | |
| | | ALPHA BANK A.E. | 10,248 | 26.24 | 268,907.52 | |
| | | ALSTOM-NEW | 4,073 | 46.23 | 188,294.79 | |
| | | ALTADIS SA | 10,438 | 36.60 | 382,030.80 | |
| | | ALTANA AG | 2,580 | 44.87 | 115,764.60 | |
| | | AMER SPORTS CORPORATION | 2,650 | 15.14 | 40,121.00 | |
| | | ANDRITZ AG | 328 | 83.01 | 27,227.28 | |
| | | ANTENE 3 TELEVISION | 2,881 | 17.22 | 49,610.82 | |
| | | ARCELOR | 18,922 | 20.60 | 389,793.20 | |
| | | ARNOLDO MONDADORI EDITORE | 4,207 | 7.80 | 32,814.60 | |
| | | ASML HOLDING NV | 17,915 | 15.78 | 282,698.70 | |
| | | ASSICURAZIONI GENERALI | 35,347 | 26.25 | 927,858.75 | |
| | | ATOS ORIGIN | 2,483 | 56.20 | 139,544.60 | |
| | | AUTOGRILL SPA | 4,125 | 11.46 | 47,272.50 | |
| | | AUTOROUTES DU SUD DE LA FRAN | 2,207 | 47.75 | 105,384.25 | |
| | | AUTOSTRADE SPA | 10,626 | 19.25 | 204,550.50 | |
| | | AXA | 53,044 | 25.42 | 1,348,378.48 | |
| | | BANCA ANTONVENETA SPA | 3,224 | 26.29 | 84,758.96 | |
| | | BANCA FIDEURAM SPA | 10,881 | 4.62 | 50,297.42 | |
| | | BANCA INTESA SPA | 120,639 | 4.06 | 489,794.34 | |
| | | BANCA INTESA SPA-RNC | 34,812 | 3.89 | 135,592.74 | |
| | | BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA | 40,836 | 3.93 | 160,485.48 | |
| | | BANCA NAZIONALE LAVORO-ORD | 39,252 | 2.69 | 105,587.88 | |
| | | BANCA POPOLARE MILANO | 14,505 | 8.34 | 121,044.22 | |
| | | BANCHE POPOLARI UNITE SCRL | 12,676 | 18.62 | 236,027.12 | |
| | | BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTARIA | 125,423 | 14.95 | 1,875,073.85 | |
| | | BANCO BPI SA | 10,954 | 3.70 | 40,529.80 | |
| | | BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R | 70,423 | 2.13 | 150,000.99 | |
| | | BANCO ESPIRITO SANTO SA | 3,783 | 13.33 | 50,427.39 | |
| | | BANCO POPOLARE DI VERONA E N | 13,592 | 16.36 | 222,365.12 | |
| | | BANCO POPULAR ESPANOL | 31,450 | 10.35 | 325,507.50 | |
| | | BANK OF IRELAND | 35,374 | 13.02 | 460,569.48 | |
| | | BANK OF PIRAEUS | 6,425 | 17.82 | 114,493.50 | |
| | | BANKO SANTANDER CENTRAL HIPS | 219,920 | 10.78 | 2,370,737.60 | |
| | | BARCO NV NPV | 430 | 58.95 | 25,348.50 | |
| | | BASF | 19,849 | 61.32 | 1,217,140.68 | |
| | | BAYER | 24,338 | 33.27 | 809,725.26 | |
| | | BEIERSDORF | 637 | 93.50 | 59,559.50 | |
| | | BEKAERT NV | 583 | 67.75 | 39,498.25 | |
| | | BELGACOM SA | 6,017 | 27.88 | 167,753.96 | |
| | | BENETTON GROUP S.P.A. | 2,452 | 9.35 | 22,926.20 | |
| | | BIC | 1,147 | 49.11 | 56,329.17 | |
| | | BNP PARIBAS | 29,473 | 67.35 | 1,985,006.55 | |
| | | BOEHLER-UDDEHOLM | 368 | 135.50 | 49,864.00 | |
| | | BOUYGUES ORD | 7,372 | 40.94 | 301,809.68 | |
| | | BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV | 11,891 | 6.79 | 80,739.89 | |
| | | BUHRMANN N.V. -SCRIP | 4,326 | 10.72 | 46,374.72 | |
| | | BULGARI | 5,586 | 8.57 | 47,872.02 | |
| | | BUSINESS OBJECTS | 2,499 | 30.83 | 77,044.17 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | ユーロ | C&C GROUP PLC | 10,100 | 5.19 | 52,419.00 | |
| | | CAP GEMINI SA | 4,624 | 32.54 | 150,464.96 | |
| | | CAPITALIA SPA | 53,499 | 4.75 | 254,120.25 | |
| | | CARGOTEC CORP-B SHARE | 1,379 | 26.68 | 36,791.72 | |
| | | CARREFOUR | 20,817 | 37.65 | 783,760.05 | |
| | | CASINO ORD | 1,361 | 56.50 | 76,896.50 | |
| | | CELESIO AG | 1,430 | 71.19 | 101,801.70 | |
| | | CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL | 7,264 | 4.56 | 33,123.84 | |
| | | CINTRA CONCESSIONS DE INFRAE | 7,078 | 9.80 | 69,364.40 | |
| | | CMB CIE MARITIME BELGE | 672 | 27.29 | 18,338.88 | |
| | | CNP ASSURANCES | 1,285 | 65.30 | 83,910.50 | |
| | | COCA-COLA HELLENIC BOTTLING | 3,930 | 22.92 | 90,075.60 | |
| | | COFINIMMO | 233 | 131.30 | 30,592.90 | |
| | | COLRUYT NV | 627 | 112.40 | 70,474.80 | |
| | | COMMERZBANK AG | 17,709 | 23.96 | 424,307.64 | |
| | | COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN | 11,324 | 47.98 | 543,325.52 | |
| | | CONTINENTAL | 4,817 | 70.42 | 339,213.14 | |
| | | CORIO NV | 1,494 | 46.66 | 69,710.04 | |
| | | CORPORACION MAPFRE SA | 3,988 | 14.70 | 58,623.60 | |
| | | COSMOTE MOBILE COMMUNICATION | 4,790 | 18.06 | 86,507.40 | |
| | | CREDIT AGRICOLE SA | 21,766 | 25.35 | 551,768.10 | |
| | | CREDITO ITALIANO ORD | 297,091 | 5.27 | 1,565,669.57 | |
| | | CRH | 19,537 | 22.56 | 440,754.72 | |
| | | DAIMLERCHRYSLER AG | 33,736 | 43.25 | 1,459,082.00 | |
| | | DASSAULT SYSTEMES SA | 2,092 | 44.95 | 94,035.40 | |
| | | DCC PLC | 3,050 | 16.48 | 50,264.00 | |
| | | DELHAIZE GROUP | 2,623 | 52.90 | 138,756.70 | |
| | | DEPFA BANK PLC | 13,048 | 12.91 | 168,449.68 | |
| | | DEUTSCHE BANK | 18,237 | 81.47 | 1,485,768.39 | |
| | | DEUTSCHE BOERSE AG | 3,726 | 82.12 | 305,979.12 | |
| | | DEUTSCHE LUFTHANZA | 8,655 | 11.40 | 98,667.00 | |
| | | DEUTSCHE POST AG-REG | 22,548 | 18.75 | 422,775.00 | |
| | | DEUTSCHE TELEKOM REGD | 100,979 | 14.29 | 1,442,989.91 | |
| | | DEXIA | 20,431 | 18.52 | 378,382.12 | |
| | | DOUGLAS HOLDING | 1,212 | 31.90 | 38,662.80 | |
| | | DUTY FREE SHOPS S.A. | 710 | 14.58 | 10,351.80 | |
| | | E.ON AG | 22,976 | 77.10 | 1,771,449.60 | |
| | | EBRO PULEVA SA | 3,190 | 14.64 | 46,701.60 | |
| | | EFG EUROBANK ERGASIAS | 6,940 | 28.60 | 198,484.00 | |
| | | EIRCOM GROUP PLC | 29,185 | 2.26 | 65,958.10 | |
| | | ELAN CORPORATION PLC | 14,461 | 9.00 | 130,149.00 | |
| | | ELISA CORPORATION CLASS-A | 5,800 | 15.60 | 90,480.00 | |
| | | EMPORIKI BANK OF GREECE SA | 2,964 | 24.46 | 72,499.44 | |
| | | ENDESA | 35,320 | 21.64 | 764,324.80 | |
| | | ENEL SPA | 159,730 | 6.86 | 1,096,546.45 | |
| | | ENERGIAS DE PORTUGAL SA | 65,877 | 2.39 | 157,446.03 | |
| | | ENI SPA | 96,120 | 23.13 | 2,223,255.60 | |
| | | EPCOS AG | 1,801 | 10.70 | 19,270.70 | |
| | | ERSTE BANK DER OESTER SPARK | 4,823 | 44.04 | 212,404.92 | |
| | | ESSILOR INTERNATIONAL | 3,640 | 70.65 | 257,166.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|--------------------------------|--------|--------|--------------|----|
| 株式 | ユーロ | EURONAV SA | 694 | 25.70 | 17,835.80 | |
| | | EURONEXT | 3,120 | 37.20 | 116,064.00 | |
| | | EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE | 8,994 | 30.08 | 270,539.52 | |
| | | FIAT SPA | 17,791 | 7.13 | 126,938.78 | |
| | | FINECO SPA | 5,849 | 7.88 | 46,090.12 | |
| | | FINMECCANICA SPA | 10,912 | 16.14 | 176,119.68 | |
| | | FLUGHAFEN WIEN | 378 | 54.90 | 20,752.20 | |
| | | FOLLI-FOLLIE S.A. | 630 | 23.90 | 15,057.00 | |
| | | FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA | 1,678 | 47.29 | 79,352.62 | |
| | | FORTIS | 43,504 | 25.28 | 1,099,781.12 | |
| | | FORTUM OYJ | 16,597 | 14.55 | 241,486.35 | |
| | | FRANCE TELECOM SA | 62,575 | 21.26 | 1,330,344.50 | |
| | | FRESENIUS MEDICAL CARE | 1,285 | 80.16 | 103,005.60 | |
| | | FRESENIUS MEDICAL CARE-PFD | 969 | 69.20 | 67,054.80 | |
| | | FYFFES | 11,703 | 2.10 | 24,576.30 | |
| | | GAMESA CORP TECNOLOGICA SA | 4,055 | 11.98 | 48,578.90 | |
| | | GAS NATURAL SDG | 6,867 | 23.12 | 158,765.04 | |
| | | GECINA | 365 | 93.50 | 34,127.50 | |
| | | GERMANOS S.A. | 2,100 | 13.66 | 28,686.00 | |
| | | GETRONICS NV | 4,495 | 10.23 | 45,983.85 | |
| | | GRAFTON GRP PLC-UTS | 8,105 | 7.85 | 63,624.25 | |
| | | GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO | 8,270 | 25.90 | 214,193.00 | |
| | | GREENCORE GROUP | 5,987 | 3.19 | 19,098.53 | |
| | | GROUPE BRUXELLES LAMBERT | 2,639 | 77.45 | 204,390.55 | |
| | | GROUPE DANONE | 8,775 | 84.20 | 738,855.00 | |
| | | GRUPO FERROVIAL | 2,352 | 58.55 | 137,709.60 | |
| | | GRUPPO EDITORIALE L'ESPRESSO | 6,498 | 4.35 | 28,266.30 | |
| | | HAGEMEYER NV | 19,212 | 2.35 | 45,148.20 | |
| | | HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN | 1,894 | 29.55 | 55,967.70 | |
| | | HEINEKEN NV | 9,107 | 26.52 | 241,517.64 | |
| | | HELLENIC EXCHANGES SA | 1,700 | 7.98 | 13,566.00 | |
| | | HELLENIC PETROLEUM SA | 3,920 | 11.90 | 46,648.00 | |
| | | HELLENIC TECHNODOMIKI TEV S.A. | 3,470 | 4.26 | 14,782.20 | |
| | | HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA | 9,020 | 17.88 | 161,277.60 | |
| | | HENKEL KGAA-VORZUG | 2,196 | 78.73 | 172,891.08 | |
| | | HERMES INTERNATIONAL | 343 | 191.10 | 65,547.30 | |
| | | HOCHTIEF | 2,185 | 35.20 | 76,912.00 | |
| | | HYATT REGENCY S.A. | 1,550 | 10.44 | 16,182.00 | |
| | | HYPO REAL ESTATE HOLDING | 4,830 | 45.30 | 218,799.00 | |
| | | IAWS GROUP PLC | 4,010 | 12.20 | 48,922.00 | |
| | | IBERDROLA | 30,201 | 22.44 | 677,710.44 | |
| | | IBERIA (LINEA AER DE ESPANA) | 18,590 | 2.23 | 41,455.70 | |
| | | IMERYS SA | 1,167 | 57.50 | 67,102.50 | |
| | | IMMOFINANZ IMMOBILIEN ANLAGE | 17,422 | 8.05 | 140,247.10 | |
| | | INBEV | 6,766 | 34.45 | 233,088.70 | |
| | | INDEPENDENT NEWS AND MEDIA | 21,066 | 2.28 | 48,030.48 | |
| | | INDITEX | 8,058 | 24.30 | 195,809.40 | |
| | | INDRA SISTEMAS SA | 4,960 | 17.04 | 84,518.40 | |
| | | INFINEON TECHNOLOGIES AG | 23,515 | 8.00 | 188,120.00 | |
| | | ING GROEP | 69,333 | 27.41 | 1,900,417.53 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|--|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | ユーロ | INMOBILIARIA COLONIAL SA | 1,136 | 49.58 | 56,322.88 | |
| | | INTRACOM SA | 3,290 | 5.24 | 17,239.60 | |
| | | IRISH LIFE & PERMANENT PLC | 9,964 | 15.55 | 154,940.20 | |
| | | ITALCEMENTI ORD | 2,553 | 14.32 | 36,558.96 | |
| | | IVG IMMOBILIEN AG | 2,587 | 16.80 | 43,461.60 | |
| | | JERONIMO MARTINS | 1,360 | 12.60 | 17,136.00 | |
| | | KARSTADT QUELLE AG | 2,359 | 10.87 | 25,642.33 | |
| | | KBC GROUP SA | 6,845 | 73.00 | 499,685.00 | |
| | | KCI KONECRANES OYJ | 500 | 35.94 | 17,970.00 | |
| | | KERRY GROUP A | 4,851 | 18.45 | 89,500.95 | |
| | | KESKO B-SHARE | 2,400 | 22.63 | 54,312.00 | |
| | | KINGSPAN GROUP PLC | 4,439 | 10.15 | 45,055.85 | |
| | | KLEPIERRE | 874 | 78.30 | 68,434.20 | |
| | | KONE OYJ | 1,419 | 57.38 | 81,422.22 | |
| | | KONINKLIJKE DSM NV | 5,603 | 31.61 | 177,110.83 | |
| | | KONINKLIJKE KPN | 77,603 | 7.88 | 611,511.64 | |
| | | KONINKLIJKE NUMICO NV | 5,542 | 35.38 | 196,075.96 | |
| | | LAFARGE (FRANCE) | 6,273 | 70.70 | 443,501.10 | |
| | | LAGARDERE | 4,438 | 58.35 | 258,957.30 | |
| | | LINDE | 3,069 | 61.19 | 187,792.11 | |
| | | LOREAL | 10,949 | 61.85 | 677,195.65 | |
| | | LOTTOMATICA SPA | 1,186 | 28.92 | 34,299.12 | |
| | | LUXOTTICA GROUP SPA | 5,068 | 21.21 | 107,492.28 | |
| | | LVMH | 9,072 | 71.80 | 651,369.60 | |
| | | MAN STAMM | 5,218 | 41.91 | 218,686.38 | |
| | | MAYR-MELNHOF KARTON | 154 | 115.20 | 17,740.80 | |
| | | MEDIASET | 30,623 | 9.05 | 277,138.15 | |
| | | MEDIOBANCA | 17,398 | 15.71 | 273,322.58 | |
| | | MEDIOLANUM SPA | 9,379 | 5.42 | 50,881.07 | |
| | | MEINL EUROPEAN LAND LTD | 6,706 | 14.81 | 99,315.86 | |
| | | MERCK KGAA | 1,786 | 73.94 | 132,056.84 | |
| | | METRO STAMM | 5,351 | 37.08 | 198,415.08 | |
| | | METROVACESA S.A. | 2,080 | 58.50 | 121,680.00 | |
| | | METSO CORP | 3,900 | 22.25 | 86,775.00 | |
| | | MICHELIN B | 5,288 | 44.69 | 236,320.72 | |
| | | MLP AG | 2,235 | 17.12 | 38,263.20 | |
| | | MOBISTAR SA | 1,063 | 67.50 | 71,752.50 | |
| | | MUENCHENER RUCKUERSICHERVNGS F/PD REGS | 6,800 | 107.59 | 731,612.00 | |
| | | NATIONAL BANK OF GREECE | 9,877 | 35.00 | 345,695.00 | |
| | | NEOPOST SA | 1,176 | 79.40 | 93,374.40 | |
| | | NESTE OIL OYJ | 4,699 | 23.55 | 110,661.45 | |
| | | NH HOTELES S.A. | 2,828 | 12.69 | 35,887.32 | |
| | | NOKIA | 162,579 | 14.72 | 2,393,162.88 | |
| | | NOKIAN RENKAAT OYJ | 3,850 | 11.75 | 45,237.50 | |
| | | OCE NV | 2,830 | 12.12 | 34,299.60 | |
| | | OMEGA PHARMA SA | 755 | 40.41 | 30,509.55 | |
| | | OMV AG | 6,011 | 43.95 | 264,183.45 | |
| | | ORION OYJ | 2,780 | 15.15 | 42,117.00 | |
| | | OUTOKUMPU A | 3,700 | 10.89 | 40,293.00 | |
| | | PADDY POWER PLC | 1,700 | 10.37 | 17,629.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | ユーロ | PAGESJAUNES GROUP SA | 4,679 | 21.50 | 100,598.50 | |
| | | PERNOD-RICARD | 2,595 | 138.60 | 359,667.00 | |
| | | PEUGEOT SA | 5,835 | 51.55 | 300,794.25 | |
| | | PHILIPS ELECTRONICS NV | 48,757 | 23.04 | 1,123,361.28 | |
| | | PIRELLI & C. | 105,153 | 0.75 | 78,969.90 | |
| | | PORSCHE AG-PFD | 290 | 640.50 | 185,745.00 | |
| | | PORTUGAL TELECOM SGPS SA | 27,320 | 7.82 | 213,642.40 | |
| | | PPR | 2,451 | 92.85 | 227,575.35 | |
| | | PREMIERE AG | 1,667 | 25.62 | 42,708.54 | |
| | | PROMOTORA DE INFOM SA -PRISA | 2,847 | 14.43 | 41,082.21 | |
| | | PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD | 2,034 | 15.08 | 30,672.72 | |
| | | PT MULTIMEDIA SERVICOS | 2,827 | 9.64 | 27,252.28 | |
| | | PUBLIC POWER CORP | 3,760 | 18.68 | 70,236.80 | |
| | | PUBLICIS GROUP | 5,021 | 27.98 | 140,487.58 | |
| | | PUMA AG | 613 | 226.91 | 139,095.83 | |
| | | QIAGEN N.V | 5,174 | 9.65 | 49,929.10 | |
| | | RADEX-HERAKLITH INDUSTRI. | 745 | 23.80 | 17,731.00 | |
| | | RANDSTAD HOLDING NV | 1,703 | 32.67 | 55,637.01 | |
| | | RAS ORD | 11,212 | 19.03 | 213,364.36 | |
| | | RAUTARUUKKI OYJ | 3,100 | 17.82 | 55,242.00 | |
| | | REED ELSEVIER NV | 26,127 | 11.35 | 296,541.45 | |
| | | RENAULT SA | 6,857 | 66.65 | 457,019.05 | |
| | | REPSOL YPF.SA | 33,788 | 24.90 | 841,321.20 | |
| | | RODAMCO EUROPE NV | 1,681 | 68.80 | 115,652.80 | |
| | | RWE AG | 15,461 | 56.55 | 874,319.55 | |
| | | RWE AG-NON VTG PFD | 1,567 | 49.06 | 76,877.02 | |
| | | RYANAIR HOLDINGS PLC | 456 | 7.37 | 3,360.72 | |
| | | S.A. D' IETEREN N.V. | 108 | 220.00 | 23,760.00 | |
| | | SACYR VALLEHERMOSO SA | 4,048 | 22.40 | 90,675.20 | |
| | | SAFRAN S.A. | 6,159 | 17.21 | 105,996.39 | |
| | | SAMPO OYJ-A SHS | 14,687 | 13.96 | 205,030.52 | |
| | | SAN PAOLO IMI SPA | 41,006 | 12.49 | 512,164.94 | |
| | | SANEF | 851 | 54.70 | 46,549.70 | |
| | | SANOFI-AVENTIS SA | 39,141 | 69.30 | 2,712,471.30 | |
| | | SAP AG | 8,171 | 144.88 | 1,183,814.48 | |
| | | SBM OFFSHORE NV | 1,255 | 66.20 | 83,081.00 | |
| | | SCHERING | 6,071 | 54.22 | 329,169.62 | |
| | | SCHNEIDER ELECTRIC SA | 8,366 | 73.90 | 618,247.40 | |
| | | SCOR | 30,598 | 1.71 | 52,322.58 | |
| | | SEAT PAGINE GIALLE SPA | 149,834 | 0.39 | 59,409.18 | |
| | | SIEMENS AG | 29,666 | 64.99 | 1,927,993.34 | |
| | | SNAM RETE GAS | 40,976 | 4.61 | 189,206.68 | |
| | | SOCIETE DES AUTOROUT | 1,249 | 58.75 | 73,378.75 | |
| | | SOCIETE GENERALE | 12,848 | 100.20 | 1,287,369.60 | |
| | | SODEXHO ALLIANCE SA | 3,519 | 33.00 | 116,127.00 | |
| | | SOGECABLE | 1,494 | 33.99 | 50,781.06 | |
| | | SOLVAY | 2,403 | 102.30 | 245,826.90 | |
| | | SONAE SGPS SA BONUS | 32,429 | 1.42 | 46,049.18 | |
| | | STMICROELECTRONICS | 23,412 | 14.79 | 346,263.48 | |
| | | STORA ENSO OYJ-R SHS | 22,141 | 10.96 | 242,665.36 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|--------|------------------|----|
| 株式 | ユーロ | SUEDZUCKER AG | 2,449 | 17.76 | 43,494.24 | |
| | | SUEZ | 36,810 | 23.61 | 869,084.10 | |
| | | TECHNICAL OLYMPIC S.A. | 3,000 | 4.58 | 13,740.00 | |
| | | TECHNIP S.A. | 3,207 | 46.45 | 148,965.15 | |
| | | TELECOM ITALIA MEDIA SPA | 44,303 | 0.47 | 21,243.28 | |
| | | TELECOM ITALIA SPA | 394,693 | 2.33 | 919,634.69 | |
| | | TELECOM ITALIA-RNC | 221,663 | 1.96 | 436,454.44 | |
| | | TELEFONICA PUBLICIDAD E INFO | 6,055 | 6.80 | 41,174.00 | |
| | | TELEFONICA S.A. | 164,959 | 12.48 | 2,058,688.32 | |
| | | TELEKOM AUSTRIA AG | 12,875 | 18.69 | 240,633.75 | |
| | | TELEVISION FRANCAISE (T.F.1) | 4,352 | 21.32 | 92,784.64 | |
| | | TERNA SPA | 46,173 | 2.09 | 96,501.57 | |
| | | THALES | 2,855 | 36.78 | 105,006.90 | |
| | | THOMSON SA | 9,621 | 16.94 | 162,979.74 | |
| | | THYSSENKRUPP AG | 13,310 | 17.45 | 232,259.50 | |
| | | TIETONATOR OYJ | 2,880 | 27.68 | 79,718.40 | |
| | | TISCALI SPA | 8,707 | 2.87 | 25,032.62 | |
| | | TITAN CEMENT CO. S.A. | 2,070 | 30.34 | 62,803.80 | |
| | | TNT NV | 14,103 | 22.95 | 323,663.85 | |
| | | TOTAL | 21,128 | 215.80 | 4,559,422.40 | |
| | | TUI AG | 8,317 | 16.49 | 137,147.33 | |
| | | UCB SA | 3,267 | 40.99 | 133,914.33 | |
| | | UMICORE | 950 | 84.95 | 80,702.50 | |
| | | UNIBAIL | 1,690 | 110.40 | 186,576.00 | |
| | | UNILEVER NV-CVA | 21,115 | 57.10 | 1,205,666.50 | |
| | | UNION FENOSA SA | 7,956 | 29.22 | 232,474.32 | |
| | | UPM-KYMMENE | 19,186 | 15.92 | 305,441.12 | |
| | | UPONOR AB | 2,200 | 18.08 | 39,776.00 | |
| | | VALEO | 2,558 | 31.80 | 81,344.40 | |
| | | VEDIOR NV-CVA | 6,137 | 11.86 | 72,784.82 | |
| | | VEOLIA ENVIRONNEMENT | 11,246 | 35.08 | 394,509.68 | |
| | | VERBUND OESTERR ELEK A | 296 | 273.31 | 80,899.76 | |
| | | VINCI S.A. | 5,699 | 65.00 | 370,435.00 | |
| | | VIOHALCO | 3,950 | 5.82 | 22,989.00 | |
| | | VIVENDI UNIVERSAL | 39,718 | 24.73 | 982,226.14 | |
| | | VNU N.V. | 8,882 | 27.11 | 240,791.02 | |
| | | VOESTALPINE AG | 713 | 74.40 | 53,047.20 | |
| | | VOLKSWAGEN STAMM | 8,290 | 44.17 | 366,169.30 | |
| | | VOLKSWAGEN VORZUG | 3,891 | 32.40 | 126,068.40 | |
| | | WARTSILA OYJ-B SHS | 2,252 | 22.95 | 51,683.40 | |
| | | WERELDHAVE NV | 758 | 81.85 | 62,042.30 | |
| | | WIENERBERGER AG | 2,272 | 30.96 | 70,341.12 | |
| | | WINCOR NIXDORF AG | 580 | 75.00 | 43,500.00 | |
| | | WOLTERS KLUWER | 10,423 | 16.32 | 170,103.36 | |
| | | YIT-YHTYMA OY | 2,300 | 33.38 | 76,774.00 | |
| | | ZELTIA SA | 5,794 | 5.87 | 34,010.78 | |
| | | ZODIAC SA | 1,400 | 48.01 | 67,214.00 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 314 | | 96,996,484.76 | |
| | | | | | (13,634,795,862) | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|------|------------------------------|---------|-------|--------------|----|
| 株式 | ユーロ | 組入時価比率： 15.6% | | | 15.7% | |
| | 英ポンド | 3I GROUP PLC | 21,393 | 8.42 | 180,129.06 | |
| | | AEGIS GROUP PLC | 41,356 | 1.25 | 51,695.00 | |
| | | AGGREKO PLC | 9,421 | 2.50 | 23,552.50 | |
| | | ALLIANCE UNICHEM PLC | 9,270 | 7.58 | 70,266.60 | |
| | | AMEC | 12,251 | 3.60 | 44,164.85 | |
| | | AMVESCAP PLC | 27,014 | 3.92 | 106,029.95 | |
| | | ANGLO AMERICAN PLC | 52,500 | 18.36 | 963,900.00 | |
| | | ARM HOLDINGS | 50,040 | 1.20 | 60,298.20 | |
| | | ARRIVA PLC | 7,122 | 5.75 | 40,987.11 | |
| | | ASSOCIATED BRITISH PORTS | 11,112 | 5.61 | 62,421.66 | |
| | | ASTRAZENECA | 60,182 | 26.15 | 1,573,759.30 | |
| | | AVIVA PLC | 87,694 | 6.95 | 609,473.30 | |
| | | BAA PLC | 39,745 | 6.33 | 251,585.85 | |
| | | BAE SYSTEMS PLC | 118,911 | 3.49 | 414,999.39 | |
| | | BALFOUR BEATTY | 15,684 | 3.39 | 53,168.76 | |
| | | BARCLAYS PLC | 239,216 | 6.12 | 1,464,001.92 | |
| | | BARRATT DEVELOPMENTS | 8,940 | 8.51 | 76,079.40 | |
| | | BBA GROUP | 16,712 | 3.15 | 52,726.36 | |
| | | BELLWAY PLC | 4,157 | 9.70 | 40,322.90 | |
| | | BG GROUP PLC | 130,713 | 5.61 | 733,953.49 | |
| | | BHP BILLITON PLC | 91,386 | 8.65 | 790,488.90 | |
| | | BOC GROUP | 18,587 | 11.45 | 212,821.15 | |
| | | BOOTS GROUP PLC | 26,689 | 6.08 | 162,269.12 | |
| | | BOVIS HOMES GROUP PLC | 4,356 | 6.83 | 29,751.48 | |
| | | BP PLC | 783,110 | 6.44 | 5,043,228.40 | |
| | | BPB | 18,444 | 7.70 | 142,018.80 | |
| | | BRAMBLES INDUSTRIES PLC | 26,795 | 3.60 | 96,662.96 | |
| | | BRITISH AIRWAYS | 20,407 | 3.13 | 63,873.91 | |
| | | BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC | 59,047 | 13.17 | 777,648.99 | |
| | | BRITISH LAND CO | 19,075 | 10.44 | 199,143.00 | |
| | | BRITISH SKY BROADCASTING | 45,248 | 4.93 | 223,298.88 | |
| | | BRIXTON PLC | 9,287 | 4.11 | 38,216.00 | |
| | | BT GROUP PLC | 314,729 | 2.08 | 656,209.96 | |
| | | BUNZL PLC | 13,093 | 5.93 | 77,706.95 | |
| | | CABLE & WIRELESS | 88,804 | 1.19 | 106,342.79 | |
| | | CADBURY SCHWEPPE | 76,939 | 5.67 | 436,628.82 | |
| | | CAPITA GROUP PLC | 24,390 | 3.87 | 94,572.22 | |
| | | CARNIVAL PLC | 6,323 | 31.62 | 199,933.26 | |
| | | CATTLES PLC | 11,846 | 2.77 | 32,902.26 | |
| | | CENTRICA | 137,347 | 2.40 | 329,976.16 | |
| | | CLOSE BROTHERS GROUP PLC | 4,790 | 8.61 | 41,241.90 | |
| | | COBHAM PLC | 40,937 | 1.63 | 66,727.31 | |
| | | COMPASS GROUP PLC | 79,757 | 2.06 | 164,698.20 | |
| | | COOKSON GROUP PLC | 7,039 | 3.59 | 25,270.01 | |
| | | CORUS GROUP PLC | 165,125 | 0.50 | 83,388.12 | |
| | | DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV | 10,995 | 6.53 | 71,852.32 | |
| | | DAVIS SERVICE GROUP PLC | 6,131 | 4.47 | 27,436.22 | |
| | | DE LA RUE PLC | 6,132 | 4.14 | 25,417.14 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|------|------------------------------|---------|-------|--------------|----|
| 株式 | 英ポンド | DIAGEO PLC | 110,050 | 8.46 | 931,023.00 | |
| | | DSG INTERNATIONAL PLC | 69,826 | 1.47 | 102,818.78 | |
| | | ELECTROCOMPONENTS | 15,967 | 2.55 | 40,795.68 | |
| | | EMAP PLC | 9,535 | 8.56 | 81,667.27 | |
| | | EMI GROUP PLC | 29,329 | 2.23 | 65,623.63 | |
| | | ENTERPRISE INNS PLC | 12,947 | 8.49 | 109,920.03 | |
| | | EXEL PLC | 10,991 | 12.15 | 133,540.65 | |
| | | FIRST CHOICE HOLIDAYS PLC | 16,699 | 1.99 | 33,314.50 | |
| | | FIRSTGROUP PLC | 14,533 | 3.43 | 49,848.19 | |
| | | FKI | 21,708 | 1.06 | 23,173.29 | |
| | | FRIENDS PROVIDENT PLC | 70,024 | 1.88 | 131,995.24 | |
| | | GALLAHER GROUP PLC | 24,228 | 8.98 | 217,567.44 | |
| | | GKN PLC ORD | 26,703 | 2.92 | 78,106.27 | |
| | | GLAXOSMITHKLINE PLC | 216,496 | 14.97 | 3,240,945.12 | |
| | | GREAT PORTLAND ESTATES PLC | 1,004 | 3.90 | 3,923.13 | |
| | | GROUP 4 SECURICOR PLC | 41,985 | 1.58 | 66,441.26 | |
| | | GUS PLC | 36,966 | 8.76 | 323,822.16 | |
| | | HAMMERSON | 10,103 | 9.99 | 100,928.97 | |
| | | HANSON PLC | 26,893 | 6.06 | 163,106.04 | |
| | | HAYS PLC | 60,897 | 1.18 | 72,162.94 | |
| | | HBOS PLC | 144,517 | 8.89 | 1,285,478.71 | |
| | | HILTON GROUP PLC | 59,231 | 3.36 | 199,312.31 | |
| | | HMV GROUP PLC | 14,896 | 1.84 | 27,520.36 | |
| | | HSBC HOLDINGS | 415,327 | 9.47 | 3,935,223.32 | |
| | | ICAP PLC | 17,924 | 3.65 | 65,422.60 | |
| | | IMI | 12,928 | 4.48 | 57,949.76 | |
| | | IMPERIAL CHEMICAL ICI | 44,255 | 3.22 | 142,501.10 | |
| | | IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC | 26,816 | 16.80 | 450,508.80 | |
| | | INCHCAPE PLC | 2,777 | 23.55 | 65,398.35 | |
| | | INTERCONTINENTAL HOTELS GROU | 16,357 | 7.90 | 129,302.08 | |
| | | INTERNATIONAL POWER PLC | 55,030 | 2.37 | 130,558.67 | |
| | | INTERTEK GROUP PLC | 5,711 | 7.45 | 42,575.50 | |
| | | INVENSYS PLC | 211,020 | 0.16 | 34,818.30 | |
| | | ISOFT GROUP PLC | 8,029 | 4.02 | 32,316.72 | |
| | | ITV PLC | 152,045 | 1.12 | 170,670.51 | |
| | | JOHNSON MATTHEY | 8,143 | 12.45 | 101,380.35 | |
| | | KELDA GROUP PLC | 14,419 | 7.34 | 105,907.55 | |
| | | KESA ELECTRICALS PLC | 19,395 | 2.52 | 48,875.40 | |
| | | KINGFISHER PLC | 86,915 | 2.18 | 189,474.70 | |
| | | LAND SECURITIES GROUP PLC | 17,161 | 15.72 | 269,770.92 | |
| | | LEGAL & GENERAL GROUP | 240,883 | 1.11 | 269,186.75 | |
| | | LIBERTY INTERNATIONAL PLC | 8,814 | 10.04 | 88,492.56 | |
| | | LLOYDS TSB GROUP | 207,330 | 4.74 | 983,780.85 | |
| | | LOGICACMG | 41,765 | 1.51 | 63,065.15 | |
| | | LONDON STOCK EXCHANGE PLC | 9,454 | 6.00 | 56,771.27 | |
| | | MAN GROUP PLC | 10,786 | 18.05 | 194,687.30 | |
| | | MARCONI CORP PLC | 7,727 | 3.90 | 30,135.30 | |
| | | MARKS&SPENCER GROUP PLC | 61,326 | 4.41 | 270,447.66 | |
| | | MEGGITT PLC | 15,913 | 3.17 | 50,444.21 | |
| | | MF1 FURNITURE GROUP PLC | 22,463 | 0.69 | 15,555.62 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|------|------------------------------|-----------|--------|--------------|----|
| 株式 | 英ポンド | MISYS PLC | 17,949 | 2.24 | 40,205.76 | |
| | | MITCHELLS & BUTLERS PLC | 18,793 | 3.71 | 69,722.03 | |
| | | NATIONAL EXPRESS GROUP PLC | 5,090 | 8.72 | 44,410.25 | |
| | | NATIONAL GRID PLC | 100,608 | 5.45 | 548,313.60 | |
| | | NEXT PLC | 9,542 | 13.56 | 129,389.52 | |
| | | PEARSON | 29,756 | 6.47 | 192,670.10 | |
| | | PEN & ORIENTAL STEAM | 27,609 | 4.46 | 123,343.20 | |
| | | PERSIMMON PLC | 10,260 | 10.38 | 106,498.80 | |
| | | PILKINGTON | 38,254 | 1.54 | 58,911.16 | |
| | | PREMIER FARNELL PLC | 13,371 | 1.56 | 20,858.76 | |
| | | PROVIDENT FINANCIAL | 9,357 | 6.13 | 57,405.19 | |
| | | PRUDENTIAL PLC | 88,309 | 5.20 | 459,206.80 | |
| | | PUNCH TAVERNS PLC | 9,379 | 7.93 | 74,422.36 | |
| | | RANK GROUP | 22,929 | 3.13 | 71,939.73 | |
| | | RECKITT BENCKISER PLC | 22,983 | 18.25 | 419,439.75 | |
| | | REED ELSEVIER PLC | 47,083 | 5.24 | 246,950.33 | |
| | | RENTOKIL INITIAL PLC | 66,682 | 1.58 | 105,690.97 | |
| | | RESOLUTION PLC | 7,404 | 6.21 | 45,978.84 | |
| | | REUTERS GROUP PLC | 53,274 | 3.93 | 209,633.19 | |
| | | REXAM PLC | 20,332 | 5.17 | 105,218.10 | |
| | | RIO TINTO PLC REG | 39,575 | 24.14 | 955,340.50 | |
| | | ROLLS-ROYCE GROUP PLC | 57,945 | 3.75 | 217,728.33 | |
| | | ROLLS-ROYCE REDEEMABLE B SHS | 1,843,880 | 0.0011 | 2,028.26 | |
| | | ROYAL & SUN ALLIANCE INS | 108,392 | 1.09 | 118,147.28 | |
| | | ROYAL BANK OF SCOTLAND | 117,816 | 16.83 | 1,982,843.28 | |
| | | ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | 153,183 | 18.14 | 2,778,739.62 | |
| | | ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS | 102,111 | 19.01 | 1,941,130.11 | |
| | | SABMILLER PLC | 33,255 | 10.24 | 340,531.20 | |
| | | SAGE GROUP PLC (THE) | 47,490 | 2.32 | 110,532.97 | |
| | | SAINSBURY (J) | 50,320 | 2.88 | 145,173.20 | |
| | | SCHRODERS PLC | 4,573 | 8.91 | 40,768.29 | |
| | | SCOTTISH & NEWCASTLE | 28,128 | 4.78 | 134,451.84 | |
| | | SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY | 32,214 | 10.14 | 326,649.96 | |
| | | SCOTTISH POWER | 69,066 | 5.65 | 390,568.23 | |
| | | SERCO GROUP PLC | 17,102 | 2.83 | 48,484.17 | |
| | | SEVERN TRENT PLC | 13,110 | 10.02 | 131,362.20 | |
| | | SIGNET GROUP PLC | 64,413 | 0.97 | 62,963.70 | |
| | | SLOUGH ESTATES | 15,383 | 5.51 | 84,837.24 | |
| | | SMITH & NEPHEW PLC | 34,640 | 5.00 | 173,373.20 | |
| | | SMITHS GROUP | 20,776 | 9.56 | 198,618.56 | |
| | | SSL INTERNATIONAL PLC | 6,998 | 2.73 | 19,157.02 | |
| | | STAGECOACH GROUP PLC | 31,827 | 1.16 | 37,158.02 | |
| | | TATE & LYLE | 17,995 | 5.07 | 91,234.65 | |
| | | TAYLOR WOODROW | 21,087 | 3.30 | 69,745.25 | |
| | | TESCO | 288,208 | 3.08 | 889,121.68 | |
| | | THE BERKELEY GRP HOLDINGS | 4,007 | 9.78 | 39,188.46 | |
| | | TI AUTOMOTIVE LTD | 763 | 0.00 | 0.00 | |
| | | TOMKINS PLC | 28,613 | 2.74 | 78,399.62 | |
| | | TRAVIS PERKINS PLC | 4,279 | 12.05 | 51,561.95 | |
| | | TRINITY MIRROR PLC | 10,766 | 5.98 | 64,380.68 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|--------|------------------------------|-----------|----------|------------------|----|
| 株式 | 英ポンド | UNILEVER PLC | 102,402 | 5.63 | 577,035.27 | |
| | | UNITED BUSINESS MEDIA PLC | 10,299 | 5.93 | 61,073.07 | |
| | | UNITED UTILITIES | 32,574 | 6.41 | 208,799.34 | |
| | | VODAFONE GROUP PLC | 2,351,040 | 1.28 | 3,009,331.20 | |
| | | WHITBREAD PLC | 9,455 | 9.47 | 89,538.85 | |
| | | WILLIAM HILL PLC | 14,523 | 5.13 | 74,502.99 | |
| | | WIMPEY (GEORGE) | 14,555 | 4.36 | 63,568.96 | |
| | | WOLSELEY | 21,963 | 11.84 | 260,041.92 | |
| | | WPP GROUP PLC | 44,102 | 5.73 | 252,704.46 | |
| | | YELL GROUP PLC | 26,101 | 5.03 | 131,288.03 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 158 | | 51,953,809.10 | |
| | | | | | (10,641,179,179) | |
| | | 組入時価比率 : | 12.2% | | 12.3% | |
| | | | | | | |
| | スイスフラン | ABB LTD | 72,884 | 11.05 | 805,368.20 | |
| | | ADECCO SA-REG | 4,850 | 57.00 | 276,450.00 | |
| | | CIBA SPECIALTY CHEMICALS-REG | 2,457 | 74.90 | 184,029.30 | |
| | | CIE FINANC RICHEMONT-UTS A | 18,427 | 53.80 | 991,372.60 | |
| | | CLARIANT AG-REG | 8,569 | 17.35 | 148,672.15 | |
| | | CREDIT SUISSE GROUP | 44,946 | 62.55 | 2,811,372.30 | |
| | | GEBERIT AG-REG | 144 | 976.00 | 140,544.00 | |
| | | GIVAUDAN-REG | 246 | 838.50 | 206,271.00 | |
| | | HOLCIM LTD-REG | 6,776 | 86.20 | 584,091.20 | |
| | | KUDELSKI SA-BEARER | 1,310 | 41.65 | 54,561.50 | |
| | | KUONI REISEN NAMEN B | 106 | 502.00 | 53,212.00 | |
| | | LOGITECH INTERNATIONAL-REG | 3,014 | 57.00 | 171,798.00 | |
| | | LONZA AG-REG | 1,393 | 74.95 | 104,405.35 | |
| | | MICRONAS SEMICONDUCTOR-REG | 1,203 | 44.00 | 52,932.00 | |
| | | NESTLE SA-REGISTERED | 14,918 | 399.75 | 5,963,470.50 | |
| | | NOBEL BIOCARE HOLDING AG | 856 | 302.00 | 258,512.00 | |
| | | NOVARTIS NAMEN | 87,246 | 71.30 | 6,220,639.80 | |
| | | PHONAK HOLDING AG-REG | 1,576 | 57.20 | 90,147.20 | |
| | | PSP SWISS PROPERTY AG | 1,455 | 55.90 | 81,334.50 | |
| | | RIETER HOLDING AG | 161 | 375.00 | 60,375.00 | |
| | | ROCHE HOLDING GENUSS | 25,996 | 192.40 | 5,001,630.40 | |
| | | SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT | 190 | 494.75 | 94,002.50 | |
| | | SERONO SA B | 199 | 947.00 | 188,453.00 | |
| | | SGS SA | 159 | 1,089.00 | 173,151.00 | |
| | | SIG HOLDING AG-REG | 228 | 296.00 | 67,488.00 | |
| | | STRAUMANN HOLDING AG-REG | 286 | 280.00 | 80,080.00 | |
| | | SULZER | 136 | 637.50 | 86,700.00 | |
| | | SWISS RE-REG | 11,926 | 94.00 | 1,121,044.00 | |
| | | SWISSCOM AG-REG | 793 | 420.25 | 333,258.25 | |
| | | SYNGENTA AG | 3,955 | 145.30 | 574,661.50 | |
| | | SYNTHES INC | 1,690 | 143.70 | 242,853.00 | |
| | | THE SWATCH GROUP AG-B | 1,239 | 190.70 | 236,277.30 | |
| | | THE SWATCH GROUP AG-REG | 2,044 | 39.05 | 79,818.20 | |
| | | UBS AG-REG | 39,585 | 121.70 | 4,817,494.50 | |
| | | UNAXIS HOLDING AG-R | 288 | 181.80 | 52,358.40 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|----------------|---------------------------|---------|--------|-----------------|----|
| 株式 | スイスフラン | VALORA HOLDING NAMEN | 129 | 236.50 | 30,508.50 | |
| | | ZURICH FINANCIAL SERVICES | 5,339 | 260.50 | 1,390,809.50 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 37 | | 33,830,146.65 | |
| | | | | | (3,070,424,109) | |
| | | 組入時価比率 : | 3.5% | | 3.5% | |
| | スウェーデン クローナ | ALFA LAVAL AB | 3,500 | 161.00 | 563,500.00 | |
| | | ASSA ABLOY AB-B | 10,800 | 117.50 | 1,269,000.00 | |
| | | ATLAS COPCO AB-A SHS | 12,300 | 160.00 | 1,968,000.00 | |
| | | ATLAS COPCO AB-B SHS | 7,700 | 142.50 | 1,097,250.00 | |
| | | AXFOOD AB | 1,100 | 211.50 | 232,650.00 | |
| | | BILLERUD AKTIEBOLAG | 1,900 | 99.00 | 188,100.00 | |
| | | CAPIO AB | 3,000 | 135.00 | 405,000.00 | |
| | | CASTELLUM AB | 1,400 | 286.00 | 400,400.00 | |
| | | D CARNEGIE & CO AB | 1,600 | 106.50 | 170,400.00 | |
| | | ELECTROLUX B | 10,415 | 192.50 | 2,004,887.50 | |
| | | ELEKTA AB-B SHS | 3,200 | 122.50 | 392,000.00 | |
| | | ENIRO AB | 5,900 | 91.00 | 536,900.00 | |
| | | ERICSSON (LM) B | 543,800 | 27.20 | 14,791,360.00 | |
| | | FABEGE AB | 2,700 | 142.00 | 383,400.00 | |
| | | GAMBRO AB-A SHS | 6,400 | 83.00 | 531,200.00 | |
| | | GAMBRO AB-B SHS | 3,200 | 83.25 | 266,400.00 | |
| | | GETINGE AB-B SHS | 6,400 | 103.00 | 659,200.00 | |
| | | HENNES & MAURITZ B | 17,450 | 253.00 | 4,414,850.00 | |
| | | HOGANAS AB-B | 1,000 | 164.50 | 164,500.00 | |
| | | HOLMEN AB-B SHARES | 1,900 | 244.50 | 464,550.00 | |
| | | LUNDIN PETROLEUM AB | 6,000 | 85.25 | 511,500.00 | |
| | | MODERN TIMES GROUP-B SHS | 1,850 | 308.00 | 569,800.00 | |
| | | NORDEA BANK AB | 78,500 | 82.00 | 6,437,000.00 | |
| | | OMX AB | 2,700 | 100.00 | 270,000.00 | |
| | | ORIFLAME COSMERICS SA-SDR | 1,050 | 220.00 | 231,000.00 | |
| | | SANDVIK AB | 7,500 | 382.50 | 2,868,750.00 | |
| | | SAS AB | 2,700 | 93.00 | 251,100.00 | |
| | | SCA SV CELLULOSA B | 7,200 | 285.50 | 2,055,600.00 | |
| | | SCANIA AB-B SHS | 3,400 | 280.50 | 953,700.00 | |
| | | SECURITAS AB-B SHS | 10,800 | 125.00 | 1,350,000.00 | |
| | | SKAND. ENSKILDA BANKEN A | 17,400 | 156.50 | 2,723,100.00 | |
| | | SKANDIA FORSAKRING | 37,300 | 43.70 | 1,630,010.00 | |
| | | SKANSKA AB-B SHS | 13,500 | 122.00 | 1,647,000.00 | |
| | | SKF AB - B SHS | 14,200 | 107.00 | 1,519,400.00 | |
| | | SVENSKA HANDELSBANKEN-A | 19,200 | 184.50 | 3,542,400.00 | |
| | | SVENSKT STAL | 1,800 | 257.50 | 463,500.00 | |
| | | SVENSKT STAL AB-SER B | 800 | 241.50 | 193,200.00 | |
| | | SWEDISH MATCH | 12,000 | 92.00 | 1,104,000.00 | |
| | | TELE2 AB - B SHS | 11,475 | 81.00 | 929,475.00 | |
| | | TELELOGIC AB | 10,000 | 18.50 | 185,000.00 | |
| | | TELIASONERA | 68,800 | 40.10 | 2,758,880.00 | |
| | | TRELLEBORG B | 2,800 | 129.50 | 362,600.00 | |
| | | VOLVO A | 3,500 | 331.50 | 1,160,250.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|----------------|----------------------------|--------|-----------|---------------|----|
| 株式 | スウェーデン クローナ | VOLVO B | 8,000 | 342.00 | 2,736,000.00 | |
| | | WIHLBORGS FASTIGHETER AB | 560 | 184.50 | 103,320.00 | |
| | | WM-DATA B | 11,500 | 24.70 | 284,050.00 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 46 | | 67,744,182.50 | |
| | | | | | (993,129,715) | |
| | | 組入時価比率 : | 1.1% | | 1.1% | |
| | | | | | | |
| | ノルウェー クローネ | DNB NOR ASA | 24,550 | 68.75 | 1,687,812.50 | |
| | | FRONTLINE LTD | 1,900 | 293.00 | 556,700.00 | |
| | | NORSK HYDRO | 5,200 | 666.00 | 3,463,200.00 | |
| | | NORSKE SKOGINDUSTRIER ASA | 6,550 | 94.25 | 617,337.50 | |
| | | ORKLA ASA | 6,900 | 248.00 | 1,711,200.00 | |
| | | PETROLEUM GEO-SERVICES | 2,100 | 187.00 | 392,700.00 | |
| | | PROSAFE ASA | 1,200 | 231.50 | 277,800.00 | |
| | | SCHIBSTED ASA | 1,750 | 176.00 | 308,000.00 | |
| | | SMEDVIG ASA-A SHS | 1,300 | 130.00 | 169,000.00 | |
| | | STATOIL ASA | 24,200 | 147.25 | 3,563,450.00 | |
| | | STOLT OFFSHORES S.A. | 7,000 | 66.75 | 467,250.00 | |
| | | STOLT-NIELSEN SA | 1,450 | 217.50 | 315,375.00 | |
| | | STOREBRAND ORD | 8,500 | 61.75 | 524,875.00 | |
| | | TANDBERG ASA | 4,900 | 53.00 | 259,700.00 | |
| | | TANDBERG TELEVISION ASA | 2,700 | 80.00 | 216,000.00 | |
| | | TELENOR ASA | 28,800 | 62.75 | 1,807,200.00 | |
| | | TOMRA SYSTEMS ASA | 6,600 | 48.30 | 318,780.00 | |
| | | YARA INTERNATIONAL ASA | 7,580 | 107.25 | 812,955.00 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 18 | | 17,469,335.00 | |
| | | | | | (311,303,549) | |
| | | 組入時価比率 : | 0.4% | | 0.4% | |
| | | | | | | |
| 株式 | デンマーク クローネ | A P MOLLER-MAERSK A/S | 44 | 58,700.00 | 2,582,800.00 | |
| | | BANG & OLUFSEN AS | 400 | 585.00 | 234,000.00 | |
| | | CARLSBERG B | 1,150 | 325.00 | 373,750.00 | |
| | | COLOPLAST-B | 949 | 336.50 | 319,338.50 | |
| | | DAMPSKIBSSELSKABET TORM AS | 550 | 310.00 | 170,500.00 | |
| | | DANISCO | 1,800 | 420.50 | 756,900.00 | |
| | | DANSKE BANK A/S | 15,705 | 202.00 | 3,172,410.00 | |
| | | DSV, DE SAMMENSLUT VOGN | 775 | 634.00 | 491,350.00 | |
| | | FLSMIDTH & CO A/S-B SHS | 1,000 | 181.50 | 181,500.00 | |
| | | GN STORE NORD | 7,880 | 75.25 | 592,970.00 | |
| | | H. LUNDBECK A/S | 2,088 | 139.00 | 290,232.00 | |
| | | KOBENHAVNS LUFTHAVNE | 150 | 1,980.00 | 297,000.00 | |
| | | NKT HOLDINGS A/S | 700 | 257.50 | 180,250.00 | |
| | | NOVO NORDISK A/S SER-B | 8,680 | 344.50 | 2,990,260.00 | |
| | | NOVOZYMES A/S | 1,900 | 322.50 | 612,750.00 | |
| | | OSTASIATISKE KOMPAGNIS | 700 | 575.00 | 402,500.00 | |
| | | TDC A/S | 7,150 | 369.50 | 2,641,925.00 | |
| | | TOPDANMARK AS | 700 | 502.00 | 351,400.00 | |
| | | VESTAS WIND SYSTEMS A/S | 5,937 | 140.00 | 831,180.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|-----------|-----------------------------------|---------|--------|---------------|----|
| 株式 | デンマーククローネ | WILLIAM DEMANT HOLDING | 924 | 333.00 | 307,692.00 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 20 | | 17,780,707.50 | |
| | | | | | (335,166,336) | |
| | | 組入時価比率 : | 0.4% | | 0.4% | |
| | オーストラリアドル | ALINTA LTD | 10,159 | 10.96 | 111,342.64 | |
| | | ALUMINA LTD | 42,684 | 6.33 | 270,189.72 | |
| | | AMCOR | 32,539 | 7.33 | 238,510.87 | |
| | | AMP LIMITED | 69,015 | 7.61 | 525,204.15 | |
| | | ANSELL LTD | 5,205 | 10.80 | 56,214.00 | |
| | | APN NEWS & MEDIA LIMITED | 10,520 | 4.82 | 50,706.40 | |
| | | ARISTOCRAT LEISURE LIMITED | 11,501 | 12.04 | 138,472.04 | |
| | | AUST AND NZ BANKING GROUP LT | 67,572 | 24.05 | 1,625,106.60 | |
| | | AUSTRALIAN GAS LIGHT CO | 17,571 | 15.80 | 277,621.80 | |
| | | AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE | 3,780 | 31.09 | 117,520.20 | |
| | | AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS | 32,333 | 5.04 | 162,958.32 | |
| | | BABCOCK & BROWN LTD | 5,589 | 18.15 | 101,440.35 | |
| | | BHP BILLITON LTD | 132,757 | 21.85 | 2,900,740.45 | |
| | | BILLABONG INTERNATIONAL LTD | 5,005 | 13.10 | 65,565.50 | |
| | | BLUESCOPE STEEL LTD | 26,785 | 7.54 | 201,958.90 | |
| | | BORAL LIMITED | 21,090 | 8.29 | 174,836.10 | |
| | | BRAMBLES INDUSTRIES | 35,879 | 9.34 | 335,109.86 | |
| | | CALTEX AUSTRALIA LIMITED | 5,061 | 21.38 | 108,204.18 | |
| | | CENTRO PROPERTIES | 28,390 | 6.34 | 179,992.60 | |
| | | CFS GANDEL RETAIL TRUST | 54,443 | 1.90 | 103,441.70 | |
| | | CHALLENGER FINANCIAL SERVICE | 14,721 | 3.93 | 57,853.53 | |
| | | COCA-COLA AMATIL | 18,918 | 7.80 | 147,560.40 | |
| | | COCHLEAR LIMITED | 2,005 | 39.88 | 79,959.40 | |
| | | COLES MYER | 40,882 | 10.06 | 411,272.92 | |
| | | COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL | 47,435 | 42.00 | 1,992,270.00 | |
| | | COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE | 55,272 | 1.24 | 68,537.28 | |
| | | COMPUTERSHARE LIMITED | 14,358 | 6.82 | 97,921.56 | |
| | | CSL LIMITED | 7,030 | 40.30 | 283,309.00 | |
| | | CSR | 32,803 | 3.12 | 102,345.36 | |
| | | DB RREEF TRUST | 94,049 | 1.37 | 128,847.13 | |
| | | DCA GROUP LIMITED | 14,666 | 3.80 | 55,730.80 | |
| | | DOWNER EDI LIMITED | 10,236 | 6.91 | 70,730.76 | |
| | | FOSTER'S GROUP LTD | 73,549 | 5.84 | 429,526.16 | |
| | | FUTURIS CORP | 19,791 | 1.98 | 39,186.18 | |
| | | GPT GROUP | 65,833 | 4.03 | 265,306.99 | |
| | | HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD | 19,561 | 2.82 | 55,162.02 | |
| | | ILUKA RESOURCES LIMITED | 8,786 | 8.30 | 72,923.80 | |
| | | ING INDUSTRIAL FUND | 26,635 | 2.28 | 60,727.80 | |
| | | INSURANCE AUSTRALIA GROUP LIMITED | 58,899 | 5.46 | 321,588.54 | |
| | | INVESTA PROPERTY GROUP | 53,787 | 2.01 | 108,111.87 | |
| | | JAMES HARDIE INDUSTRIES NV | 17,022 | 8.88 | 151,155.36 | |
| | | JOHN FAIRFAX HOLDINGS LTD | 34,342 | 4.06 | 139,428.52 | |
| | | LEIGHTON HOLDINGS | 4,989 | 16.89 | 84,264.21 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|------------|------------------------------|--------|-------|-----------------|----|
| 株式 | オーストラリアドル | LEND LEASE | 13,234 | 14.65 | 193,878.10 | |
| | | LION NATHAN LIMITED | 10,587 | 7.49 | 79,296.63 | |
| | | MACQUARIE AIRPORTS | 23,276 | 3.14 | 73,086.64 | |
| | | MACQUARIE BANK LIMITED | 8,302 | 71.90 | 596,913.80 | |
| | | MACQUARIE COMMUNICATIONS INF | 12,591 | 5.73 | 72,146.43 | |
| | | MACQUARIE GOODMAN GROUP | 44,174 | 4.33 | 191,273.42 | |
| | | MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP | 86,951 | 3.65 | 317,371.15 | |
| | | MAYNE GROUP LTD | 23,609 | 5.93 | 140,001.37 | |
| | | MIRVAC GROUP | 30,764 | 4.05 | 124,594.20 | |
| | | MULTIPLEX GROUP | 23,233 | 3.25 | 75,507.25 | |
| | | NATIONAL AUSTRALIA BANK | 57,789 | 33.45 | 1,933,042.05 | |
| | | NEWCREST MINING | 12,186 | 20.03 | 244,085.58 | |
| | | ONESTEEL LIMITED | 21,140 | 3.66 | 77,372.40 | |
| | | ORICA LIMITED | 10,160 | 21.11 | 214,477.60 | |
| | | ORIGIN ENERGY LIMITED | 28,881 | 6.85 | 197,834.85 | |
| | | PACIFIC BRANDS LTD | 19,037 | 2.70 | 51,399.90 | |
| | | PAPERLINX LIMITED | 16,772 | 3.38 | 56,689.36 | |
| | | PATRICK CORP LTD | 23,950 | 7.35 | 176,032.50 | |
| | | PERPETUAL TRUSTEES AUSTRALIA | 1,419 | 68.26 | 96,860.94 | |
| | | PUBLISHING & BROADCASTING | 5,044 | 16.48 | 83,125.12 | |
| | | QANTAS AIRWAYS LIMITED | 35,793 | 3.79 | 135,655.47 | |
| | | QBE INSURANCE GROUP | 28,632 | 19.20 | 549,734.40 | |
| | | RINKER GROUP LTD | 34,792 | 15.89 | 552,844.88 | |
| | | RIO TINTO LTD (CRA) | 10,525 | 62.45 | 657,286.25 | |
| | | SANTOS | 21,618 | 11.23 | 242,770.14 | |
| | | SFE CORP LTD | 4,950 | 14.43 | 71,428.50 | |
| | | SONIC HEALTHCARE LIMITED | 9,660 | 14.92 | 144,127.20 | |
| | | STOCKLAND | 46,963 | 6.29 | 295,397.27 | |
| | | SUNCORP-METWAY LIMITED | 20,023 | 20.05 | 401,461.15 | |
| | | TABCORP HOLDINGS | 19,263 | 16.20 | 312,060.60 | |
| | | TELSTRA CORPORATION INS RECP | 78,141 | 4.12 | 321,940.92 | |
| | | TOLL HOLDINGS LIMITED | 9,095 | 13.79 | 125,420.05 | |
| | | TRANSURBAN GROUP | 29,061 | 6.72 | 195,289.92 | |
| | | UNITAB LTD | 4,456 | 12.53 | 55,833.68 | |
| | | WESFARMERS LIMITED | 13,914 | 37.38 | 520,105.32 | |
| | | WESTFIELD GROUP | 53,227 | 17.47 | 929,875.69 | |
| | | WESTPAC BANKING | 66,645 | 22.24 | 1,482,184.80 | |
| | | WOODSIDE PETROLEUM LIMITED | 17,201 | 33.19 | 570,901.19 | |
| | | WOOLWORTHS LIMITED | 42,207 | 17.35 | 732,291.45 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 82 | | 26,260,454.14 | |
| | | | | | (2,299,890,573) | |
| | | 組入時価比率 : | 2.6% | | 2.7% | |
| | | | | | | |
| | ニュージーランドドル | AUCKLAND INTL AIRPORT LTD | 35,169 | 1.98 | 69,634.62 | |
| | | CARTER HOLT HARVEY | 23,428 | 2.50 | 58,570.00 | |
| | | CONTACT ENERGY LIMITED | 10,547 | 6.48 | 68,344.56 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|------------|------------------------------|---------|--------|--------------|----|
| 株式 | ニュージーランドドル | FISHER & PAYKEL IND | 17,087 | 3.74 | 63,905.38 | |
| | | FISHER&PAYKEL APPLIANCES H | 9,217 | 3.47 | 31,982.99 | |
| | | FLETCHER BUILDING LIMITED | 16,586 | 7.70 | 127,712.20 | |
| | | KIWI INCOME PROPERTY TRUST | 35,866 | 1.24 | 44,473.84 | |
| | | SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP | 14,922 | 4.64 | 69,238.08 | |
| | | SKY NETWORK TELEVISION LTD | 6,910 | 6.06 | 41,874.60 | |
| | | TELECOM CORP NEW ZEALAND | 68,495 | 5.97 | 408,915.15 | |
| | | THE WAREHOUSE GROUP LIMITED | 5,096 | 4.12 | 20,995.52 | |
| | | TOWER LIMITED | 10,393 | 1.79 | 18,603.47 | |
| | | VECTOR LTD | 8,944 | 2.86 | 25,579.84 | |
| | | WASTE MANAGEMENT NZ LTD | 3,597 | 5.97 | 21,474.09 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 14 | | 1,071,304.34 | |
| | | | | | (88,039,790) | |
| | | 組入時価比率 : | 0.1% | | 0.1% | |
| | 香港ドル | ASM PACIFIC TECHNOLOGY | 6,500 | 37.65 | 244,725.00 | |
| | | BANK EAST ASIA | 51,400 | 23.10 | 1,187,340.00 | |
| | | BOC HONG KONG HOLDINGS LTD | 135,000 | 14.75 | 1,991,250.00 | |
| | | CATHAY PACIFIC AIRWAYS | 39,000 | 13.20 | 514,800.00 | |
| | | CHEUNG KONG HOLDINGS | 55,000 | 79.10 | 4,350,500.00 | |
| | | CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE | 19,000 | 25.50 | 484,500.00 | |
| | | CLP HOLDINGS LIMITED | 69,200 | 46.25 | 3,200,500.00 | |
| | | ESPROT HOLDINGS LIMITED | 35,500 | 53.45 | 1,897,475.00 | |
| | | GIORDANO INTERNATIONAL | 54,000 | 4.40 | 237,600.00 | |
| | | HANG LUNG PROPERTIES LTD | 66,000 | 11.45 | 755,700.00 | |
| | | HANG SENG BANK | 28,100 | 103.10 | 2,897,110.00 | |
| | | HENDERSON LAND DEVELOPMENT | 27,000 | 34.85 | 940,950.00 | |
| | | HONG KONG EXCHANGES & CLEAR | 40,000 | 27.10 | 1,084,000.00 | |
| | | HONGKONG CHINA GAS | 139,520 | 16.85 | 2,350,912.00 | |
| | | HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS | 53,500 | 38.10 | 2,038,350.00 | |
| | | HOPEWELL HOLDINGS LIMITED | 23,000 | 19.45 | 447,350.00 | |
| | | HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS | 53,000 | 10.90 | 577,700.00 | |
| | | HUTCHISON WHAMPOA | 78,000 | 73.30 | 5,717,400.00 | |
| | | HYSAN DEVELOPMENT | 23,000 | 16.80 | 386,400.00 | |
| | | JOHNSON ELECTRIC HLDGS NEW | 53,500 | 8.10 | 433,350.00 | |
| | | KERRY PROPERTIES LTD | 17,500 | 19.30 | 337,750.00 | |
| | | KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS | 20,000 | 18.30 | 366,000.00 | |
| | | LI & FUNG LTD | 64,000 | 15.80 | 1,011,200.00 | |
| | | MTR CORP | 49,000 | 15.75 | 771,750.00 | |
| | | NEW WORLD DEVELOPMENT | 86,000 | 10.10 | 868,600.00 | |
| | | ORIENT OVERSEAS INTL LTD | 7,400 | 25.40 | 187,960.00 | |
| | | PCCW LTD | 134,600 | 5.00 | 673,000.00 | |
| | | SCMP GROUP LTD | 33,800 | 2.85 | 96,330.00 | |
| | | SHANGRI-LA ASIA | 40,000 | 11.15 | 446,000.00 | |
| | | SINO LAND | 54,000 | 8.70 | 469,800.00 | |
| | | SMARTONE TELECOMMUNICATIONS | 10,500 | 8.65 | 90,825.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|--------------|------------------------------|---------|-------|---------------|----|
| 株式 | 香港ドル | SOLOMON SYSTECH (INTL) LTD | 68,000 | 3.10 | 210,800.00 | |
| | | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 48,000 | 74.95 | 3,597,600.00 | |
| | | SWIRE PACIFIC A | 34,000 | 69.30 | 2,356,200.00 | |
| | | TECHTRONIC INDUSTRIES CO | 40,000 | 19.65 | 786,000.00 | |
| | | TELEVISION BROADCASTS | 10,000 | 40.15 | 401,500.00 | |
| | | TEXWINCA HOLDINGS LTD. | 22,000 | 6.05 | 133,100.00 | |
| | | WHARF HOLDINGS | 44,000 | 26.75 | 1,177,000.00 | |
| | | WING HANG BANK LTD | 6,500 | 54.90 | 356,850.00 | |
| | | YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG | 17,500 | 20.50 | 358,750.00 | |
| | | | | | | |
| | 計 | 銘柄数 : | 40 | | 46,434,927.00 | |
| | | | | | (715,097,875) | |
| | | 組入時価比率 : | 0.8% | | 0.8% | |
| | | | | | | |
| | シンガポール ドル | ALLGREEN PROPERTIES | 18,000 | 1.33 | 23,940.00 | |
| | | ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT | 33,000 | 1.92 | 63,360.00 | |
| | | CAPITALAND LIMITED | 39,000 | 3.34 | 130,260.00 | |
| | | CAPITAMALL TRUST | 28,300 | 2.34 | 66,222.00 | |
| | | CHARTERED SEMICONDUCTOR | 37,000 | 1.17 | 43,290.00 | |
| | | CITY DEVELOPMENTS | 18,000 | 8.50 | 153,000.00 | |
| | | COMFORTDELGRO CORP LTD | 65,000 | 1.57 | 102,050.00 | |
| | | COSCO CORP SINGAPORE LTD | 14,000 | 2.26 | 31,640.00 | |
| | | CREATIVE TECHNOLOGY LIMITED | 1,950 | 12.60 | 24,570.00 | |
| | | CYCLE & CARRIAGE | 5,000 | 9.90 | 49,500.00 | |
| | | DBS HOLDINGS LTD | 41,000 | 16.10 | 660,100.00 | |
| | | FRASER & NEAVE LTD | 5,900 | 17.70 | 104,430.00 | |
| | | HAW PAR BROTHERS INT'L | 4,081 | 5.15 | 21,017.15 | |
| | | KEPPEL CORP | 20,000 | 11.60 | 232,000.00 | |
| | | KEPPEL LAND LIMITED | 13,000 | 3.84 | 49,920.00 | |
| | | NEPTUNE ORIENT LINES NOL | 19,000 | 2.95 | 56,050.00 | |
| | | NOBLE GROUP LTD | 34,000 | 1.32 | 44,880.00 | |
| | | OLAM INTERNATIONAL LTD | 22,000 | 1.43 | 31,460.00 | |
| | | OVERSEA-CHINESE BANKING CORP | 93,000 | 6.55 | 609,150.00 | |
| | | OVERSEAS UNION ENT. | 2,000 | 9.85 | 19,700.00 | |
| | | PARKWAY HLDGSLT | 21,000 | 2.06 | 43,260.00 | |
| | | SEMBCORP INDUSTRIES LIMITED | 32,144 | 2.71 | 87,110.24 | |
| | | SEMBCORP LOGISTICS LIMITED | 10,874 | 1.71 | 18,594.54 | |
| | | SEMBCORP MARINE LTD | 19,000 | 2.67 | 50,730.00 | |
| | | SINGAPORE AIRLINES | 21,000 | 11.80 | 247,800.00 | |
| | | SINGAPORE EXCHANGE LTD | 26,000 | 2.74 | 71,240.00 | |
| | | SINGAPORE LAND LTD | 5,000 | 5.00 | 25,000.00 | |
| | | SINGAPORE PETROLEUM CO LTD | 4,000 | 4.52 | 18,080.00 | |
| | | SINGAPORE POST LTD | 47,000 | 1.20 | 56,400.00 | |
| | | SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD | 58,133 | 4.54 | 263,923.82 | |
| | | SINGAPORE TECH ENGINEERING | 47,000 | 2.68 | 125,960.00 | |
| | | SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS | 246,642 | 2.43 | 599,340.06 | |
| | | SMRT CORPORATION LTD | 21,000 | 1.05 | 22,050.00 | |
| | | STATS CHIPPAK LTD | 46,000 | 1.11 | 51,060.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価単価 | 評価額 | 備考 |
|----|--------------|-----------------------------|--------|-------|------------------|----|
| 株式 | シンガポール ドル | SUNTEC REIT | 31,000 | 1.08 | 33,480.00 | |
| | | UNITED OVERSEAS | 19,200 | 2.38 | 45,696.00 | |
| | | UNITED OVERSEAS BANK | 43,000 | 14.60 | 627,800.00 | |
| | | VENTURE MFG (SINGAPORE) LTD | 9,000 | 13.50 | 121,500.00 | |
| | | WING TAI HOLDINGS | 17,000 | 1.28 | 21,760.00 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 39 | | 5,047,323.81 | |
| | | | | | (354,322,131) | |
| | | 組入時価比率 : | 0.4% | | 0.4% | |
| | 合計 | | | | 86,642,416,610 | |
| | | | | | (86,642,416,610) | |

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

独立監査人の中間監査報告書


平成17年6月30日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社


取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士

余 詔 豊 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

村山 周 平 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成16年11月20日から平成17年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基礎として、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めた。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成17年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年11月20日から平成17年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年7月4日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社


取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士


業務執行社員

余 詔 豊 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

村山 周 平 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成17年11月22日から平成18年5月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成18年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1) 中間貸借対照表

| 項目 | 前中間計算期間末 (平成17年5月19日現在) | 当中間計算期間末 (平成18年5月21日現在) |
|----------------------|----------------------------|-----------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 982,636 | 1,181,943 |
| 金銭信託 | 83,773 | 981,203 |
| コール・ローン | 20,343,717 | 28,455,566 |
| 親投資信託受益証券 | 482,299,385 | 877,449,347 |
| 未収入金 | 13,589 | 4,414,235 |
| 未収利息 | - | 1 |
| 流動資産合計 | 503,723,100 | 912,482,295 |
| 資産合計 | 503,723,100 | 912,482,295 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 83,727 | 589,374 |
| 未払受託者報酬 | 917,796 | 435,647 |
| 未払委託者報酬 | 7,342,315 | 3,485,120 |
| その他未払費用 | 874,035 | 414,841 |
| 流動負債合計 | 9,217,873 | 4,924,982 |
| 負債合計 | 9,217,873 | 4,924,982 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | | |
| 元本 | 490,954,141 | |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金 (うち分配準備積立金) | 3,551,086 (731,019) | |
| 純資産合計 | 494,505,227 | |
| 負債・純資産合計 | 503,723,100 | |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 767,112,582 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金 (うち分配準備積立金) | | 140,444,731 (89,357,607) |
| 純資産合計 | | 907,557,313 |
| 負債・純資産合計 | | 912,482,295 |

(2)中間損益及び剰余金計算書

| 項目 | 前中間計算期間 | 当中間計算期間 |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 経常損益の部 | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 140,159 | 20,204 |
| 受取利息 | 343 | 35 |
| 有価証券売買等損益 | 111,002,493 | 4,722,750 |
| 為替差損益 | 141 | 14,786 |
| 営業収益合計 | 111,142,854 | 4,687,725 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 917,796 | 435,647 |
| 委託者報酬 | 7,342,315 | 3,485,120 |
| その他費用 | 874,035 | 414,841 |
| 営業費用合計 | 9,134,146 | 4,335,608 |
| 営業利益または損失() | 102,008,708 | |
| 営業利益金額または損失金額() | | 9,023,333 |
| 経常利益または損失() | 102,008,708 | |
| 経常利益金額または損失金額() | | 9,023,333 |
| 中間純利益または損失() | 102,008,708 | |
| 中間純利益金額または純損失金額() | | 9,023,333 |
| 一部解約に伴う中間純利益または損失()分配額 | 84,304,136 | |
| 一部解約に伴う中間純利益金額または純損失金額()分配額 | | 4,099,869 |
| 期首剰余金または欠損金() | 66,113,685 | 114,169,796 |
| 剰余金増加額 | - | 56,893,653 |
| (中間追加信託に伴う剰余金増加額) | (-) | (56,893,653) |
| 剰余金減少額 | - | 17,495,516 |
| (中間一部解約に伴う剰余金減少額) | (-) | (17,495,516) |
| 欠損金減少額 | 52,539,634 | - |
| (中間一部解約に伴う欠損金減少額) | (52,539,634) | (-) |
| 欠損金増加額 | 579,435 | - |
| (中間追加信託に伴う欠損金増加額) | (579,435) | (-) |
| 中間剰余金または欠損金() | 3,551,086 | 140,444,731 |

(3)中間注記表

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

| 項目 | 前中間計算期間 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 当中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
|-----------------------|--|--|
| 1.有価証券の評価基準および評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 | 同左 |
| 3.収益および費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には、入金時に計上しております。 | 受取配当金 同左 |
| 4.その他 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 前中間計算期間末 (平成17年5月19日現在) | 当中間計算期間末 (平成18年5月21日現在) |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1. 期首元本額 | 2,185,572,784円 | (その他の注記)1に記載しております。 |
| 期中追加設定元本額 | 69,377,914円 | |
| 期中一部解約元本額 | 1,763,996,557円 | |
| 2. 当該中間計算期間の末日における受益権総数 | | 767,112,582口 |
| 3. 1口当たり純資産額 | (1口当たり情報)に記載しております。 | 1.1831円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前中間計算期間 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 当中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
|--|--|
| 1. その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。 | 1. その他費用 同左 |
| 2. 欠損金減少額および欠損金増加額 中間一部解約に伴う欠損金減少額および中間追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。 | 2. 剰余金増加額および剰余金減少額 中間追加信託に伴う剰余金増加額および中間一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| 前中間計算期間 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 当中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
|--|--|
| | 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

| | 前中間計算期間 自 平成16年11月20日 至 平成17年5月19日 | 当中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
|-----------|--|--|
| 期首元本額 | | 612,608,599円 |
| 期中追加設定元本額 | (中間貸借対照表に関する注記)に記載しております。 | 245,645,261円 |
| 期中一部解約元本額 | | 91,141,278円 |

2. 有価証券関係

前中間計算期間末（平成17年5月19日現在）
該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成18年5月21日現在）
該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

前中間計算期間末（平成17年5月19日現在）
該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成18年5月21日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | 前中間計算期間末 （平成17年5月19日現在） | 当中間計算期間末 （平成18年5月21日現在） |
|-----------|----------------------------|-------------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0072円 | （中間貸借対照表に関する注記） に記載しております。 |

(参考情報)

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成18年5月21日現在(以下「計算日」という)の状況は次のとおりです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1)貸借対照表

| 項目 | (平成18年5月21日現在) |
|----------|-----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 207,050,805 |
| コール・ローン | 1,056,731,338 |
| 株式 | 106,770,761,718 |
| 未収入金 | 13,698,618 |
| 未収配当金 | 267,899,084 |
| 未収利息 | 57 |
| 流動資産合計 | 108,316,141,620 |
| 資産合計 | 108,316,141,620 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 20,548 |
| 未払金 | 62,719,724 |
| 未払解約金 | 246,300,000 |
| 流動負債合計 | 309,040,272 |
| 負債合計 | 309,040,272 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 94,221,892,618 |
| 剰余金 | |
| 剰余金 | 13,785,208,730 |
| 純資産合計 | 108,007,101,348 |
| 負債・純資産合計 | 108,316,141,620 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日 |
|----------------------------|--|
| 1 .有価証券の評価基準および評価方法 | <p>組入有価証券（株式、新株予約権証券）については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該証券取引所の最終相場がない場合は、当該証券取引所における直近の最終相場もしくは当該証券取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2 .デリバティブ取引等の評価基準および評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3 .外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 4 .収益および費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p> |
| 5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| (平成18年5月21日現在) | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 計算日における受益権総数 | 94,221,892,618口 |
| 2. 1口当たり純資産額 | 1.1463円 |

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|-------------------------------|
| 自 平成17年11月22日 至 平成18年5月21日 |
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

| (平成18年5月21日現在) | |
|---|-----------------|
| 1. MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの当中間計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 | |
| 期首元本額 | 76,401,263,946円 |
| 期中追加設定元本額 | 21,353,495,636円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,532,866,964円 |
| 平成18年5月21日現在の元本の内訳 | |
| モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド | 1,977,138,748円 |
| MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ | 765,462,224円 |
| モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド (適格機関投資家専用) | 91,479,291,646円 |
| 平成18年5月21日現在の元本合計 | 94,221,892,618円 |

2. 有価証券関係

(平成18年5月21日現在)
該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係
取引の時価等に関する事項
通貨関連

| 区分 | 種類 | (平成18年5月21日現在) | | | |
|-----------|------------|----------------|-------|-----------|---------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 2,639,813 | - | 2,644,107 | 4,294 |
| | ユーロ | 767,349 | - | 773,872 | 6,523 |
| | スウェーデンクローナ | 656,986 | - | 666,717 | 9,731 |
| | 合計 | 4,064,148 | - | 4,084,696 | 20,548 |

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」とする。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成18年6月30日現在)

| 種類 | 金額 |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 970,499,943円 |
| 負債総額 | 1,143,352円 |
| 純資産総額 (-) | 969,356,591円 |
| 発行済口数 | 792,675,606口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 1.2229円 |

(参考情報)

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の現況

純資産額計算書

(平成18年6月30日現在)

| 種類 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 資産総額 | 118,119,533,480円 |
| 負債総額 | 1,077,354,671円 |
| 純資産総額 (-) | 117,042,178,809円 |
| 発行済口数 | 98,509,799,442口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 1.1881円 |

設定および解約の実績

下記決算期間中（9期については平成17年11月22日から平成18年6月30日までの期間）の設定および解約の実績は次のとおりです。

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|---------------|---------------|
| 1期 | 9,515,311,239 | 6,747,260,349 |
| 2期 | 1,451,213,976 | 1,542,790,148 |
| 3期 | 1,516,871,981 | 1,752,913,399 |
| 4期 | 112,934,301 | 780,854,279 |
| 5期 | 145,723,366 | 231,648,946 |
| 6期 | 1,781,267,920 | 1,263,210,774 |
| 7期 | 89,720,388 | 108,792,492 |
| 8期 | 258,052,782 | 1,831,016,967 |
| 9期（中間期） | 288,904,998 | 108,837,991 |

（注）本邦外における販売および解約はありません。

その他の情報**ファンドの沿革**

| | |
|-------------|--|
| 平成9年11月20日 | 投資信託約款締結、ファンドの設定、運用開始 |
| 平成12年11月15日 | 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」附則第3条により新証券取引法第二章の規定を適用しない期間満了に伴い「有価証券届出書」提出 |
| 平成12年12月1日 | 新証券取引法による募集開始 |
| 平成14年3月11日 | マザーファンドの投資信託約款を締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行 |

受益証券は上場されません。

www.morganstanley.co.jp/fund/

Morgan Stanley